

Ⅱ アンケート調査の結果

凡 例

1. アンケート調査の基本集計結果は、すでに、第1次報告書（『東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書』（2013年3月））として発表している。以下は、アンケート調査結果の重要なポイントに焦点を合わせ、基本集計結果を必要な範囲で再述するとともに、新たな集計の結果および解説を付加したものである。なお、アンケート調査で用いた調査票は本書Vに資料として掲載してある。
2. 以下で用いる主な用語は下記の通りである。

地域

仙台市	宮城県仙台市に所在する仮設住宅居住者の回答結果
女川町	同県牡鹿郡女川町に所在する仮設住宅居住者の回答結果
南三陸町	同県本吉郡南三陸町に所在する仮設住宅居住者の回答結果
二本松市（浪江町）	福島県二本松市に所在する同県浪江町民対象の仮設住宅居住者の回答結果
相馬市	同県相馬市に所在する仮設住宅居住者の回答結果

世帯類型

高齢者のみ世帯	65歳以上の高齢者のみからなる世帯
高齢者あり世帯	65歳以上の高齢者と65歳未満の家族が同居する世帯
高齢者なし世帯	65歳未満の者のみからなる世帯

震災後法律問題

東日本大震災後に回答者またはその家族が経験した法律問題（ただし、後掲の原発事故関連問題を除く）

震災後法律問題経験者

震災後法律問題の経験を回答した者

「最も重大な問題」

震災後法律問題の中で、回答者が最も重大であると指定した問題

「最も重大な問題」回答者

「最も重大な問題」に関する一連の質問に回答した者

Ⅱ アンケート調査の結果

原発事故関連問題	東京電力福島第一原子力発電所事故に関連して回答者またはその家族が経験した損害賠償等の法律問題
原発事故関連問題経験者	原発事故関連問題の経験を回答した者
法律専門家相談率	震災後法律問題または原発事故関連問題の経験者で、その問題を解決するために弁護士や司法書士に「相談した」回答者の比率
法律以外専門機関相談率	震災後法律問題について、その問題を解決するために、弁護士や司法書士以外の専門機関に「相談した」回答者の比率
解決率	震災後法律問題または原発事故関連問題について、その問題が「すでに解決した」または「まだ解決していないが、解決の方向に向かっている」と回答した比率の合計

3. 以下には、無回答を除いた集計結果を示す。このため、第1次報告書とは数値が異なる場合がある。



1 回答者の特徴

(1) 震災発生当時の居住地（問1）

第Ⅰ部2「アンケート調査の概要」で述べた通り、アンケート調査の有効回答の合計は1,598人である。調査地域ごとの内訳は、仙台市345人、女川町346人、南三陸町342人、二本松市（浪江町）220人、相馬市345人となる。

これらの回答者にまず震災発生当時の居住地を質問し（問1）、その結果をまとめたのが図表2-1-1である。調査地域（仮設住宅の所在地）と震災発生当時の居住地は概ね一致している。ただし、二本松市の仮設住宅は東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域に指定された浪江町からの避難者を対象とするため、調査地域（二本松市）と震災発生当時の居住地（浪江町）が一致しない。

二本松市（浪江町）以外について、震災発生時に調査地域（仮設住宅の所在地）以外に居住していた住民の比率を計算すると、仙台市が4.7%、女川町が2.6%、南三陸町が0%、相馬市が17.7%である。相馬市の回答で比率が高くなっている。なお、二本松市（浪江町）は浪江町民対象の仮設住宅であるが、震災当時浪江町以外に居住していた回答者が2.3%含まれる。

震災発生当時の居住地が調査地域（仮設住宅の所在地）以外である場合について、震災発生当時の居住地を自由回答で確認すると、仙台市の場合は、石巻市、東松島市が多いほか、多賀城市、塩竈市、岩沼市、名取市などである。女川町の場合は、仙台市のほか、自由回答では石巻市が多い。二本松市（浪江町）の場合は大熊町、富岡町などである。相馬市の場合は、南相馬市、浪江町、大熊町などである。

図表2-1-1 回答者の震災発生当時の居住地

(%)

調査地域 \ 震災発生当時の居住地	仙台市	女川町	南三陸町	浪江町	相馬市	その他
全体(n=1596)	21.0	21.1	21.4	14.7	17.8	4.0
仙台市(n=344)	95.3	0.0	0.3	0.0	0.0	4.4
女川町(n=346)	2.0	97.4	0.0	0.0	0.0	0.6
南三陸町(n=341)	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
二本松市(浪江町)(n=220)	0.0	0.0	0.0	97.7	0.0	2.3
相馬市(n=345)	0.0	0.0	0.0	5.5	82.3	12.2

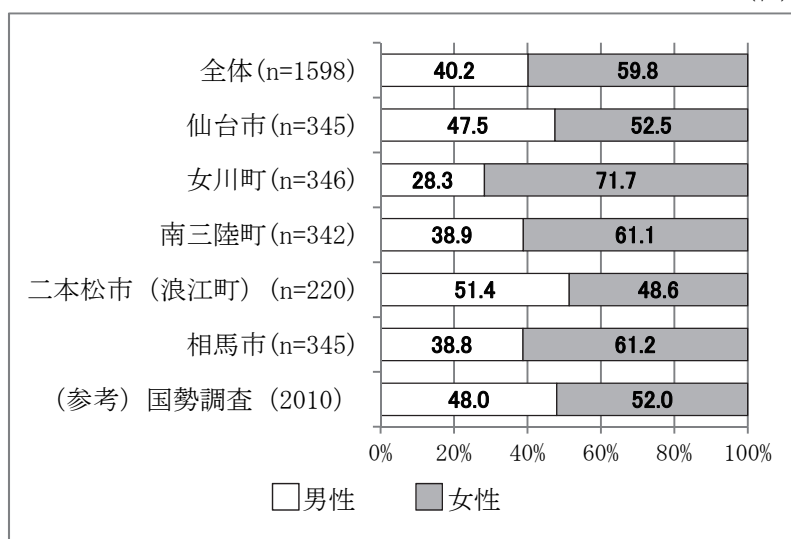
(2) 性別・年齢 (問18)

回答者の性別 (問18(1)) をみると、全体の数字で男性が40.2%、女性が59.8%である (図表2-1-2)。参考に掲げた2010年国勢調査の全国結果と比較すると、本調査の回答者の構成は、全般的に女性の比率が高い。世帯主との続柄 (問18(3)) でみると、女性の回答者 (946人) の半数以上 (56.2%) は「配偶者」と回答しており、世帯主である夫に代わって、あるいは夫とともに回答したケースが多いと考えられる。

地域別では、仙台市と二本松市 (浪江町) で男性の比率が高く、女川町では女性の比率が高い。女川町では女性の回答者が7割を超えている。

図表2-1-2 回答者の性別

(%)



(注) 国勢調査 (2010) の数値は20歳以上人口に占める男女の比率。

(出所) 国勢調査 (2010) の数値は総務省統計局『平成22年国勢調査 人口等基本集計』第3-1表から計算。

回答者の年齢 (問18(2)) では、「20～29歳」が3.6%¹、「30～39歳」が7.8%、「40～49歳」が13.5%、「50～59歳」が17.6%、「60～69歳」が25.5%、「70～79歳」が21.8%、「80歳以上」が10.3%である (図表2-1-3)。参考に掲げた2010年国勢調査の全国結果と比較して高年齢層の比率が高い。

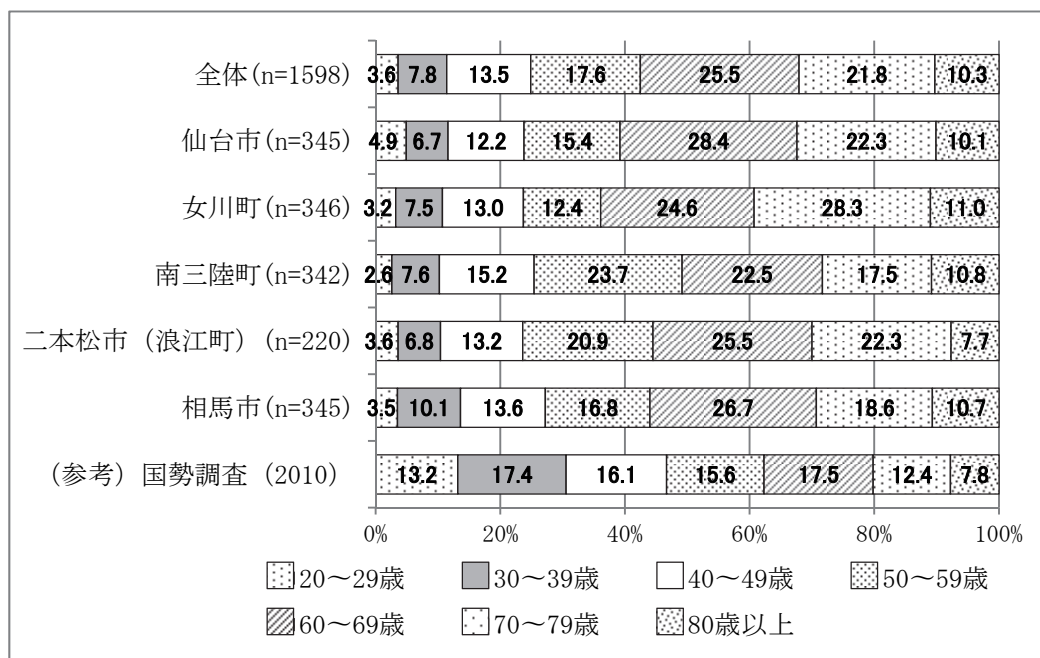
地域別では、女川町で、他の地域より「70～79歳」が多く、「50～59歳」が少ない。南三陸

¹ 20歳未満の3名 (18歳1名、19歳2名) を含む。

町で「50～59歳」が多く、「70～79歳」が少ない。仙台市、二本松市（浪江町）、南三陸町では目立った特徴はない。

図表2-1-3 回答者の年齢

(%)



(注) 本調査の「20歳～29歳」の区分は20歳未満の3名（18歳1名、19歳2名）を含む。国勢調査（2010）の数値は20歳以上人口に占める各年齢階級の比率。

(出所) 国勢調査（2010）の数値は総務省統計局『平成22年国勢調査・人口等基本集計』第3-1表から計算。

回答者の年齢構成の特徴をさらにみるため、回答者が65歳以上の高齢者であるかどうかで区分したのが図表2-1-4である。これをみると、全体で65歳以上の回答者が4割強（44.2%）を占める。

地域別でみると、特に女川町で「65歳以上」が54.9%と多くなっている。

回答者に高齢者が多い理由としては、①今回の調査対象地域（東日本大震災の被災地）では元々高齢化が進行している地域であるという事情のほか²、②東日本大震災の被災者のうち若年者や子どもがいるファミリー層の被災者は民間の賃貸住宅（みなし仮設住宅）に入居している場合が少なくなく、結果として、本調査の対象である仮設住宅の入居者には被災者の中でも高齢者が多くなっていることが考えられる。たとえば、仙台市は、今回の調査地域のなかでは高齢化率が比較的低い地域であるが（前掲・図表1-2-2参照）、本調査の回答者の構成では、仙

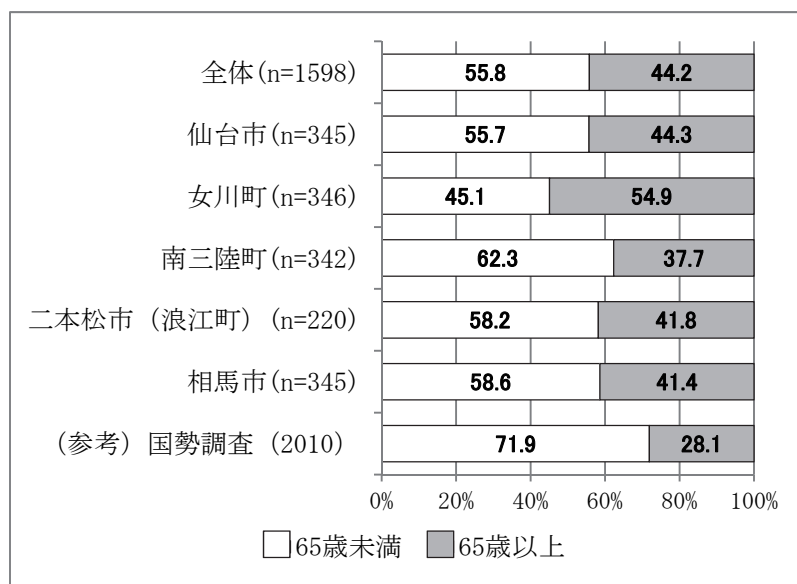
² 調査対象地域の震災前の高齢化率については、第I部2（3）所掲の図表1-2-2参照。

Ⅱ アンケート調査の結果

台市でも高齢者の比率が他の調査地域と同じ程度の高さとなっている（図表2-1-4）。これは②の理由に基づくと考えられる。

図表2-1-4 65歳以上の回答者の比率

(%)



(注) 国勢調査 (2010) の数値は20歳以上人口に占める比率。

(出所) 国勢調査 (2010) の数値は総務省統計局『平成22年国勢調査・人口等基本集計』第3-1表から計算。

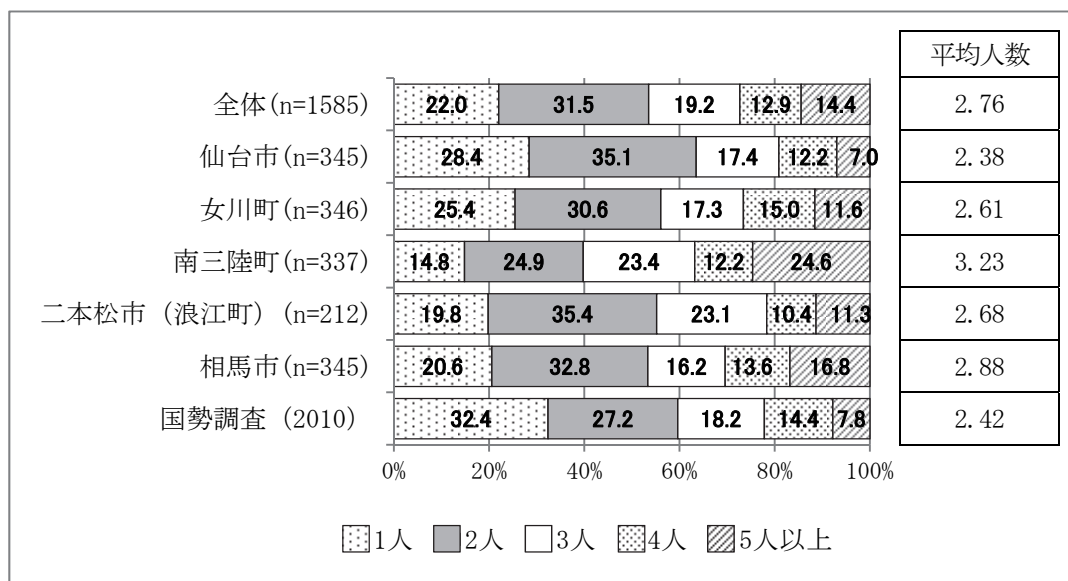
(3) 世帯特性 (問19・問20)

現在の同居家族人数 (問19(1)) は、「1人」が22.0%、「2人」が31.5%、「3人」が19.2%、「4人」が12.9%、「5人以上」が14.4%で、平均人数は2.76人である (図表2-1-5)。参考に、2010年国勢調査の全国結果 (一般世帯における世帯人数) と比較すると、本調査の回答者では、全体で、「1人」が少なく、「2人」「3人」「5人以上」が多い。同居人数 (世帯人数) の平均も、2010年国勢調査全体の結果では2.42人であるのに対して、本調査の回答者では、2.76人と若干多めとなっている。

回答者の同居家族人数を地域別にみた場合、全体としてはよく似通った傾向を示すが、細かくみると、仙台市で「1人」が多く、「5人以上」が少ない。南三陸町で「3人」「5人以上」が多く、「1人」「2人」が少ない。平均人数も仙台市 (2.38人) がやや少なく、南三陸町 (3.23人) がやや多めとなっている。女川町、二本松市 (浪江町)、相馬市は目立った特徴はない。

図表2-1-5 回答者世帯の現在の同居家族人数

(%)



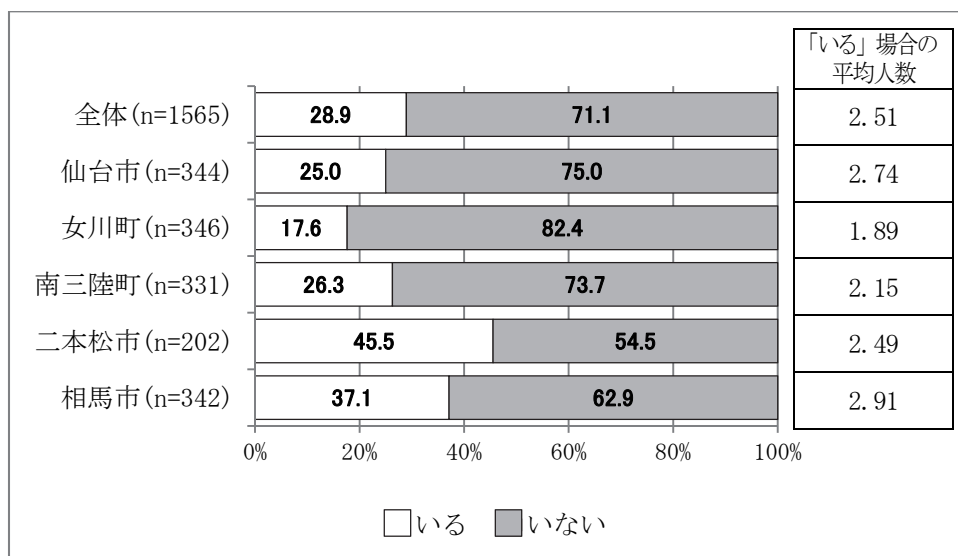
(注) 国勢調査（2010）は一般世帯における世帯人員の比率。

(出所) 国勢調査（2010）の数値は総務省統計局『平成22年国勢調査・人口等基本集計』第7表から計算。

震災発生当時同居していて現在別居している家族の有無（問20）については、「いる」の回答が28.9%、「いない」が71.1%である（図表2-1-6）。震災を契機に世帯分離を経験した世帯が3割近くになる。地域別にみると、宮城県の3地域と福島県の2地域で顕著な差がみられた。「いる」の回答が、原発避難地域の二本松市（浪江町）で45.5%と非常に多く、相馬市も37.1%と多い。これに対して、宮城県の3地域（仙台市が25.0%、女川町が17.6%、南三陸町が26.3%）は比較的少ない。仮設住宅は手狭であるという理由は宮城県、福島県に共通の事情と思われるので、福島県の2地域で世帯分離が多く見られる理由としては、放射線の影響の心配から、子どものいる若い世代の家族が別の場所に離れた可能性が推測される。

なお、別居家族が「いる」場合の別居者の人数は、平均で概ね2人を超えており、子どものいる若い世代の家族が、仮設住宅では手狭であるという理由で、あるいは、放射線への心配のため、他の場所の民間賃貸住宅等に住んでいる様子を推測させる。

図表2-1-6 震災発生当時同居していて現在別居している家族の有無および人数



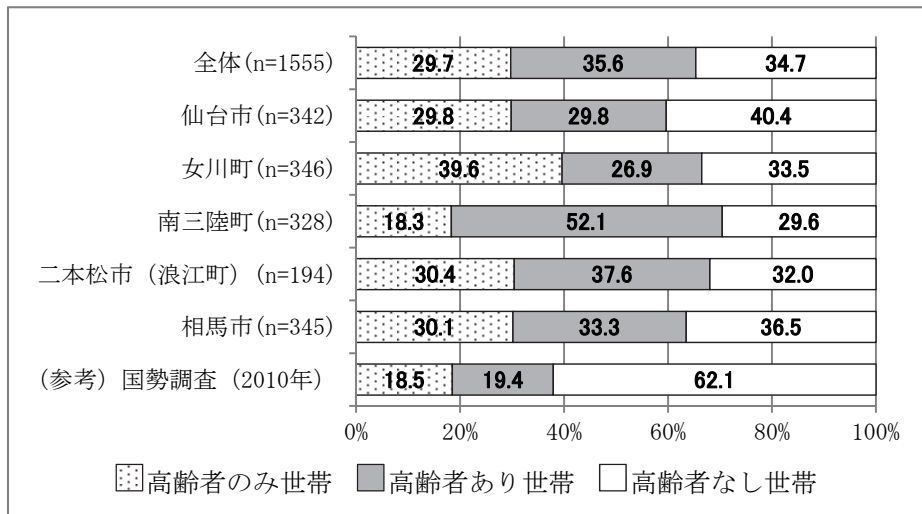
回答者の世帯に高齢者がいるかどうかの状況を見ると³、65歳以上の高齢者のみからなる「高齢者のみ世帯」が29.7%、65歳以上の高齢者と65歳未満の家族が同居する「高齢者あり世帯」が35.6%、65歳未満の者のみからなる「高齢者なし世帯」が34.7%である（図表2-1-7）。「高齢者のみ世帯」と「高齢者あり世帯」を合わせて高齢者のいる世帯が回答者全体の6割を超える。参考として付記した2010年国勢調査の全国結果（「高齢者のみ世帯」と「高齢者あり世帯」を合わせて37.9%）と比較すると、本調査の回答者には高齢者がいる世帯が多いことがわかる。

地域ごとの特徴をみると、仙台市で「高齢者なし世帯」が多く、女川町で「高齢者のみ世帯」、南三陸町で「高齢者あり世帯」が多い。二本松市（浪江町）と相馬市は目立った特徴はない。

³ 以下に示す世帯類型は問19(1)および問19(2)の回答を合成して作成した。

図表2-1-7 回答者世帯の高齢者有無別類型

(%)



(出所) 国勢調査 (2010) の数値は総務省統計局『平成22年国勢調査・人口等基本集計』第30表から計算。

(4) 就業状態 (問21)

家族の主な働き手 (問21) については、回答者「本人」が24.0%、「配偶者」が22.8%、「父母」が1.7%、「子ども」が12.8%、「その他の親族等」が1.9%、「仕事をしている家族はいない」が36.7%である (図表2-1-8)。回答者の約3分の1は就労者のいない世帯ということになる。このことは、回答者に高齢者が多いことのほか、震災や原発事故の影響で職場を失った被災者がいることと関わっている。

地域別では、仙台市で回答者「本人」が多く、「子ども」が少ない。女川町では「仕事をしている家族はいない」が多く、「本人」が少ない。南三陸町では、「配偶者」「父母」「子ども」が多く、「仕事をしている家族はいない」が少ない。二本松市 (浪江町) は「仕事をしている家族はいない」が多く、「本人」「配偶者」が少ない。相馬市も「仕事をしている家族はいない」が多く、「子ども」は少ない。

女川町で「仕事をしている家族はいない」の回答が多い理由としては「高齢者のみ世帯」の比率が高いこと (前掲・図表2-1-7) が考えられる。二本松市 (浪江町) と相馬市で「仕事をしている家族はいない」の回答が多い理由としては原発事故による職場の喪失の影響が考えられる。

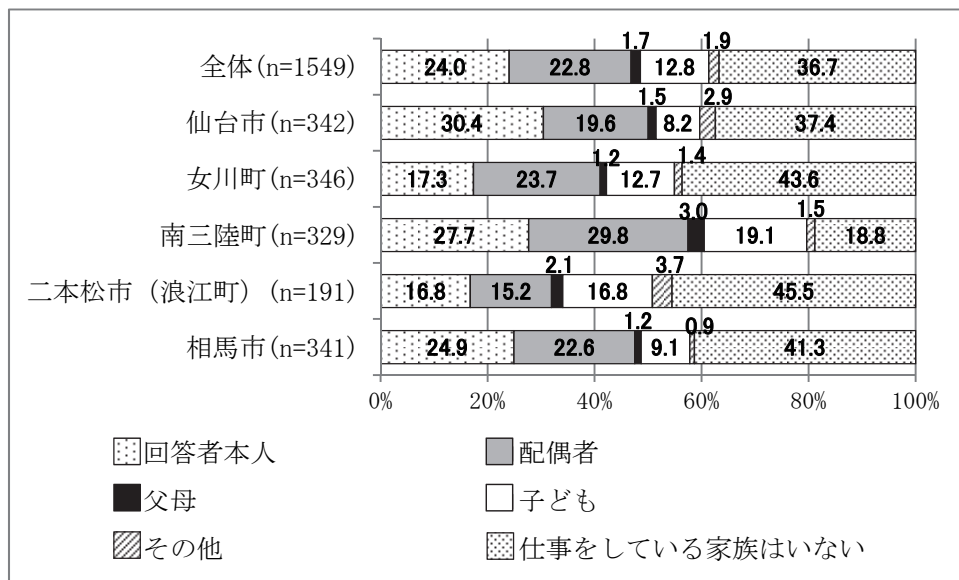
逆に南三陸町で「仕事をしている家族はいない」が少ない理由としては、前述の通り、南三陸町の回答者は同居家族数が多く (前掲・図表2-1-5)、また、高齢者だけでなく65歳未満の家

Ⅱ アンケート調査の結果

族が同居する世帯（「高齢者あり世帯」）が多い（前掲・図表2-1-7）ことから、稼働年齢層が世帯に含まれていることが多いためであると考えられる。

図表2-1-8 回答者世帯の主な働き手

(%)



（５）世帯収入（問22）

調査票では、回答者の世帯の１年間（調査を実施した2012年）の年収を聞いた（問22）。「年収」の定義は、「同居の家族全員の給与・賞与、年金、失業保険、生活保護などの日常的な収入（見舞金、義援金、生命保険や地震保険の保険金などの一時金は含めない）」とした。

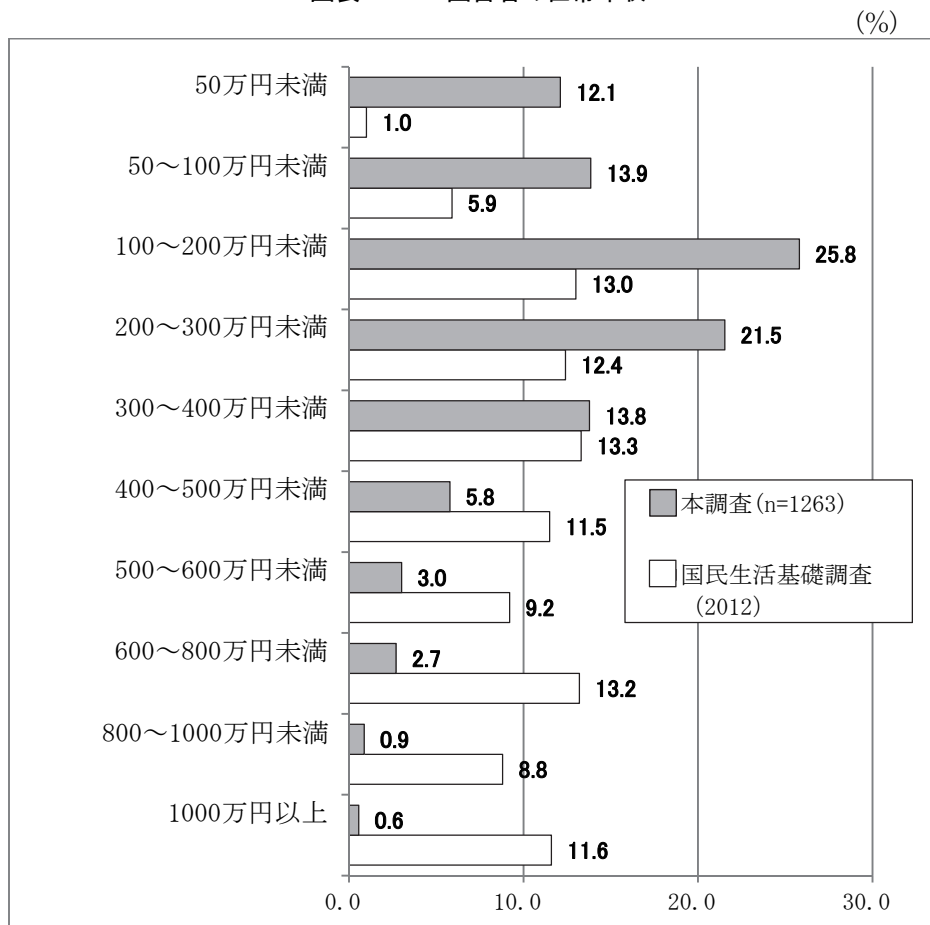
全体として「わからない」と無回答が多かったが⁴、それらを除いて集計すると（図表2-1-9）、収入金額の回答者（1,263人）のうち、「50万円未満」が12.1%、「50～100万円未満」が13.9%、「100～200万円未満」が25.8%、「200～300万円未満」が21.5%などである。100万円未満で区切ると回答者の26.0%、200万円未満で区切ると51.8%となる。参考に掲げた国民生活基礎調査（2012年）の結果と比較すると、国民生活基礎調査（2012年）では、100万円未満の世帯が6.9%、200万円未満で区切ると19.9%であり、これと比較して、本調査の回答者は、所得の低い世帯が多い構成となっている。

また、世帯年収の平均値は本調査の回答では227.7万円であるのに対して、国民生活基礎調

⁴ 回答者総数1,598人中、「わからない」が285人（17.8%）、無回答が50人（3.1%）であった。

査（2012年）の結果では平均値が548.2万円（中央値432万円）となっており⁵、本調査の回答で平均値が低い。本調査の回答者で世帯年収が低くなっている理由としては、回答者に高齢者が多いこと、震災による生活基盤や就労環境の悪化、世帯分離による稼働世代の別居など種々の要因が働いているものと考えられる。

図表2-1-9 回答者の世帯年収



(注) 国民生活基礎調査との比較のため、無回答のほか「わからない」も除いて集計。

(出所) 国民生活基礎調査（2012）の数値は厚生労働省『平成24年国民生活基礎調査』所得票・第21表から計算。

地域別でみると（図表2-1-10。年収カテゴリーは7区分に統合した）、宮城県の3地域の中では、女川町で「100万円未満」と「100～200万円未満」の合計が半数近く（46.4%）を占め、世帯年収が低い傾向がみられる。これは女川町の回答者には「高齢者のみ世帯」が多く、「仕

⁵ 厚生労働省『平成24年国民生活基礎調査』所得票・第21表参照。

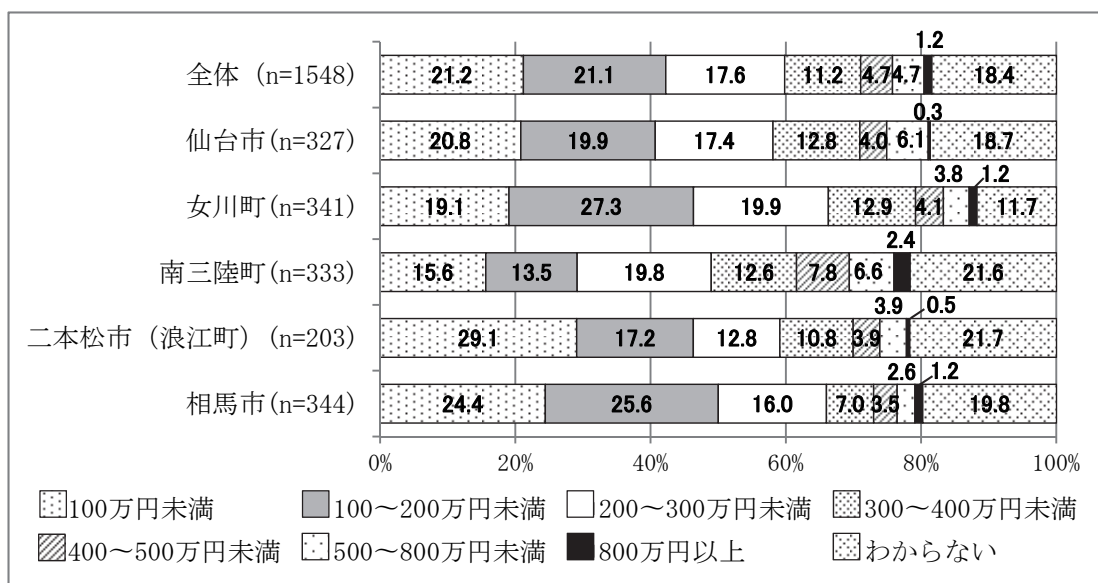
Ⅱ アンケート調査の結果

事をしている家族はない」の回答が多いことと関連していると推測される。逆に、南三陸町では、比較的高い金額の「400～500万円未満」「500～800万円未満」「800万円以上」の回答が多い。これは、南三陸町は稼働世代が同居する世帯（「高齢者あり世帯」）が多いことと関連していると推測される。

一方、福島県の2地域についてみると、二本松市（浪江町）・相馬市とも、「100万円未満」「100～200万円未満」の比較的低い金額の回答が多い。また、この表では「100万円未満」に統合されているが、「収入なし」の回答が、二本松市（浪江町）・相馬市で他の地域より高かった。「収入なし」の比率は、全体では6.0%、仙台市では4.0%、女川町では1.5%、南三陸町では1.8%であるのに対して、二本松市（浪江町）では19.2%と非常に多く、相馬市も8.7%と多い。特に二本松市（浪江町）の回答者の多くは2012年には何らかの形で東京電力からの賠償金を得ていたものと推測されるが、調査票で示した年収の定義が「給与・賞与、年金、失業保険、生活保護などの日常的な収入」であったため、賠償金を世帯収入には含めなかった回答者が多かった可能性が推測される。

図表2-1-10 回答者の世帯年収（地域別）

(%)

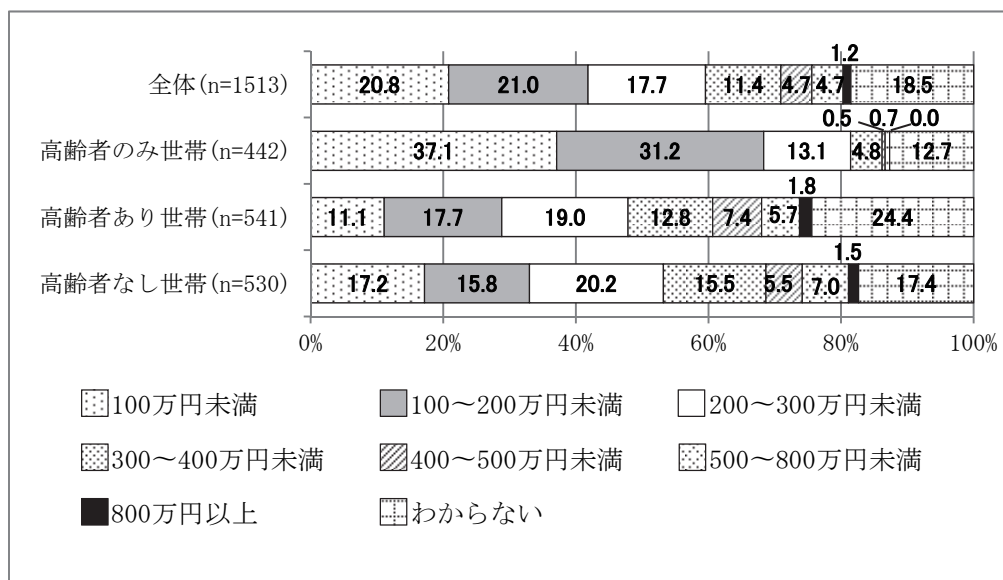


世帯年収を世帯類型別でみると（図表2-1-11）、「高齢者のみ世帯」では「100万円未満」「100～200万円未満」の回答が多く、世帯年収が低い傾向がみられる。これに対して、「高齢者あり世帯」および「高齢者なし世帯」では中位から上位の収入カテゴリーの比率が高い。「高齢者あり世帯」では、他の世帯類型と比べて、「400～500万円未満」「800万円以上」の回答

が多く、「高齢者なし世帯」では「300～400万円未満」と「500～800万円未満」の回答が多くなっている。

図表2-1-11 回答者の世帯年収（世帯類型別）

（％）



（6）小括

以上が回答者の属性の特徴であるが、以下の分析において留意すべき点をあらためてまとめると次のようになる。

全体として回答者には高齢層が多く、また、回答者の世帯には65歳以上の高齢者を含む世帯（「高齢者のみ世帯」および「高齢者あり世帯」）が多い。他方、同居人数は平均で2人台にとどまる。高齢者層が多いこと、および、同居人数が少ないことは、本調査の回答世帯に、子どものいる若い年齢層の家族（いわゆるファミリー層）が少ないことを示す。そしてそれら子どものいる若い年齢層の家族は「みなし仮設」に居住する場合が多いと推測される。本調査は仮設住宅のみを対象とするものであるため、「みなし仮設」に入居している若い年齢層の家族の法的ニーズは十分には反映されていない可能性があることには注意を要する。

また、本調査の回答者は世帯収入も全体として低く、特に「高齢者のみ世帯」で低い。

地域別の特徴では、仙台市の回答者には、「高齢者なし世帯」が多い。別言すれば、65歳以下の稼働年齢層のみの世帯が多い。ただし、仙台市の回答者には「1人」世帯が多く、同居家族の平均人数も少ない。子どものいる家族はやはり「みなし仮設」に居住していると推測さ

Ⅱ アンケート調査の結果

れる。

女川町の回答者には、「高齢者のみ世帯」「仕事をしている家族はいない世帯」が多い。女川町は、本調査の中でも高齢者の特性を最も色濃く示す地域となっている。

これに対して、南三陸町の回答者には、同居人数が比較的多く（平均人数が唯一3人台である）、また、「高齢者あり世帯」の比率が高い。すなわち、稼働年齢世代の者（およびその家族）が高齢者と同居する世帯が多い特徴を持つ。

二本松市（浪江町）と相馬市の回答者には、震災発生当時同居していて現在別居している家族が「いる」の回答が多い。別居している家族の平均人数も多い傾向がみられる。原発事故に伴う職場の被害や放射能汚染の心配から、子育て中の若い世代の家族が親の世代とは別居して他の場所に居住しているケースが多いと推測される。



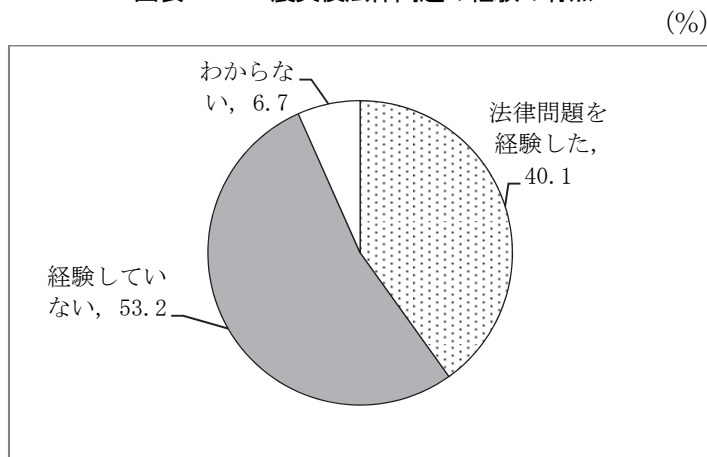
2 震災後の法律問題

(1) 震災後の法律問題の経験率と問題の種類（問3）

本調査では、「商品やサービスの欠陥や返品、解約」「借金」等24個の具体的な問題および「その他の問題」の選択肢を示したうえで、「震災後これまでの間に、あなたやご家族は、どなたかとの間で、〔それらの〕問題を経験したことがあるか」（下線は質問文に付したもの）を聞いた（問3）。以下、この問題を「震災後法律問題」という。

この質問に対して、回答者（1,576人）のうち、震災後何らかの法律問題を「経験した」の回答が40.1%、「問題は経験していない」が53.2%、「わからない」が6.7%である（図表2-2-1）。回答者の約4割が震災後何らかの法律問題を経験したことになる。

図表2-2-1 震災後法律問題の経験の有無



(注) n=1,576.

ちなみに、法テラスが2008年秋に実施した調査（『法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査』。以下、「法テラス2008年調査」という）では、過去5年間の法律問題経験について、同種の質問を行っており、その結果、過去5年間に何らかの法律問題を経験したとの回答は25.2%であった⁶。2008年調査は「わからない」を含まない比率であるため、本調査でも「わからない」を除いて再計算すると（回答者は1,471人）、「経験した」が43.0%、「問題は経験

⁶ 日本司法支援センター『法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書』（2010年3月）（以下、『2008年調査報告書』で引用する）3頁、21頁参照。

Ⅱ アンケート調査の結果

していない」が57.0%である。選択肢として示した問題の種類その他が完全には一致しないため単純な比較はできないが、本調査の結果では、法律問題の経験率が2008年調査より約17ポイント高くなっており、やはり震災は多くの法律問題を被災者にもたらしめているといえる⁷。なお、アンケート調査の追加調査として行ったインタビュー調査では、アンケートには「問題は経験していない」と回答していても、実際には法律問題を抱えている事例が少なからずみられた⁸。実際の法律問題経験率はもう少し高めである可能性がある。

震災後の法律問題経験の質問は、具体的な問題で当てはまるもの（経験したもの）はいくつでも選択してもらう形をとっているが、震災後法律問題経験者（632人）が選択した問題の総数は1,594である。一人当たり平均で2.52の問題を経験していることになる。この結果は、被災者が、（同時的あるいは継起的に）複数のあるいは複合的な問題に遭遇していることを意味する。参考に前述の法テラス2008年調査の結果と比較すると、2008年調査では法律問題経験者は一人当たり平均で約1.8の問題を経験しているとの結果であったので、本調査の結果のほうが多くなっている⁹。

本調査の回答者が震災後に経験した法律問題として選択した問題は図表2-2-2の通りである。最も多く選択されたのは「自治体による土地の買い上げに関する問題」（10.5%）であり、続いて「義援金・災害支援金等の給付金に関する問題」（9.5%）、「住宅ローン」（9.0%）、「解雇・雇止め」（7.2%）、「土地・建物の売買、建築など」（6.6%）、「地震保険の保険金請求」（6.5%）、「相続・遺言」（6.0%）、「借金」（5.6%）、「現在の住まいでの近隣関係」（5.5%）などの順である。

⁷ 本調査の結果を2008年調査の結果と比較するときに注意すべき点として、①2008年調査は回答者個人が経験した問題を聞く形式であったのに対して、本調査では回答者および家族の経験を聞いていること、および、②2008年調査では福祉問題を法律問題とは別に聞いているのに対して、本調査では24個の具体的な問題のなかに福祉に関する問題（「年金・福祉に関する問題」「生活保護に関する問題」の2つ）を含めていることの2点がある。この2点はいずれも、調査設計上、2008年調査よりも本調査で法律問題経験の出現率を高める方向に働くものである。したがって、本調査における法律問題経験率が2008年調査より約17ポイント高くなっている点は幾分か割り引く必要がある。もっとも、②についていえば、念のため、本調査の結果について、福祉に関する2つの問題を選択しなかったケースに限定して震災後の法律問題経験を集計すると、該当する回答者（「わからない」を除く1,383人）のうち、「経験した」が39.3%、「経験していない」が60.7%となり、やはり、本調査のほうが2008年調査よりも法律問題経験率が約14ポイント高い結果となっている。①の点の影響はなお気になるところであるが、この点を正確に測定する手がかりはない。なお、逆に、調査設計上、2008年調査よりも本調査で法律問題経験率を低くする可能性がある要素として、③2008年調査では「困ったことや不満に思ったこと」という表現を用い、広く問題を拾い上げる表現となっているのに対して、本調査では、震災は被災者にさまざまな法律問題・生活問題をもたらす可能性があることを前提に、単なる生活問題や悩みごとを除外するねらいで「どなたかとの間で」の文言を加え、より重大性・紛争性の高い問題に限定して経験を聞いていること、および、④2008年調査では過去5年間の経験を聞いているのに対して、本調査の対象期間は震災後1年8か月から9か月の時期であり、タイムスパンはかなり短くなっていることの2点がある。

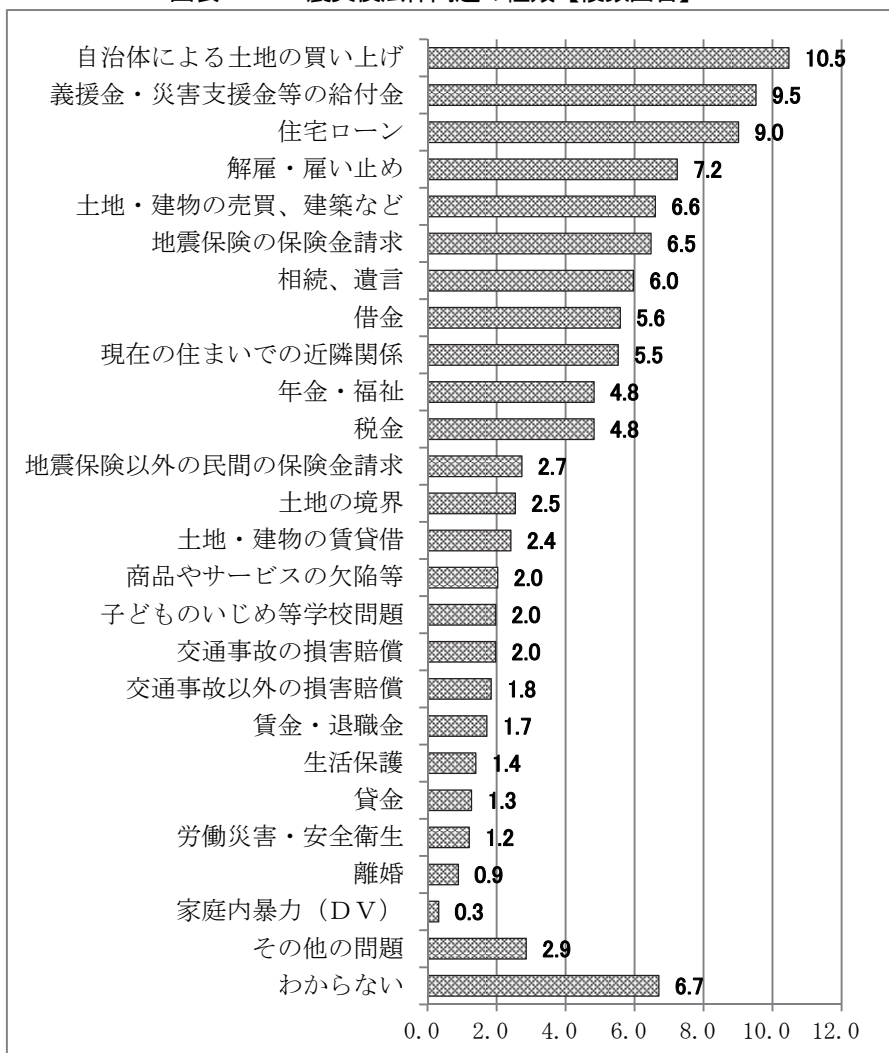
⁸ 本書第Ⅲ部のケース2、ケース3、ケース5、ケース11、ケース14、ケース23を参照。

⁹ 『2008年調査報告書』3頁、21頁参照。なお、前注7の②の点を考慮して、福祉に関する2つの問題を選択しなかったケースに限定して集計すると、該当する回答者（544人）が経験した問題の総数は1,166、一人当たり平均の問題数は約2.1となり、やはり2008年調査よりも多い。

全体としては、やはり、「自治体による土地の買い上げ」「義援金・災害支援金等の給付金」「住宅ローン」「土地・建物の売買、建築」「地震保険の保険金請求」など、震災による土地・住宅被害や生活再建・復興に関する問題の選択が多い。また、津波被害等で職場も大きな被害を受けたことを反映して、雇用問題（「解雇・雇い止め」）も頻繁に選択される問題になっている。さらに、今回の震災では多くの死者が出ていることから、「相続・遺言」の選択も多く、また、仮設住宅等での不自由な生活のため、「現在の住まいでの近隣関係」の選択も多い。

なお、本調査の結果では「離婚」（0.9%）や「家庭内暴力（DV）」（0.3%）の選択が少なくなっているが、このことについては、本調査は世帯単位の調査であるため、家族内の法律問題やトラブルが答えにくいものとなっている可能性に注意を要する（第I部2（4）（a）参照）。

図表2-2-2 震災後法律問題の種類【複数回答】



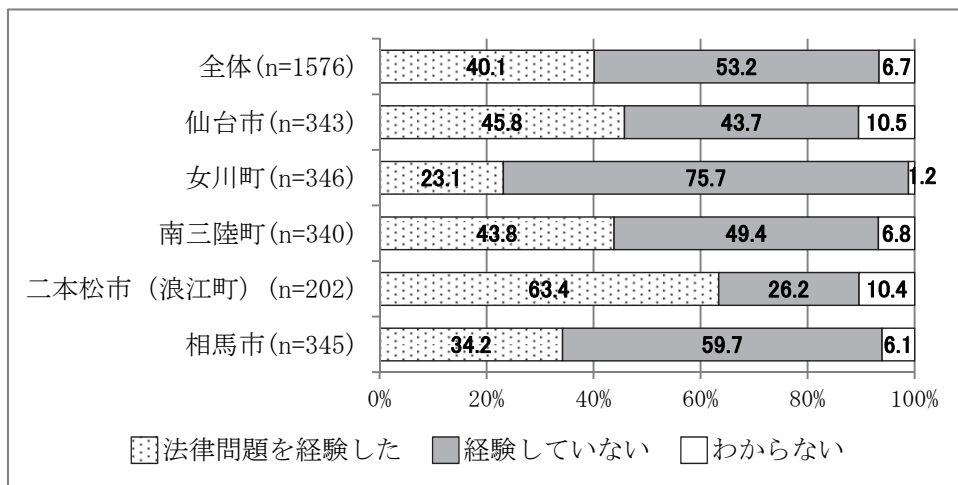
（注）n=1,576.

(2) 地域特性

震災後法律問題の経験率を地域別にみると、二本松市（浪江町）（63.4%）が最も高く、次いで、仙台市（45.8%）、南三陸町（43.8%）、相馬市（34.2%）、女川町（23.1%）の順である（図表2-2-3）。

図表2-2-3 震災後法律問題の経験率（地域別）

(%)



それぞれの地域は、回答者が経験した法律問題の種類の間でも特徴を示す（図表2-2-4）。

仙台市は、他の地域に比べて、「借金」「土地・建物の売買・建築など」「土地の境界」「義援金・災害支援金等の給付金」「自治体による土地の買い上げ」が多く選択されている。仙台市は、今回の被災地の中では復興への動きが比較的早く進捗しているといわれ、回答者が選択した法律問題も、住宅再建に関連するもの（「土地・建物の売買・建築など」「土地の境界」「自治体による土地の買い上げ」）が多い。

南三陸町は、他の地域に比べて、「土地の境界」「相続・遺言」「地震保険以外の民間の保険金請求」「年金・福祉」が多い。「相続・遺言」「地震保険以外の民間の保険金請求」「土地の境界」などは、いずれも津波により多くの死者が出たことを反映しているものと推測される。

二本松市（浪江町）は、「商品やサービスの欠陥等」「土地・建物の賃貸借」「現在の住まいでの近隣関係」「交通事故の損害賠償」「交通事故以外の損害賠償」「賃金・退職金」「解雇・雇い止め」「子どものいじめ等学校に関する問題」「地震保険の保険金請求」「税金」「年金・福祉」の選択が他の地域より多い。原発事故に伴う職場の喪失（「解雇・雇い止め」「賃金・退職金」）や原発事故に伴う避難先での生活トラブル（「現在の住まいでの近隣関係」「子どものいじめ等学校に関する問題」）が深刻である様子がうかがわれる。また、「地震保険」「年金・福

社」「税金」などが他の地域よりも多くなっていることは、原発事故に伴い自宅の被災の状況を確認・査定することが難しかった状況や、役場自体も避難する状況の中で行政サービスにも支障が生じていた可能性を示唆する。「土地・建物の賃貸借」は、震災前の土地・建物賃貸借をめぐる問題のほか、現在仮設住宅に居住している人でも、避難所から現在の仮設住宅に至る過程で民間賃貸住宅に一時居住することに伴い遭遇した問題を含むと推測される¹⁰。

相馬市では、「自治体による土地の買い上げに関する問題」が多く選択されている。

なお、女川町は、他の地域より「経験した」の回答が多い問題はない一方、多くの問題（特に「商品やサービスの欠陥等」「借金」「土地・建物の賃貸借」「住宅ローン」「土地の境界」「現在の住まいでの近隣関係」「交通事故の損害賠償」「交通事故以外の損害賠償」「解雇・雇い止め」「子どものいじめ等学校問題」「地震保険の保険金請求」「地震保険以外の民間の保険金請求」「税金」「年金・福祉」「義援金・災害支援金等の給付金」「自治体による土地の買い上げ」）で他の地域よりも「経験した」の回答が少ない点に特徴がある。

図表2-2-4 震災後法律問題の種類（地域別）

	商品やサービスの欠陥等	借金	貸金	土地・建物の賃貸借	土地・建物の売買・建築など	住宅ローン	土地の境界	現在の住まいでの近隣関係	交通事故の損害賠償	交通事故以外の損害賠償	離婚	相続、遺言	(DV) 家庭内暴力
全体(n=1576)	2.0	5.6	1.3	2.4	6.6	9.0	2.5	5.5	2.0	1.8	0.9	6.0	0.3
仙台市(n=343)	3.2	8.5	1.5	2.6	9.9	11.7	4.1	6.1	2.0	2.0	0.6	4.4	0.3
女川町(n=346)	0.3	2.0	0.3	0.6	7.2	4.3	0.3	0.6	0.6	0.3	0.3	4.9	0.0
南三陸町(n=340)	1.8	6.2	1.8	3.8	6.2	8.5	5.0	5.9	2.1	0.9	1.2	10.0	0.6
二本松市(浪江町)(n=202)	4.0	5.4	2.0	5.0	2.0	11.9	0.5	13.9	5.0	5.0	2.0	8.9	0.5
相馬市(n=345)	1.7	5.8	1.2	1.2	5.8	9.9	2.0	4.6	1.4	2.3	0.9	2.9	0.3

賃金・退職金	解雇・雇い止め	労働災害・安全衛生	子どものいじめ等学校問題	地震保険の保険金請求	地震保険以外の民間の保険金請求	税金	年金・福祉	生活保護	義援金・災害支援金等の給付金	自治体による土地の買い上げ	その他の問題	わからない
1.7	7.2	1.2	2.0	6.5	2.7	4.8	4.8	1.4	9.5	10.5	2.9	6.7
2.6	5.0	1.2	0.9	6.1	2.6	6.1	3.8	2.6	14.0	14.0	4.4	10.5
0.9	2.6	0.6	0.6	1.2	0.6	0.9	1.2	0.6	2.6	2.3	1.7	1.2
0.3	7.1	1.2	0.3	8.5	4.7	4.1	7.4	0.6	10.0	12.6	2.9	6.8
5.4	19.3	3.0	10.9	14.9	2.5	8.4	10.4	1.5	12.4	6.9	3.5	10.4
0.9	7.2	0.9	0.9	5.2	3.2	6.1	3.8	1.7	9.9	15.1	2.0	6.1

¹⁰ インタビュー調査でも、避難所から仮設住宅に移る途中で民間賃貸住宅を借りたケースが見られた。

Ⅱ アンケート調査の結果

以上の地域ごとの集計から、被災者の法的ニーズを考えるうえでいくつかの示唆が得られる。

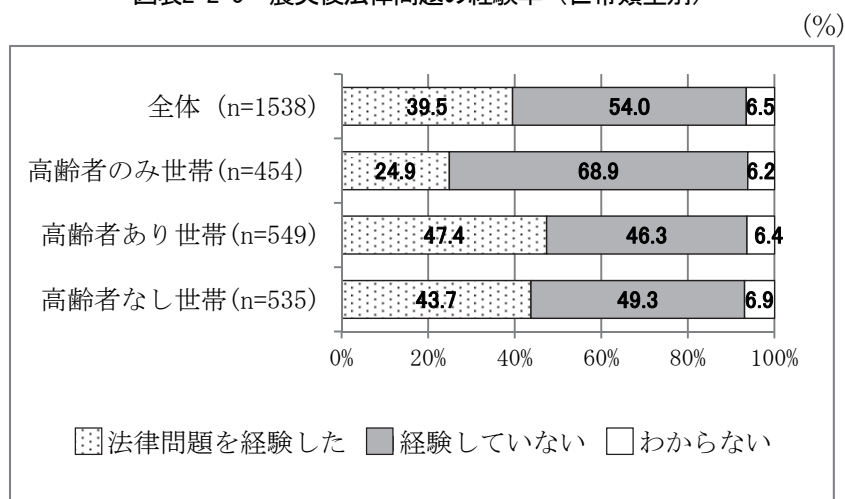
第1に、震災は、住民の生活に共通に深刻な影響を及ぼすが、その一方で、各地の被災の状況を反映して地域性を持った現れ方をする。被災者の法的支援に際しても、そのような地域特性への配慮が必要である。

第2に、原発避難者への日常的な法的支援の重要性である。二本松市（浪江町）の回答は、問題経験率が5つの調査地域の中で最も高いのみならず、問題の種類の間でも、「商品やサービスの欠陥等」「土地・建物の賃貸借」「現在の住まいでの近隣関係」「交通事故の損害賠償」「交通事故以外の損害賠償」「賃金・退職金」「解雇・雇止め」「子どものいじめ等学校問題」「地震保険の保険金請求」「税金」「年金・福祉」など多様な問題が、他の調査地域よりも多く選択されるという特徴を示す。原発避難者の法律問題としてはもっぱら損害賠償問題がクローズアップされているが、しかし、避難者は、避難先での日常生活のなかで多様な問題に遭遇している。迅速・適正な賠償の実現が原発事故をめぐる法律問題の最も重要な課題であることは間違いないが、調査結果は、それと並んで、避難住民は日常生活の中でさまざまな法律問題に遭遇しており、それに対する支援の充実も必要であることを示す（なお、原発事故に関連する損害賠償等の問題については後述「8」参照）。

（3）世帯特性

問題の経験率を世帯構成別でみると（図表2-2-5）、「高齢者あり世帯」（47.4%）、「高齢者なし世帯」（43.7%）で4割以上が震災後に何らかの法律問題を体験しているのに対して、「高齢者のみ世帯」では24.9%と問題経験率が低い。先にみた女川町の問題経験率の低さは、女川町の回答者には「高齢者のみ世帯」が多いことと関係していると考えうる。

図表2-2-5 震災後法律問題の経験率（世帯類型別）



震災後に経験した問題の種類を世帯類型別にみると（図表2-2-6）、まず、「高齢者のみ世帯」は、他の世帯類型より「経験した」の回答が多い問題はない一方、多くの問題（特に「借金」「住宅ローン」「現在の住まいでの近隣関係」「交通事故の損害賠償」「相続・遺言」「賃金・退職金」「解雇・雇い止め」「子どものいじめ等学校問題」「地震保険の保険金請求」「税金」「義援金・災害支援金等の給付金」「自治体による土地の買い上げ」）で他の世帯類型よりも「経験した」の回答が少ない点に特徴がある。

「高齢者あり世帯」では、「借金」「住宅ローン」「相続・遺言」「地震保険の保険金請求」「年金・福祉」「自治体による土地の買い上げに関する問題」が多く選択されている。また、「高齢者なし世帯」では、「借金」「賃金・退職金」「解雇・雇い止め」「子どものいじめ等学校に関する問題」「税金」「義援金・災害支援金等の給付金に関する問題」が多く選択されている。「高齢者あり世帯」および「高齢者なし世帯」の2つは65歳未満の稼働年齢世代を含む世帯類型であり、細かな点では違いがみられるものの、債務、就労、災害復興制度関連の問題が多く選択される傾向がある。

図表2-2-6 震災後法律問題の種類（世帯類型別）

(%)

	商売・サービスの欠陥等	借金	貸金	土地建物の賃貸借	土地建物の売買・建築など	住宅ローン	土地の境界	現在の住まいでの近隣関係	交通事故の損害賠償	交通事故以外の損害賠償	離婚	相続・遺言	DV	家庭内暴力
全体(n=1538)	2.1	5.7	1.2	2.5	6.6	8.8	2.4	5.2	2.0	1.8	0.8	5.9	0.3	
高齢者のみ世帯(n=454)	0.9	1.8	1.3	2.4	6.2	4.2	1.8	2.6	0.4	1.1	0.4	3.3	0.0	
高齢者あり世帯(n=549)	2.6	7.3	1.3	2.4	6.4	12.0	2.9	6.4	2.4	2.4	0.7	7.7	0.4	
高齢者なし世帯(n=535)	2.6	7.5	1.1	2.6	7.3	9.5	2.4	6.2	2.8	1.7	1.3	6.2	0.6	

貸金・退職金	解雇・雇止め	労働災害・安全衛生	学校問題	子どものいじめ等	地震保険の保険金請求	地震保険以外の民間の保険金請求	税金	年金・福祉	生活保護	義援金・災害支援金等の給付金	自治体による土地の買い上げ	その他の問題	わからない
1.6	7.0	1.2	1.9	6.3	2.8	4.8	4.7	1.3	9.4	10.5	2.9	6.5	
0.2	1.1	0.2	0.0	2.6	1.3	1.5	3.3	0.7	5.3	7.5	2.0	6.2	
1.8	8.6	1.5	2.4	9.3	3.5	6.0	6.2	1.5	10.4	13.3	2.6	6.4	
2.6	10.5	1.9	3.0	6.4	3.4	6.4	4.3	1.7	12.0	10.1	4.1	6.9	

「高齢者のみ世帯」で問題経験率が低いことをどう考えるかは、検討を要する問題である。1つの解釈の可能性は、高齢者には該当する問題が少ないことである。たとえば就労に関する問題（「貸金・退職金」「解雇・雇止め」）は既にリタイアした「高齢者のみ世帯」が該当することは少ないであろうし、「住宅ローン」なども既に返済がすすんでいる可能性がある。また、今回の被災地の実情を考えると、比較的地域社会への定着性が高い「高齢者のみ世帯」では「現在の住まいでの近隣関係」でトラブルを抱えることが相対的に少ないことも納得できる。

他方、もう1つの可能性として、高齢者は、かりに法律問題であってもそれを「問題」として認識しない傾向があるとの解釈も考えうる。65歳未満の者だけからなる「高齢者なし世帯」ではまだ能動的・活動的な年齢である本人が法律問題の存在に気づきやすく、また、「高齢者あり世帯」の場合には、同居する若年の家族が法律問題の存在に気づきやすいのに対して、「高齢者のみ世帯」の場合には、高齢者自身がそもそも法律問題を「問題」として認識しないがゆえに、法律問題を「経験した」の回答が少なくなっている可能性である。たとえば、「年金・福祉」の問題の経験率が、本来この問題が最も切実である「高齢者のみ世帯」では3.3%であるのに対して、高齢者と若い家族が同居する「高齢者あり世帯」で6.2%と高いことは、

そのような解釈が成り立つ可能性を示唆する。もしそうであるとするならば、政策的には、高齢者世帯に積極的に向かい話を聞いたり、高齢者を担当することが多い福祉関係行政機関と連携するなど、法律問題の掘り起こしのための積極的取組み（アウトリーチや連携）が必要であることが示唆される。



3 震災後に経験した「最も重大な問題」

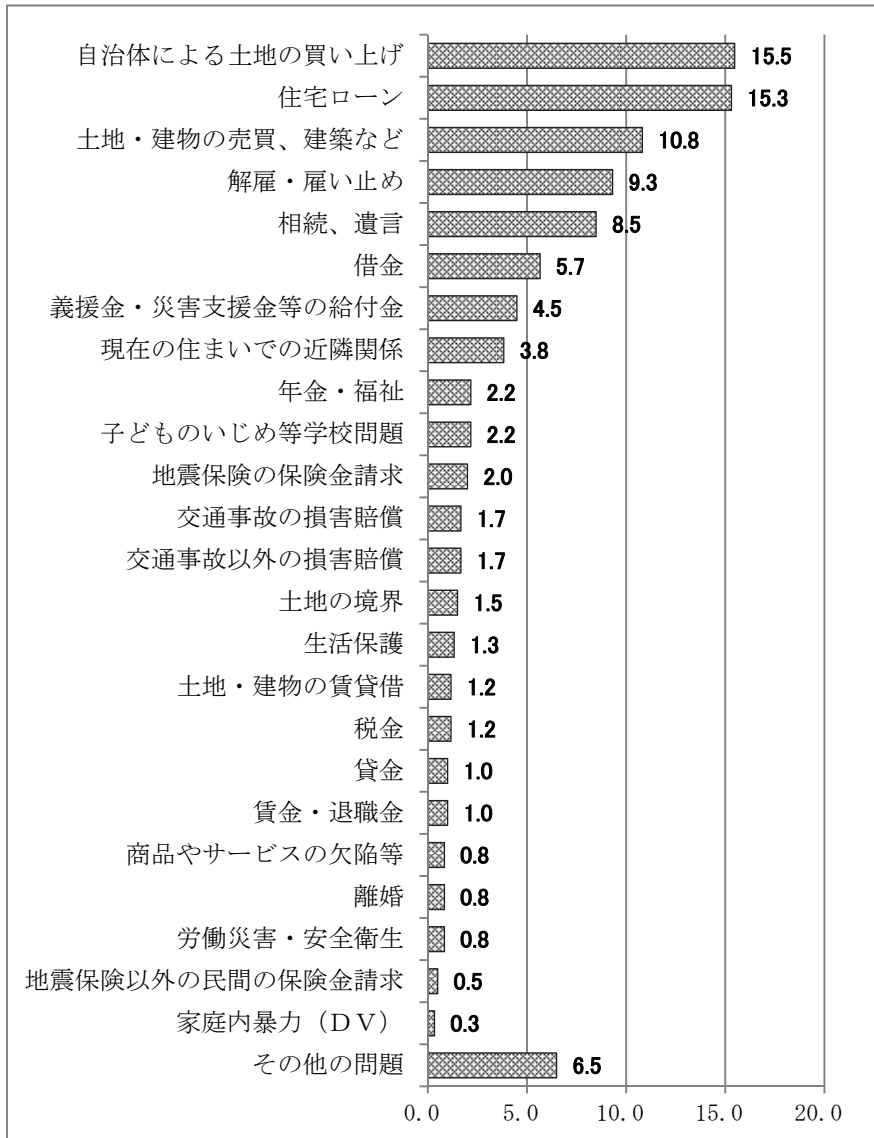
(1) 「最も重大な問題」(問4)

本調査では、「2」に述べた震災後法律問題の中から「最も重大な問題」を1つだけ選んでもらい、それについて法律専門家への相談の有無や法的手続の利用の有無等を詳しく質問した。「最も重大な問題」の回答者は601人である。

「最も重大な問題」として選択された問題の種類を図表2-3-1に掲げた。先にみた震災後法律問題全体の表(前掲・図表2-2-2)と見比べると、「自治体による土地の買い上げ」が最も多いなど、全体の傾向に大きな違いはないが、細かくみると、「住宅ローン」「土地・建物の売買、建築など」の住宅関係、「相続・遺言」「借金」の順位が上がっていることに特徴が見られる。

図表2-3-1 震災後に経験した「最も重大な問題」の種類

(%)



(注) n=601.

(2) 「最も重大な問題」の問題類型（大分類）

以下においては、これらの「最も重大な問題」に関する一連の質問の回答をみていくが、26の問題種類ではやや煩雑に過ぎるので、以下では次の大分類（12項目）を用いる（以下、この大分類を「問題類型」という）。

Ⅱ アンケート調査の結果

- ① 『生活取引』＝「商品やサービスの欠陥や返品、解約」「貸金」
- ② 『債務』＝「借金」「住宅ローン」
- ③ 『住まい・不動産』＝「土地・建物の賃貸借」「土地・建物の売買、建築など」「土地の境界」
- ④ 『近隣』＝「現在の住まいでの近隣関係」
- ⑤ 『損害賠償』＝「交通事故の損害賠償」「交通事故以外の損害賠償」
- ⑥ 『家族』＝「離婚」「相続、遺言」「家庭内暴力（DV）」
- ⑦ 『労働』＝「賃金・退職金」「解雇・雇い止め」「労働災害・安全衛生に関する問題」
- ⑧ 『学校』＝「子どものいじめ等学校に関する問題」
- ⑨ 『保険』＝「地震保険の保険金請求」「地震保険以外の民間の保険金請求」
- ⑩ 『行政』＝「税金に関する問題」「年金・福祉に関する問題」「生活保護に関する問題」
- ⑪ 『災害復興制度』＝「義援金・災害支援金等の給付金に関する問題」「自治体による土地の買い上げに関する問題」
- ⑫ 『その他の問題』＝「その他の問題」

「最も重大な問題」の問題類型を地域別・世帯類型別に集計すると、地域別（図表2-3-2）では、仙台市で『債務』『災害復興制度』、女川町で『住まい・不動産』『家族』、南三陸町で『家族』、二本松市（浪江町）で『労働』『学校』『保険』、相馬市で『災害復興制度』が他の地域よりも多く選択されている。

図表2-3-2 「最も重大な問題」の問題類型（大分類）（地域別）

	生活取引	債務	住まい・不動産	近隣	損害賠償	家族	労働	学校	保険	行政	災害復興制度	その他
全体(n=601)	1.8	21.0	13.5	3.8	3.3	9.7	11.1	2.2	2.5	4.7	20.0	6.5
仙台市(n=154)	1.9	26.6	14.9	1.9	1.9	3.9	7.1	0.6	1.9	5.2	26.6	7.1
女川町(n=80)	0.0	20.0	27.5	0.0	3.8	17.5	7.5	1.3	0.0	5.0	10.0	7.5
南三陸町(n=141)	1.4	17.7	12.8	5.0	3.5	17.0	8.5	0.7	3.5	4.3	19.1	6.4
二本松市(浪江町)(n=111)	1.8	19.8	4.5	4.5	4.5	8.1	23.4	7.2	6.3	5.4	9.0	5.4
相馬市(n=115)	3.5	19.1	11.3	7.0	3.5	4.3	10.4	1.7	0.0	3.5	29.6	6.1

(%)

世帯類型別（図表2-3-3）では、「高齢者のみ世帯」で『住まい・不動産』、「高齢者なし世帯」で『労働』が他の世帯類型よりも多く選択されている。「高齢者あり世帯」では特に目立った特徴はない。

図表2-3-3 「最も重大な問題」の問題類型（大分類）（世帯類型別）

(%)

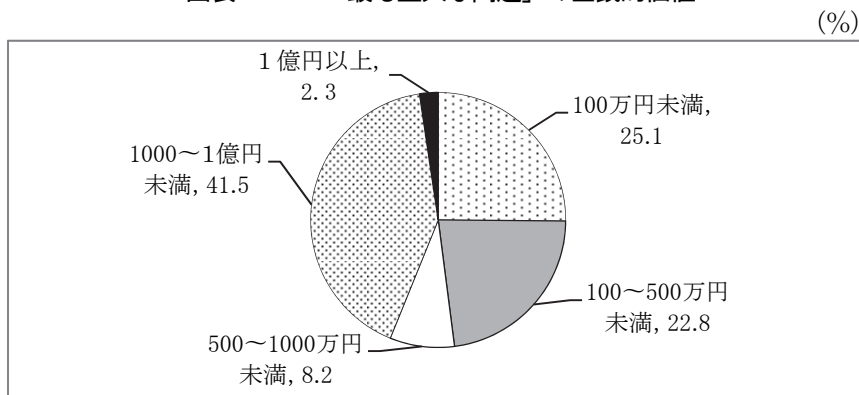
	生活 取引	債 務	住 まい・ 不 動 産	近 隣	損 害 賠 償	家 族	労 働	学 校	保 険	行 政	災 害 復 興 制 度	そ の 他
全体(n=581)	1.7	21.0	13.3	3.8	3.4	9.6	11.0	1.9	2.4	4.8	20.3	6.7
高齢者のみ世帯 (n=110)	0.9	16.4	21.8	2.7	2.7	10.0	3.6	0.0	3.6	8.2	22.7	7.3
高齢者あり世帯 (n=246)	2.0	22.8	11.8	3.7	2.8	11.0	11.0	2.0	3.7	3.7	20.3	5.3
高齢者なし世帯 (n=225)	1.8	21.3	10.7	4.4	4.4	8.0	14.7	2.7	0.4	4.4	19.1	8.0

（３）「最も重大な問題」の金銭的価値（問４付問２）

震災後に経験した「最も重大な問題」の内容を回答した者に、その問題を金銭に換算すればいくらになるかわかるかを聞いたところ（問４付問２）、回答者（574人）のうち、「わかる」が30.5%、「わからない」が43.6%、「お金には換算できない」が26.0%であった。

具体的な金額の回答者（171人）の回答の分布は図表2-3-4の通りである。最小金額は1万円、最大金額は1億5,000万円、平均値は1459.0万円、中央値は500.0万円である。

図表2-3-4 「最も重大な問題」の金銭的価値



(注) n=171.

Ⅱ アンケート調査の結果

「最も重大な問題」の金銭的価値の平均値および中央値を地域別、世帯類型別、問題類型別に集計したものが、図表2-3-5である¹¹。

図表2-3-5 「最も重大な問題」の金銭的価値の平均値・中央値

		平均値（万円）	中央値（万円）
全体(n=171)		1459.0	500.0
地域別	仙台市(n=51)	1949.8	800.0
	女川町(n=17)	686.2	100.0
	南三陸町(n=44)	954.3	325.0
	二本松市（浪江町）(n=30)	1742.3	600.0
	相馬市(n=29)	1521.6	1000.0
世帯類型別	高齢者のみ世帯(n=23)	1970.7	250.0
	高齢者あり世帯(n=73)	1508.4	700.0
	高齢者なし世帯(n=68)	1279.5	550.0
問題類型別	生活取引(n=7)	810.0	100.0
	債務(n=66)	1706.4	1250.0
	住まい・不動産(n=16)	2315.1	1125.0
	近隣(n=1)	8.0	8.0
	損害賠償(n=6)	1831.8	235.0
	家族(n=12)	860.6	340.0
	労働(n=17)	300.4	44.0
	学校(n=2)	500.5	500.5
	保険(n=3)	916.7	1000.0
	行政(n=7)	23.4	10.0
	災害復興制度(n=20)	1699.9	350.0
	その他(n=14)	2129.0	640.0

¹¹ なお、地域別、世帯類型別、問題類型別のそれぞれについてカテゴリー間の平均値の差の検定を行ったが、統計的有意性は確認されなかった。

外れ値の影響を受けにくい中央値でみると、地域別では、仙台市（800万円）、二本松市（浪江町）（600万円）、相馬市（1,000万円）で高めの数字となっている。仙台市では問題類型としては『債務』の回答が他の地域より多く（前述）、図表2-3-5下段の問題類型別集計結果をみると、『債務』は金銭的価値が高めの問題類型であるため、仙台市の金額の回答が高めとなっていると推測される。一方、二本松市（浪江町）で他の地域よりも多く選択されている問題類型は『労働』、相馬市では『災害復興制度』であるが、これらの問題類型の金銭的価値の回答は必ずしも高いものではなく、二本松市（浪江町）および相馬市で「最も重大な問題」の金銭的価値が高めの数字となっている理由は別の理由によるものと推測される。考えうる理由の1つは、原発事故損害賠償の金額がここで回答されている可能性である。調査票上は一般の法律問題（問3・問4）と原発事故関連問題（問9）を区別しており¹²、ここで聞いているのは原発事故関連問題の賠償等を含まない一般の法律問題の金額であるが、回答者が、原発事故関連問題の賠償等を含めてここで回答している可能性がある。

世帯類型別では、「高齢者のみ世帯」（250万円）に比べて、「高齢者あり世帯」（700万円）と「高齢者なし世帯」（550万円）で高めの数字となっている。

問題類型別では、ケース数が少ない問題類型も多いが、中央値でみると、『債務』（1,250万円）、『住まい・不動産』（1,125万円）、『保険』（1,000万円）などで高めの数字となっている。『債務』は住宅ローンを含んでいることから、また、『住まい・不動産』は土地・建物の売買や建築などに関わることから、高めの数字になっているものと思われる。『保険』はケース数が非常に少ないが、地震保険や生命保険の保険金請求を含むことから高めの数字になっていると思われる。

¹² 調査票の福島版では、震災後の法律問題経験を聞く問3において、「原発事故に関連する損害賠償等の問題については、問9以降でおうかがいしますので、まず、それ以外の問題についてご回答ください」と注記した。

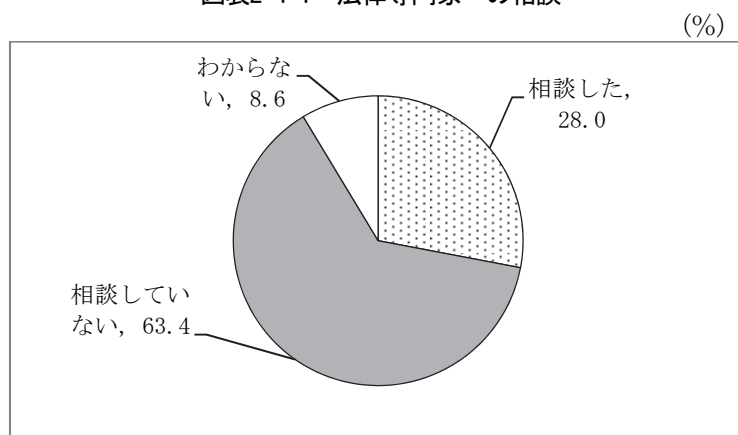


4 法律専門家への相談

(1) 法律専門家への相談率（問5）

「最も重大な問題」回答者に、その問題を解決するために弁護士や司法書士に相談したかを聞いた（問5）。回答者（579人）のうち、「相談した」が28.0%、「相談していない」が63.4%、「わからない」が8.6%である（図表2-4-1）。震災後に法律問題を経験した回答者のうち3割弱が、その問題を解決するために法律専門家に相談していることになる。

図表2-4-1 法律専門家への相談



（注）n=579.

参考に、この結果を法テラス2008年調査と比較すると、2008年調査では「最も重要な法律問題」について弁護士・司法書士に相談したのは29.7%であるので¹³、それほど大きな差はないことになる。

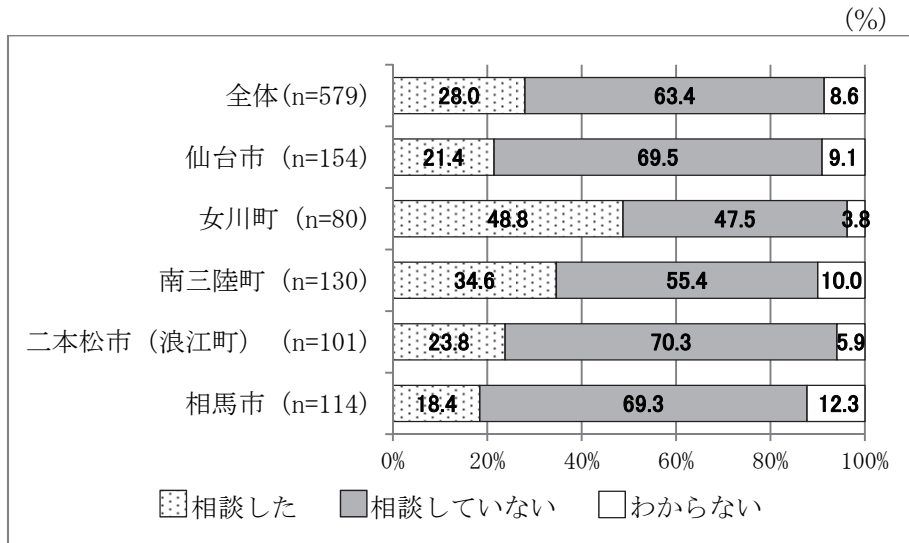
もっとも、本調査の結果をさらに詳しくみると、法律専門家相談率には地域によって大きな差がある。法律専門家相談率を地域別でみると（図表2-4-2）、まず、女川町と南三陸町で法律専門家相談率が高い。女川町では「最も重大な問題」について弁護士・司法書士に「相談した」の回答が48.8%、南三陸町では34.6%である。これに対して、他の3地域（仙台市、二本松市〔浪江町〕、相馬市）では、法律専門家への相談率がいずれも20%前後（18.4～23.8%）と低めとなっている。この数字は、先にみた法テラス2008年調査の結果（相談率29.7%）と比

¹³ 『2008年調査報告書』35-36頁。

較しても低い。

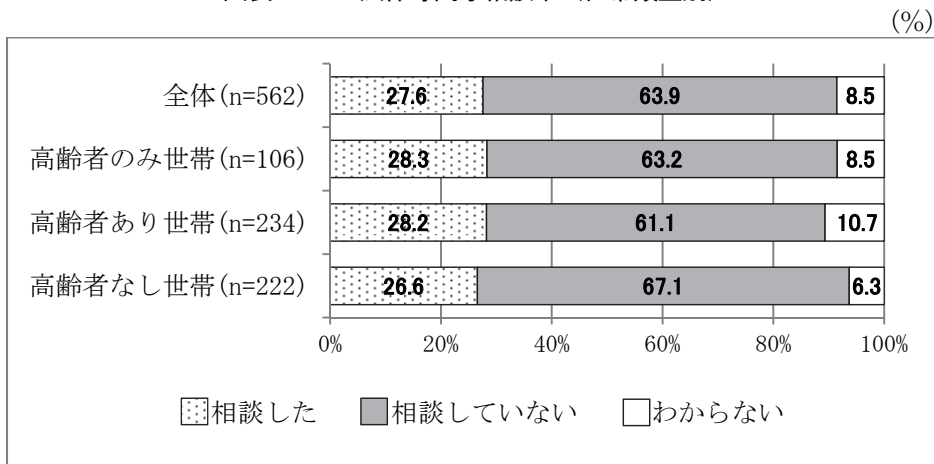
すなわち、本調査の回答全体で法律専門家相談率が3割弱という数字は調査地域全体で平準化された数字であって、その実質は、法律専門家相談率が高い地域（女川町・南三陸町）と低い地域（仙台市・二本松市〔浪江町〕・相馬市）の2つに分かれるといえる。女川町と南三陸町で法律専門家相談率が高い理由については後にふれる。

図表2-4-2 法律専門家相談率（地域別）



次に、法律専門家相談率を世帯類型別にみると、世帯タイプの違いは法律専門家相談率にほとんど違いをもたらしていない（図表2-4-3）。

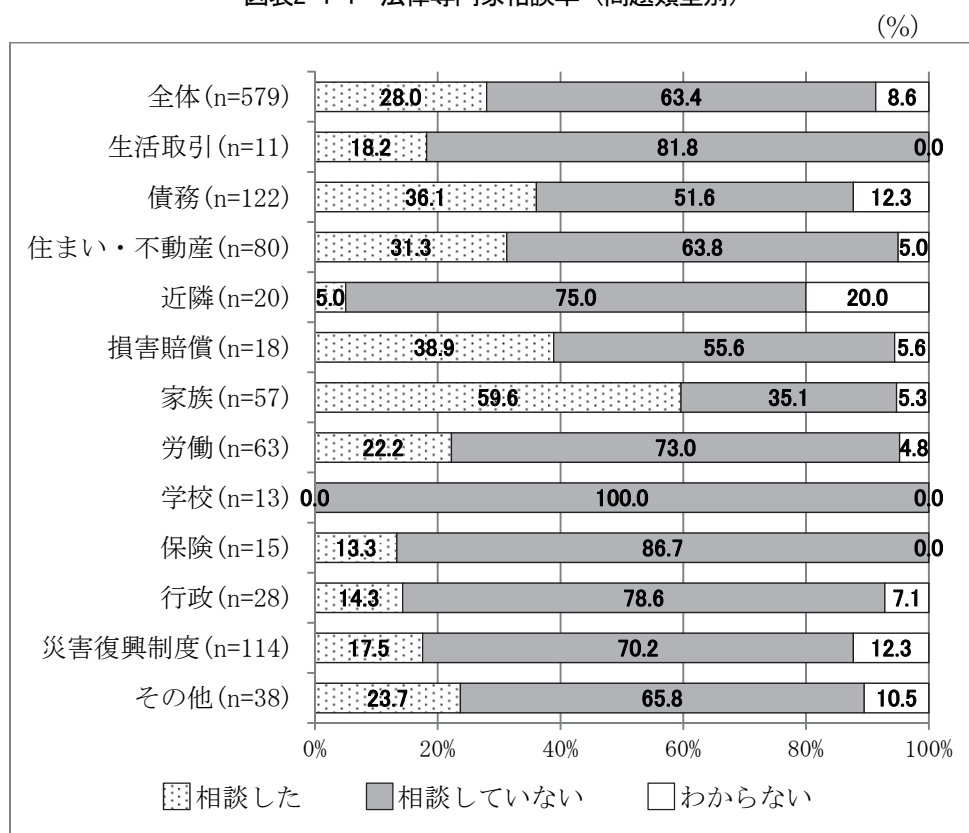
図表2-4-3 法律専門家相談率（世帯類型別）



Ⅱ アンケート調査の結果

法律専門家相談率を問題類型別でみると、『家族』(59.6%)、『損害賠償』(38.9%)、『債務』(36.1%)、『住まい・不動産』(31.3%)などで法律専門家相談率が高い結果となっている。特に『家族』(元々の小分類では「離婚」「相続・遺言」「家庭内暴力(DV)」)について法律専門家への相談が際だって高い結果である(図表2-4-4)。

図表2-4-4 法律専門家相談率(問題類型別)



(2) 相談経路

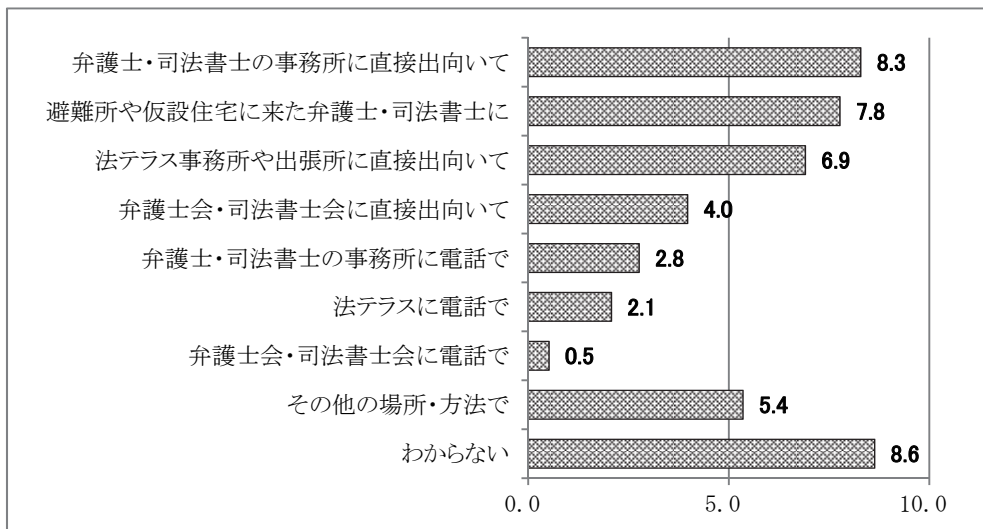
図表2-4-5は、「最も重大な問題」についての法律専門家への相談経路を示したものである(複数回答)。「最も重大な問題」経験者(579人)のうち、「わからない」(8.6%)の回答も多いが、それを別にして具体的な相談先の回答を見ると、「弁護士・司法書士の事務所に直接出向いて」(8.3%)が最も多く、それに続いて、「避難所や仮設住宅にきた弁護士・司法書士に」(7.8%)、「法テラス事務所や出張所に直接出向いて」(6.9%)が多い。一般の弁護士・司法書士事務所と並んで、避難所・仮設住宅への出張相談および法テラスの事務所・出張所が法律専門家への相談の重要な経路となっている。「その他の場所・方法で」が5.4%あるが、自由回

答をみると、市（区）役所の法律相談の記載が多い。

一方、全体として、電話相談の回答はそれほど多くはない結果となった。電話で相談した後に事務所に直接出向いたケースでは「直接出向いて」に吸収される形で回答されている可能性のほか、電話による情報入手だけで終わったようなケースは、回答者によって「相談」とは認識されなかった可能性が推測される。

図表2-4-5 法律専門家への相談経路【複数回答】

(%)



(注) n=579.

法律専門家の相談経路を地域別でみると、地域ごとに大きな特徴がみられた（図表2-4-6）。

まず仙台市では、「わからない」（9.1%）が多いが、それを別にして具体的な相談先では、「その他の場所・方法で」（8.4%）が最も多く（その内容としては区役所の法律相談が多い）、続いて、「弁護士・司法書士の事務所に直接出向いて」と「弁護士会・司法書士会に直接出向いて」がともに7.1%である。仙台市には多数の弁護士・司法書士事務所、弁護士会・司法書士会の事務所があることから、それらが利用されている。

一方、女川町では「避難所や仮設住宅にきた弁護士・司法書士に」（16.3%）が最も多く、次いで、「法テラス事務所や出張所に直接出向いて」（12.5%）、「弁護士・司法書士の事務所に直接出向いて」（10.0%）が多い。避難所や仮設住宅への活発な出張相談が女川町で効果を発揮したことがうかがわれる。なお、女川町には法テラスの事務所も出張所も存在しないが、にもかかわらず「法テラス事務所や出張所に直接出向いて」の回答が多かったことの原因としては、女川町の近隣の東松島市に法テラスの被災地出張所が開設されており（開設は2012年2月）、同出張所が女川町の被災者にもよく利用されている可能性が推測される。

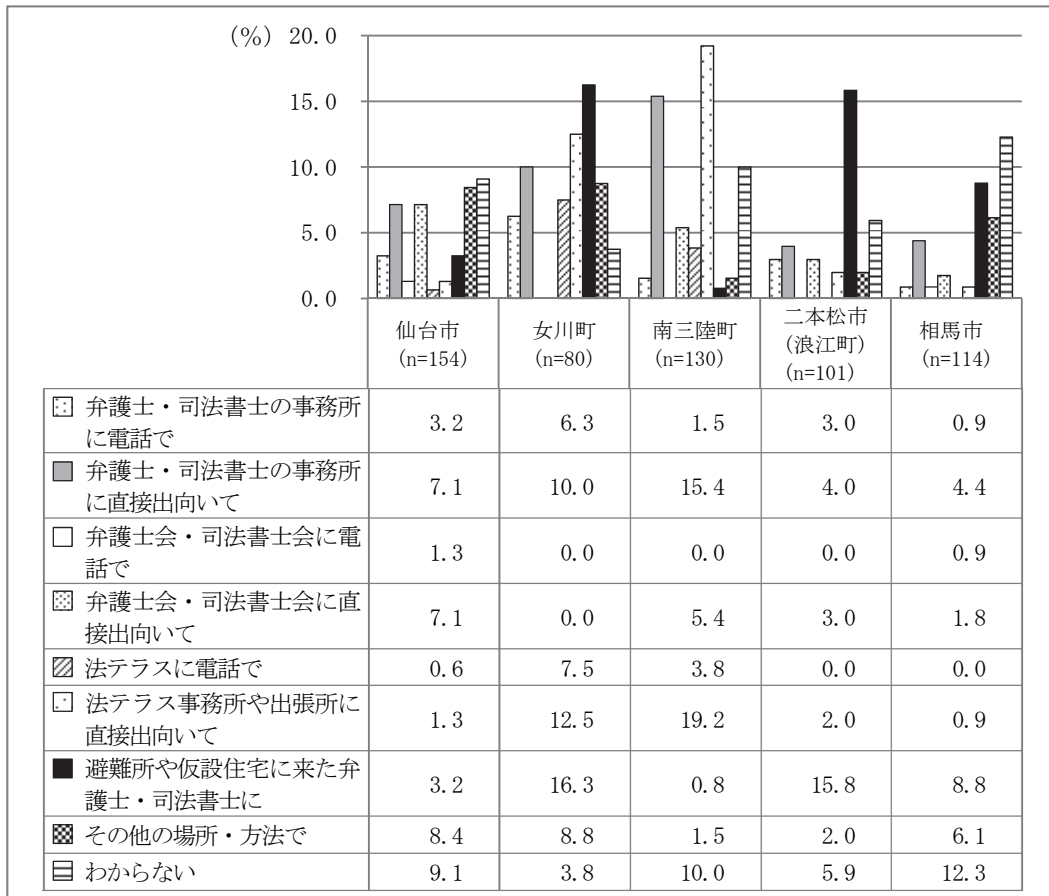
Ⅱ アンケート調査の結果

法テラスの被災地出張所が地元開設されている南三陸町では（開設は2011年10月）、端的に「法テラス事務所や出張所に直接出向いて」（19.2%）が多くなっている。南三陸町では、このほか、「弁護士・司法書士の事務所に直接出向いて」（15.4%）も多くなっているが、他の地域に比べて南三陸町に弁護士事務所・司法書士事務所が特に多いわけではなく、この結果の解釈はやや難しいところである。法テラスの被災地出張所で弁護士や司法書士に相談した回答者が法テラス出張所を「弁護士・司法書士の事務所」と理解し、回答した可能性もある（その場合、「法テラス事務所や出張所に直接出向いて」の回答が実質的にはさらに多いことになる）。

二本松市（浪江町）では「避難所や仮設住宅に来た弁護士・司法書士に」（15.8%）が突出して多く、それ以外の経路はあまり利用されていない。浪江町対象の仮設住宅には、地元および東京の弁護士が積極的に出張相談に出向いていることが知られており、その効果が確認される一方、他の相談方法・経路が十分提供されていないのではないかと課題も浮かび上がる。

相馬市でも「避難所や仮設住宅に来た弁護士・司法書士に」（8.8%）が多い。ここでも出張相談活動の効果が確認されるとともに、他の相談方法・経路が十分であるかの課題も考えさせる。「その他の場所・方法で」（6.1%）が比較的多く選択されているが、その内容は、自治体の無料法律相談の記載が散見されるほかは、詳らかではない。相馬市では「わからない」（12.3%）の回答が多いことも特徴である。

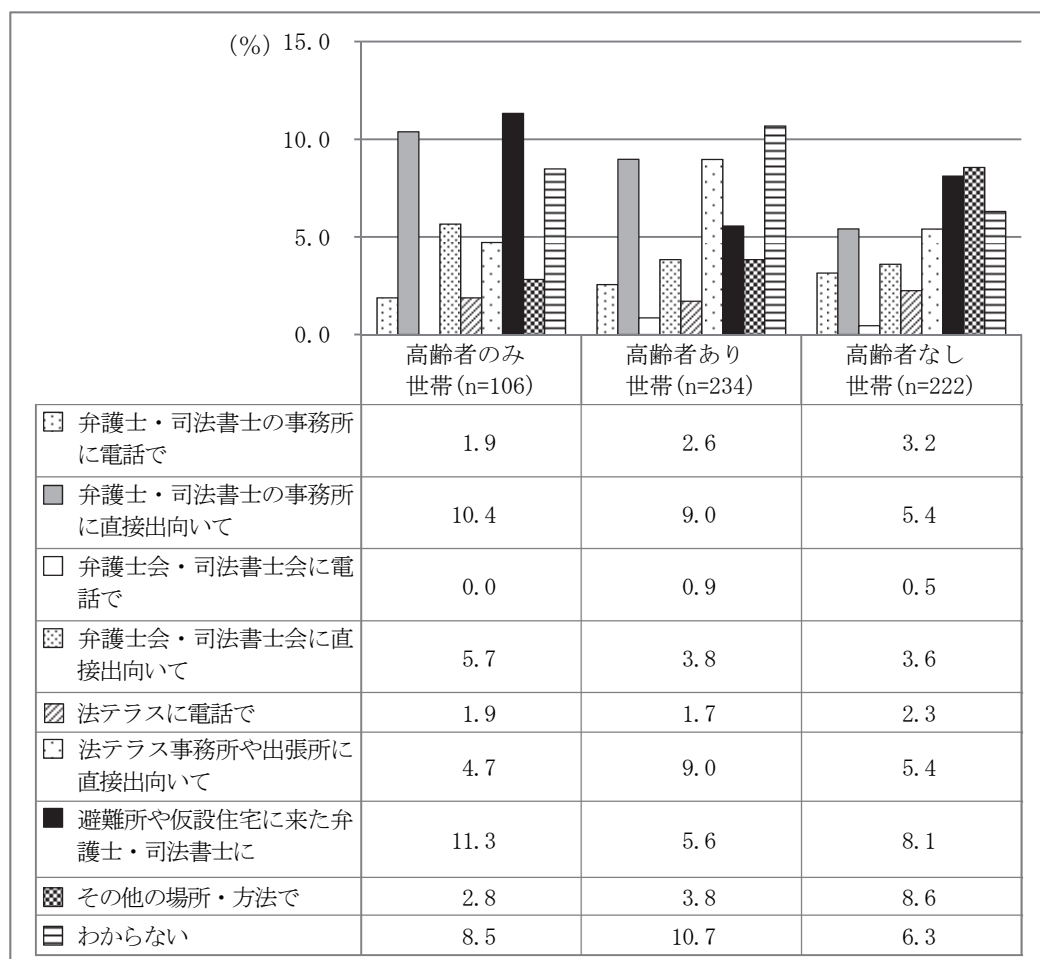
図表2-4-6 法律専門家への相談経路（地域別）【複数回答】



法律専門家への相談経路を世帯類型別にみると（図表2-4-7）、「高齢者のみ世帯」では「避難所や仮設住宅に来た弁護士・司法書士に」（11.3%）が最も多く、次いで、「弁護士・司法書士の事務所に直接出向いて」（10.4%）が多い。「高齢者あり世帯」では「弁護士・司法書士の事務所に直接出向いて」と「法テラス事務所や出張所に直接出向いて」がともに9.0%で最も多い。「高齢者なし世帯」は、「その他の場所・方法で」（8.6%）が最も多く、「避難所や仮設住宅に来た弁護士・司法書士に」（8.1%）がそれに次ぐ。

「高齢者のみ世帯」「高齢者あり世帯」「高齢者なし世帯」はそれぞれ女川町、南三陸町、仙台市の回答者に多い世帯類型である（前出・図表2-1-7）。世帯類型別の相談経路の特徴は、地域別にみた女川町における「避難所や仮設住宅に来た弁護士・司法書士に」の選択の多さ、南三陸町における「法テラス事務所や出張所に直接出向いて」の多さ、仙台市における「その他の場所・方法で（区役所の法律相談）」の多さと重なり合っている可能性がある。

図表2-4-7 法律専門家への相談経路（世帯類型別）【複数回答】



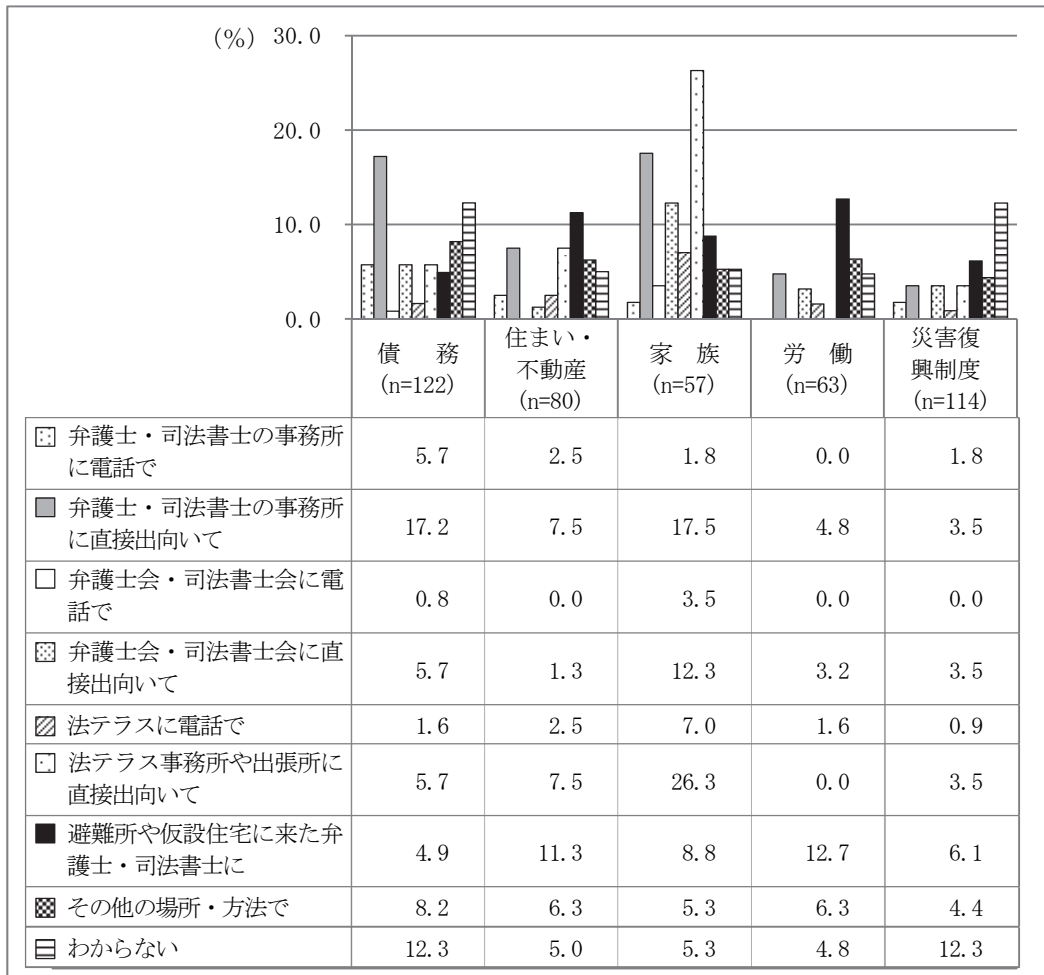
問題類型別（図表2-4-8）では、全体のケース数が50を超える問題類型のみ掲げた。

『債務』では「弁護士・司法書士の事務所に直接出向いて」（17.2%）が最も多く、次いで「その他の場所・方法で」（8.2%）が多い。『住まい・不動産』では「避難所や仮設住宅に来た弁護士・司法書士に」（11.3%）が最も多く、次いで「弁護士・司法書士の事務所に直接出向いて」と「法テラス事務所や出張所に直接出向いて」がともに7.5%である。

『家族』では「法テラス事務所や出張所に直接出向いて」（26.3%）と「弁護士・司法書士の事務所に直接出向いて」（17.5%）が多く、「弁護士会・司法書士会に直接出向いて」（12.3%）がそれに次ぐ。『労働』では「避難所や仮設住宅に来た弁護士・司法書士に」（12.7%）が多い。『災害復興制度』では「避難所や仮設住宅に来た弁護士・司法書士に」（6.1%）が多いが、全体として法律専門家への相談は少ない。

なお、『債務』と『災害復興制度』で「わからない」の回答が多くなっている。

図表2-4-8 法律専門家への相談経路（問題類型別）【複数回答】



(注) ケース数が50を超える問題類型のみ掲げた。

(3) 女川町・南三陸町で法律専門家相談率が高い理由

上にみたように女川町と南三陸町で法律専門家相談率が高かったが、その理由としては次の2つが考えられる。

1つは、避難所・仮設住宅等へ出張相談（アウトリーチ）と法テラス被災地出張所の効果である。上にみた相談経路の地域別集計（前出・図表2-4-6）で、女川町では「避難所や仮設

Ⅱ アンケート調査の結果

住宅に来た弁護士・司法書士に」、「法テラス事務所や出張所に直接出向いて」が多く、南三陸町では、「法テラス事務所や出張所に直接出向いて」が多かった。避難所や仮設住宅への活発な出張相談は、今回の東日本大震災後の法的支援の重要な特徴をなす活動であるが、それが女川町では大きな効果を発揮している。また、法テラスは、被災地での法的支援の拠点として南三陸町に被災地出張所を開設したが、調査結果は、それが南三陸町の法律専門家相談を促進する効果を持ったことを示している（なお、法テラス出張所の効果は女川町でも観察される。女川町には法テラス出張所は開設されていないが、近隣の東松島市の法テラス出張所が利用された可能性が推測される）。

もう1つは、女川町・南三陸町の回答における『家族』問題の多さである。先にみたように（図表2-4-4）、『家族』は法律専門家への相談率が高い問題類型である。そして、これも先にみたように（図表2-3-2）でみたように、女川町と南三陸町では、「最も重大な問題」として『家族』の比率が高い。このこともまた、女川町と南三陸町で法律専門家相談率が高いことの理由と考えられる。

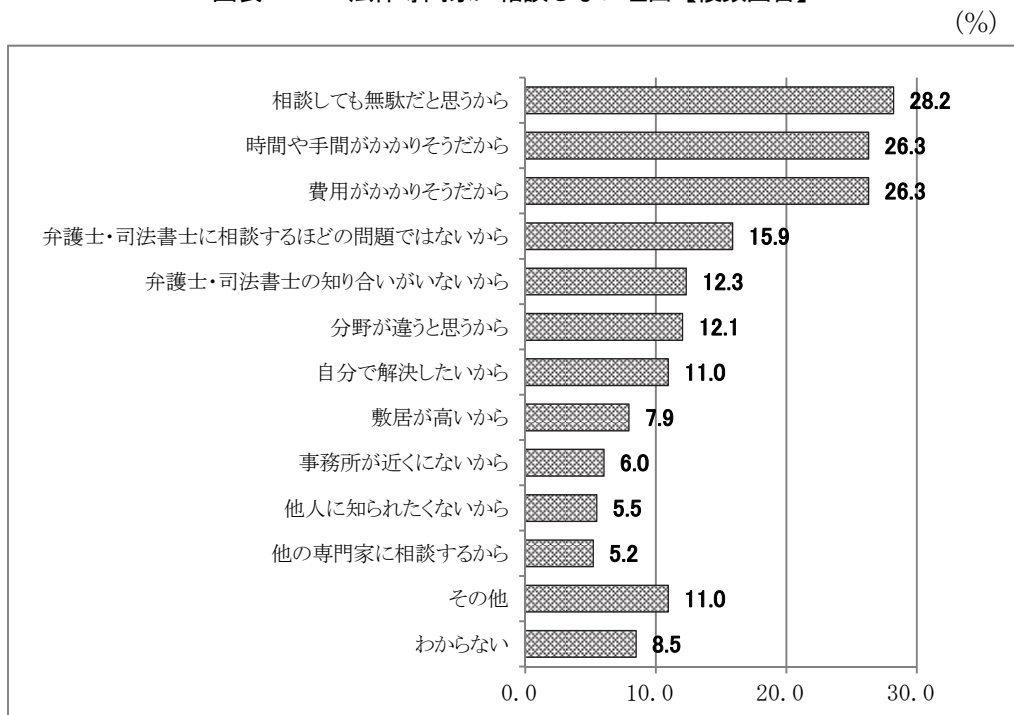
女川町および南三陸町で他の地域に比べて法律専門家への相談率が高いことの理由は複合的であるが、その理由の1つとして、避難所・仮設住宅等への出張相談（アウトリーチ）および法テラスの被災地出張所開設の効果が確認されたことは本調査の重要な知見である。

5 法律専門家に相談しない理由

(1) 法律専門家に相談しない理由（問5付問）

震災後これまでに経験した「最も重大な問題」について「弁護士や司法書士には相談していない」と回答した者にその理由を聞いたところ（問5付問）、回答者（365人）のうち、「相談しても無駄だと思うから」が28.2%と最も多く、次いで、「費用がかかりそうだから」と「時間や手間がかかりそうだから」が26.3%、「弁護士・司法書士に相談するほどの問題ではないから」が15.9%などであった（図表2-5-1）。

図表2-5-1 法律専門家に相談しない理由【複数回答】



(注) 「弁護士や司法書士には相談していない」と回答した者について集計。n=365。

調査票では法律専門家に相談しない理由として11の具体的な選択肢を掲げたが、それは大きく次の4つの要因を示すものであった。第1に、「費用がかかりそうだから」「時間や手間がか

Ⅱ アンケート調査の結果

かりそうだから」の選択肢に示されるコスト要因である。第2に、「弁護士・司法書士の知合いがいないから」「事務所が近くにないから」の選択肢に示される、地域の法律資源の不足の要因である。第3に、「相談しても無駄だと思うから」「弁護士・司法書士に相談するほどの問題ではないから」「分野が違うと思うから」「自分で解決したいから」の選択肢に示される、法律専門家に相談することの有効性感覚の欠如の要因である。そして第4に、「敷居が高いから」「他人に知られたくないから」の選択肢に示される、法律専門家に相談することそれ自体の心理的障壁の要因である。

調査結果は、まず第1に、費用や時間・手間等のコスト要因が法律専門家に相談しない重要な理由の1つとなっていることを示す。このうち費用の問題に関わっては、2012年3月に成立した法テラス震災特例法¹⁴によって、被災地での法律相談を無料化する特例措置が講じられている。にもかかわらず、法律専門家に相談しない理由として、「費用がかかりそうだから」が2番目に多く選択されている。もちろん、本調査で問題とする法律問題のなかには震災直後に経験された問題も多いはずであり、震災特例措置が実施される前の時期に、費用負担の心配から法律専門家への相談を断念したケースも多くあったものと推測される。しかし、その点を割り引いても、震災特例措置の周知が十分であったかどうか検証の必要を示す結果である。

また、調査結果は、法律専門家相談の有効性感覚の欠如も、法律専門家に相談しない重要な要因となっていることを示している。弁護士・司法書士に相談しない理由で一番多く選択されているのは「相談しても無駄だと思うから」である。今後の政策課題として、被災者・住民に対して法律専門家相談の有効性を知ってもらう取組みの必要性を示唆する結果といえる。

なお、今回の東日本大震災の被災地で法律専門家への相談が少ない理由として、法律専門家に相談することの心理的障壁が高い土地柄であることが指摘されることがある。しかし、本調査の結果からは、「敷居が高いから」は多いほうから8番目（7.9%）、「他人に知られたくないから」は10番目（5.5%）で、法律専門家に相談しないことの理由としてそれほど上位の理由にはなっていない。東日本大震災の被災地の住民が法律専門家に相談することについて何の心理的躊躇も感じないかといえそうではないであろうが、調査結果は、この要因を過大評価してはならないことを示している。まずは、相談コストの削減、地域の法律家資源の充実、法律専門家相談の有効性の周知など、なすべき政策対応に注力すべきことを示す結果である。

（2）地域・世帯類型・問題類型別の結果

法律専門家に相談しない理由を地域別にみると（図表2-5-2）、全体として地域ごとの大きな違いはみられないが、細かな点ではいくつか違いもみられた。仙台市では「費用がかかりそう

¹⁴ 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律。

だから」(39.3%)が他の地域よりも多く、女川町では「他の専門家に相談するから」(13.2%)、「自分で解決したいから」(18.4%)、南三陸町では「その他」(18.3%)が多い。また、二本松市(浪江町)では「弁護士・司法書士に相談するほどの問題ではないから」(24.3%)、相馬市では「相談しても無駄だと思うから」(40.5%)が他の地域よりも多い。

図表2-5-2 法律専門家に相談しない理由(地域別)【複数回答】

(%)

	から 時間や手間がかかりそうだから	費用がかかりそうだから	弁護士・司法書士の知り合いがないから	事務所が近くにないから	敷居が高いから	弁護士・司法書士に相談するほどの問題ではないから	分野が違うと思うから	他の専門家に相談するから	自分で解決したいから	他人に知られたくないから	相談しても無駄だと思うから	その他	わからない
全体(n=365)	26.3	26.3	12.3	6.0	7.9	15.9	12.1	5.2	11.0	5.5	28.2	11.0	8.5
仙台市(n=107)	31.8	39.3	11.2	8.4	10.3	10.3	4.7	0.9	12.1	3.7	33.6	8.4	7.5
女川町(n=38)	15.8	15.8	2.6	2.6	0.0	7.9	10.5	13.2	18.4	5.3	15.8	15.8	15.8
南三陸町(n=71)	14.1	12.7	11.3	5.6	5.6	21.1	11.3	7.0	8.5	5.6	15.5	18.3	7.0
二本松市(浪江町)(n=70)	34.3	25.7	15.7	5.7	10.0	24.3	18.6	7.1	11.4	8.6	25.7	11.4	5.7
相馬市(n=79)	27.8	26.6	16.5	5.1	8.9	15.2	17.7	3.8	7.6	5.1	40.5	5.1	10.1

(注)「弁護士や司法書士には相談していない」と回答した者について集計。

世帯類型別では(図表2-5-3)、「高齢者あり世帯」で「他人に知られたくないから」が他の世帯類型より多いが、全体としては大きな違いはみられない。前節でみた法律専門家への相談率(前掲・図表2-4-3)もそうであったが、世帯類型は、法律問題経験率や問題の種類(前掲・図表2-2-5、前掲・図表2-2-6)には一定の影響を及ぼすが、その後の相談の場面ではそれほど大きな違いはもたらししていないように見受けられる。

図表2-5-3 法律専門家に相談しない理由（世帯類型別）【複数回答】

(%)

	から 時間や手間がかかりそうだから	費用がかかりそうだから	弁護士・司法書士の知り合いがないから	事務所が近くにないから	敷居が高いから	弁護士・司法書士に相談するほどの問題ではないから	分野が違うと思うから	他の専門家に相談するから	自分で解決したいから	他人に知られたくないから	相談しても無駄だと思うから	その他	わからない
全体(n=357)	26.1	26.3	12.3	6.2	7.8	16.0	12.0	5.3	10.9	5.6	28.6	10.6	8.4
高齢者のみ世帯 (n=66)	24.2	25.8	10.6	4.5	7.6	12.1	4.5	3.0	15.2	1.5	28.8	9.1	13.6
高齢者あり世帯 (n=143)	21.0	20.3	11.9	6.3	5.6	15.4	13.3	4.9	9.8	9.1	27.3	11.9	9.8
高齢者なし世帯 (n=148)	31.8	32.4	13.5	6.8	10.1	18.2	14.2	6.8	10.1	4.1	29.7	10.1	4.7

(注)「弁護士や司法書士には相談していない」と回答した者について集計。

問題類型別では（図表2-5-4）、ケース数が少ない問題類型が多いことから大まかな傾向を見るにとどまるが、『近隣』と『学校』で、他の問題類型に比べ「分野が違うと思うから」の回答が多い（『近隣』で33.3%、『学校』で61.5%）。隣人との争いごとや子どものいじめ等学校の問題は、それが深刻化すれば別であるが、そうでなければ法律専門家に相談する問題とは認識されない場合も多いということであろう。『損害賠償』では「他の専門家に相談するから」（30.0%）が多い。保険会社その他の専門家が想定されていると思われる。

また、『保険』と『災害復興制度』では、他の問題類型と比べて「費用がかかりそうだから」の回答が多い（『保険』で50.0%、『災害復興制度』で35.0%）。『保険』では保険会社との関係で、また、『災害復興制度』は一般的には行政が相談窓口であり、それとの関係で、法律専門家への相談のコスト負担がクローズアップされるのであろう。

図表2-5-4 法律専門家に相談しない理由（問題類型別）【複数回答】

(%)

	時間や手間がかかりそうだから	費用がかかりそうだから	弁護士・司法書士の知り合いがないから	事務所が近くにないから	敷居が高いから	弁護士・司法書士に相談するほどの問題ではないから	分野が違ふと思うから	他の専門家に相談するから	自分で解決したいから	他人に知られたくないから	相談しても無駄だと思うから	その他	わからない
全体(n=365)	26.3	26.3	12.3	6.0	7.9	15.9	12.1	5.2	11.0	5.5	28.2	11.0	8.5
生活取引(n=9)	11.1	22.2	22.2	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0	22.2	0.0	33.3	11.1	11.1
債務(n=62)	35.5	29.0	16.1	4.8	8.1	9.7	3.2	3.2	6.5	8.1	35.5	12.9	6.5
住まい・不動産(n=51)	19.6	21.6	7.8	5.9	7.8	19.6	9.8	3.9	7.8	5.9	17.6	7.8	19.6
近隣(n=15)	6.7	0.0	6.7	0.0	13.3	26.7	33.3	6.7	26.7	13.3	20.0	6.7	0.0
損害賠償(n=10)	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	30.0	0.0	0.0	10.0	30.0	10.0
家族(n=20)	35.0	20.0	15.0	20.0	10.0	5.0	5.0	5.0	20.0	5.0	15.0	15.0	10.0
労働(n=46)	26.1	21.7	6.5	6.5	2.2	19.6	10.9	2.2	17.4	6.5	32.6	13.0	6.5
学校(n=13)	15.4	7.7	0.0	0.0	15.4	15.4	61.5	7.7	23.1	0.0	38.5	0.0	7.7
保険(n=12)	16.7	50.0	8.3	8.3	16.7	41.7	8.3	16.7	0.0	8.3	25.0	8.3	0.0
行政(n=22)	22.7	27.3	22.7	9.1	9.1	13.6	13.6	13.6	4.5	9.1	31.8	4.5	0.0
災害復興制度(n=80)	31.3	35.0	15.0	3.8	10.0	13.8	8.8	1.3	10.0	1.3	27.5	13.8	10.0
その他(n=25)	28.0	40.0	16.0	12.0	4.0	12.0	28.0	8.0	8.0	8.0	40.0	4.0	4.0

(注)「弁護士や司法書士には相談していない」と回答した者について集計。

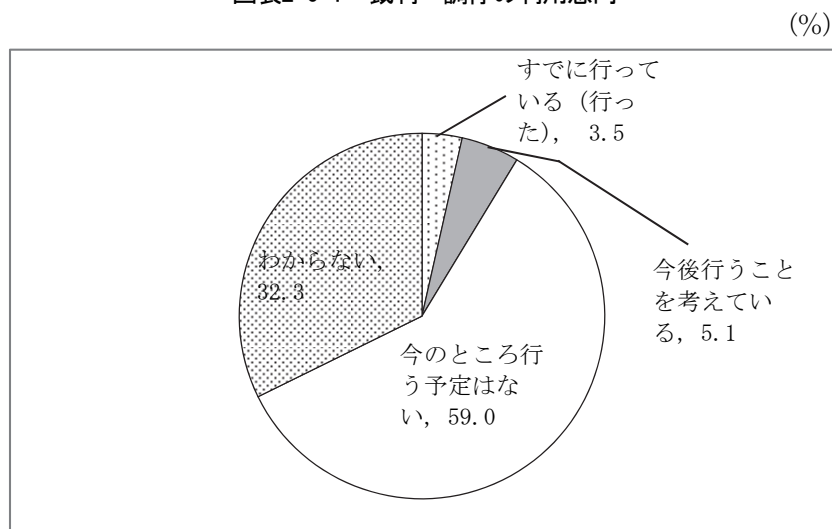


6 法的手続の利用と障害事由

(1) 裁判・調停の利用（問8A）

「最も重大な問題」の解決のために裁判・調停を行ったかの質問（問8A）について、回答者（564人）のうち、「すでに行っている（行った）」の回答は3.5%と少ない（図表2-6-1）。「今後行うことを考えている」（5.1%）をあわせても1割弱にとどまる。一方、「今のところ行う予定はない」が約6割（59.0%）を占め、「わからない」（32.2%）も3割を超える。

図表2-6-1 裁判・調停の利用意向

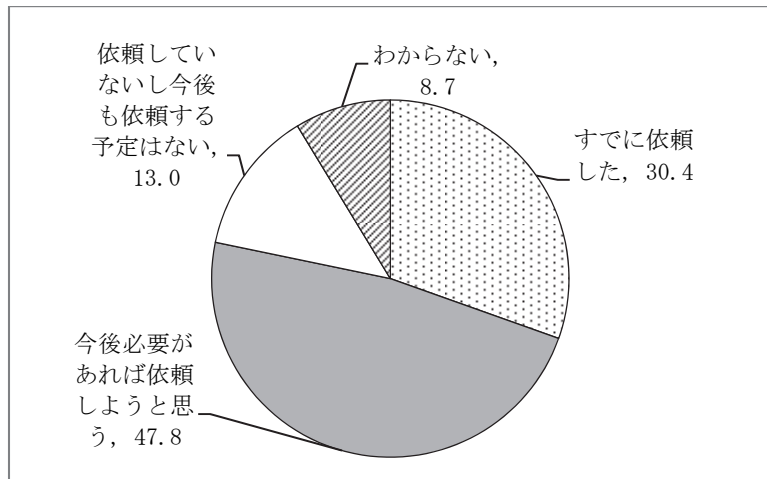


（注）n=564.

問題解決のための裁判・調停を「すでに行っている」または「今後行うことを考えている」と回答した者に対して弁護士や司法書士に手続の依頼を行っているかを聞いたところ、回答者（46人）のうち、「すでに依頼した」が30.4%、「今後必要があれば依頼しようと思う」が47.8%、「依頼していないし今後も依頼する予定はない」が13.0%、「わからない」が8.7%であった（図表2-6-2）。「すでに依頼した」と「今後必要があれば依頼しようと思う」を合わせると約8割（78.2%）であり、裁判・調停手続をすでに利用し、あるいはこれから利用することを考えている回答者の間では法律専門家への依頼意向は強いといえる。

図表2-6-2 裁判・調停における法律専門家依頼意向

(%)

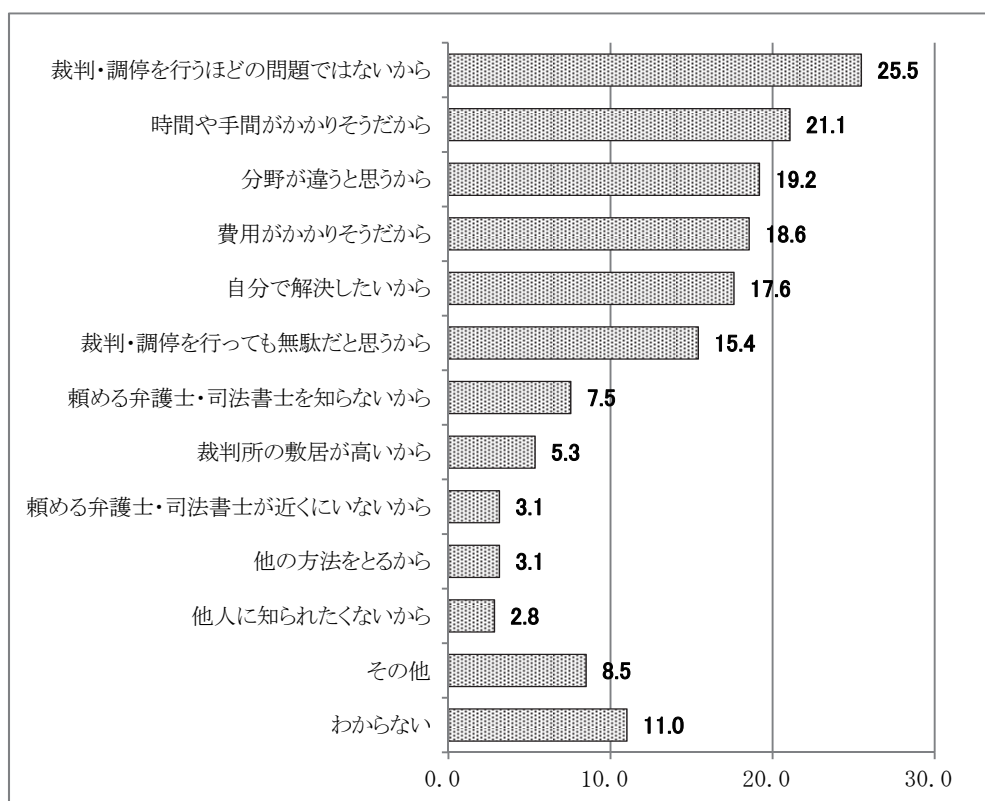


(注) 裁判・調停を「すでに行っている」または「今後行うことを考えている」と回答した者について集計。n=46。

もっとも、上述の通り、裁判・調停手続を利用しようとする回答者は、「最も重大な問題」回答者の1割弱にとどまる。問題解決のための裁判・調停を「今のところ行う予定はない」と回答した者に対してその理由を聞いたところ、回答者（318人）のうち、「裁判・調停を行うほどの問題ではないから」が25.5%と最も多く、次いで「時間や手間がかかりそうだから」（21.1%）、「分野が違うと思うから」（19.2%）、「費用がかかりそうだから」（18.6%）、「自分で解決したいから」（17.6%）の順であった（図表2-6-3）。

図表2-6-3 裁判・調停を行わない理由【複数回答】

(%)



(注)「裁判・調停を今のところ行う予定はない」と回答した者について集計。n=318。

(2) 私的整理ガイドラインの利用 (問8B)

住宅ローン問題を抱えている被災者を念頭に、「最も重大な問題」回答者に私的整理ガイドライン¹⁵の利用について聞いた。回答者(547人)のうち、「住宅ローン等の問題は抱えていない」が44.1%、「すでに利用している(利用した)」が4.4%、「今後利用することを考えている」が6.8%、「今のところ利用する予定はない」が13.7%、「この制度自体を知らない」が11.2%、「わからない」が19.9%である。

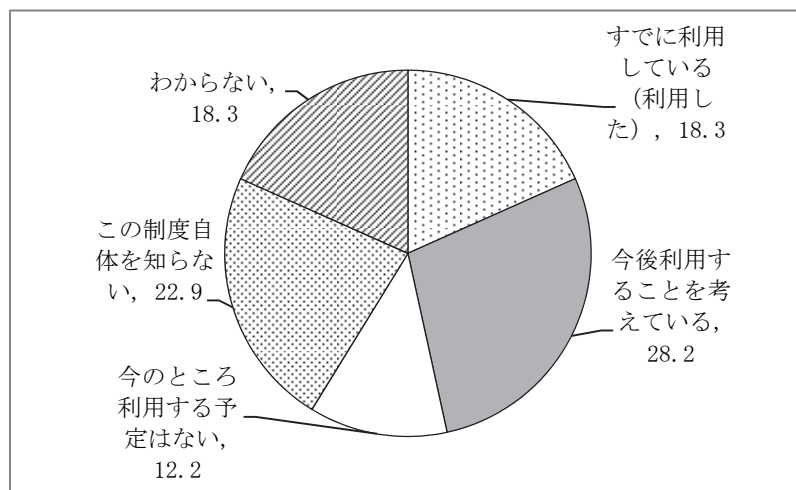
この結果をもう少し解釈しやすくするために、震災後に経験した法律問題として「住宅ローン」を選択した者に限定して集計し直すと(図表2-6-4)、回答者(131人)のうち、「すでに利用している(利用した)」(18.3%)と「今後利用することを考えている」(28.2%)を合わせて5割弱(46.5%)が私的整理ガイドラインの利用意向を示す一方、「この制度自体を知らない

¹⁵ 調査票では、私的整理ガイドラインを「住宅ローン等を簡易に整理する手続」と説明した。

い」の回答者が2割以上（22.9%）いた。私的整理ガイドラインは東日本大震災の被災者の生活再建に大きな効果が期待される制度であるが、「住宅ローン」をかかえる回答者の中で、この制度を利用するかどうか以前に、制度自体を知らない回答者が2割以上いたことは、制度の周知という点で課題を示す結果である。

図表2-6-4 私的整理ガイドラインの利用意向

（%）



（注）震災後に経験した法律問題として「住宅ローン」を選択した者について集計。n=131.



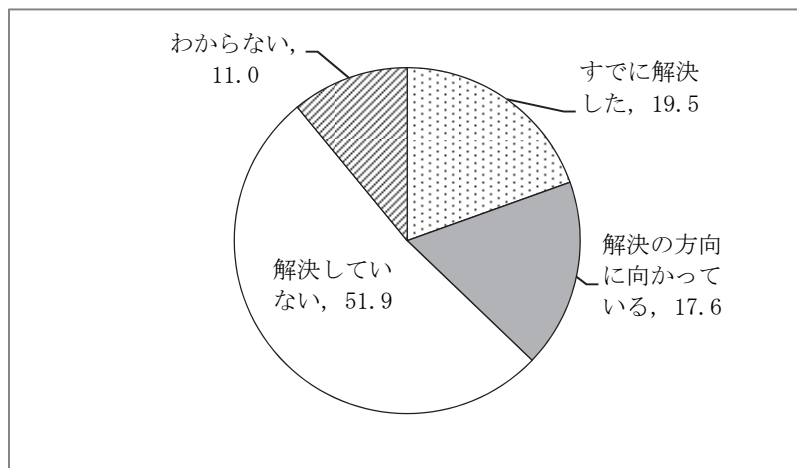
7 問題解決率と法律専門家相談の効果

(1) 「最も重大な問題」の解決状況（問7）

「最も重大な問題」回答者にその問題の解決状況を尋ねたところ、回答者（584人）のうち、「すでに解決した」が19.5%、「まだ解決していないが、解決の方向に向かっている」が17.6%、「解決していない」が51.9%、「わからない」が11.0%である（図表2-7-1）。「すでに解決した」と「まだ解決していないが、解決の方向に向かっている」を合計した「解決率」は4割弱（37.1%）である。

図表2-7-1 「最も重大な問題」の解決状況

(%)

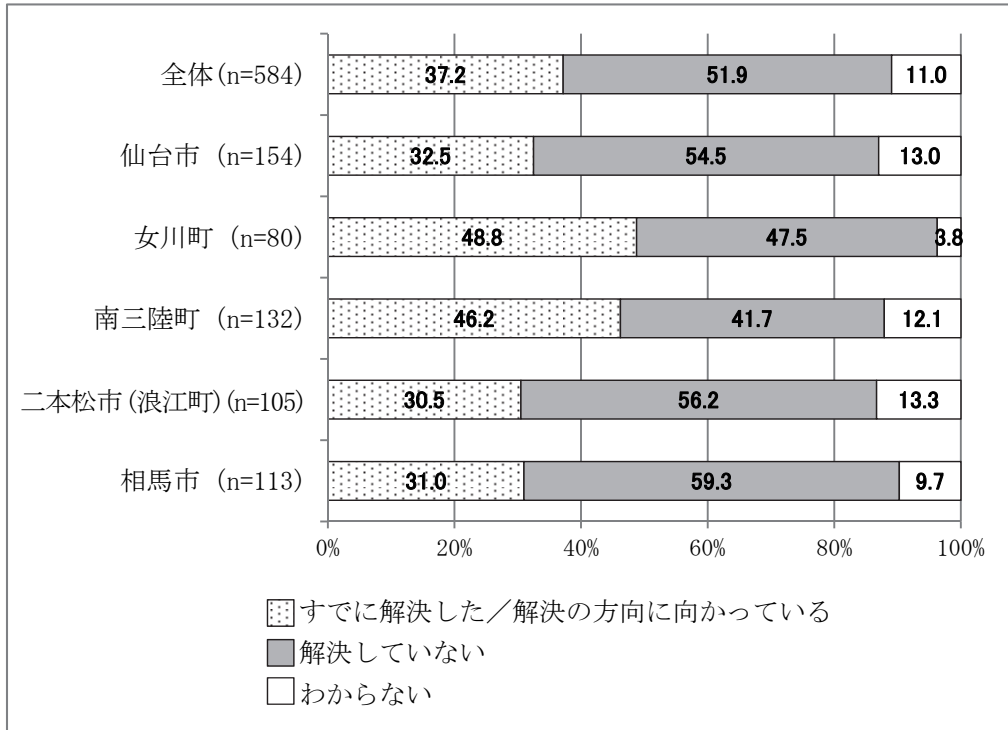


(注) n=584.

解決率を地域別にみると（図表2-7-2）、女川町（48.8%）と南三陸町（46.2%）では解決率が5割近くと高く、これと比べて、仙台市（32.5%）、二本松市（浪江町）（30.5%）、相馬市（31.0%）では解決率がやや低い。後に確認するように、女川町および南三陸町で解決率が高い理由の1つとしては、両地域における法律専門家相談率の高さが考えられる。

図表2-7-2 「最も重大な問題」の解決率（地域別）

(%)

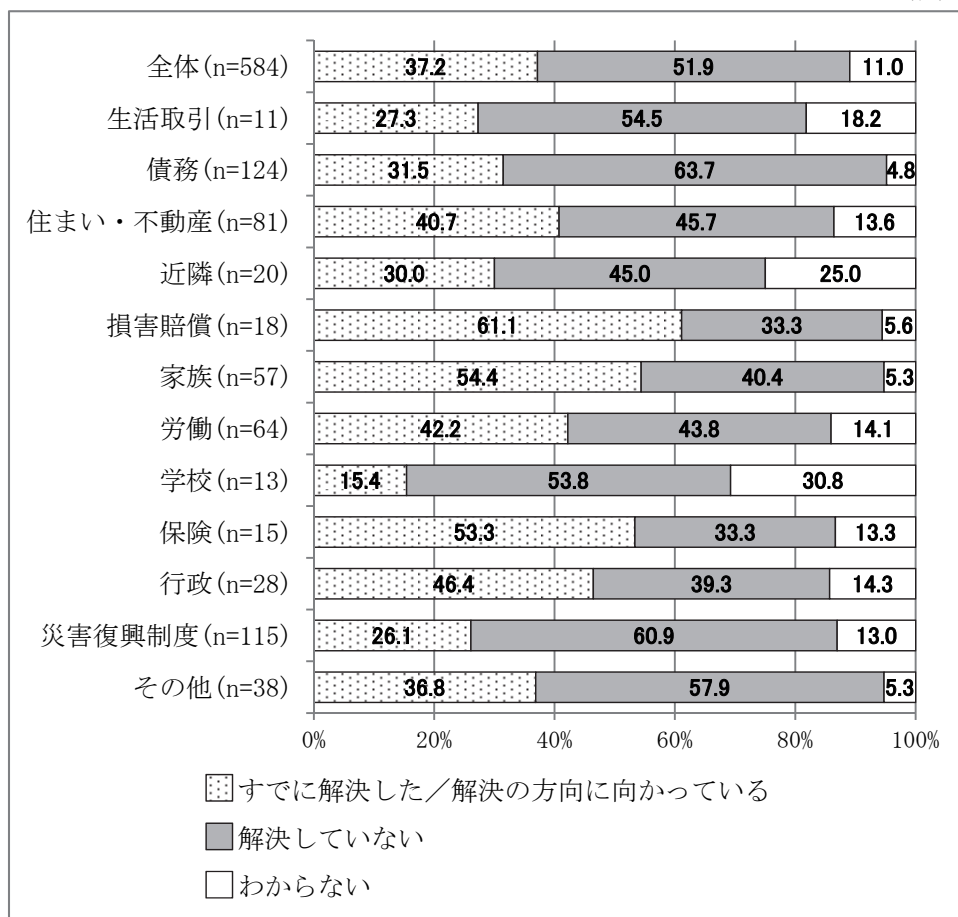


世帯類型別では解決率に違いはみられなかった（図は省略する）。

問題類型別にみると（図表2-7-3）、『損害賠償』（61.1%）、『家族』（54.4%）、『保険』（53.3%）、『行政』（46.4%）で解決率が高くなっている。これに対して、『学校』（15.4%）、『災害復興制度』（26.1%）、『生活取引』（27.3%）、『近隣』（30.0%）、『債務』（31.5%）では解決率が低い。ただし、『近隣』および『学校』については「わからない」の比率が高く（『近隣』で25.0%、『学校』で30.8%）、解決・未解決の境界が流動的であるという特徴もある。

図表2-7-3 「最も重大な問題」の解決率（問題類型別）

(%)

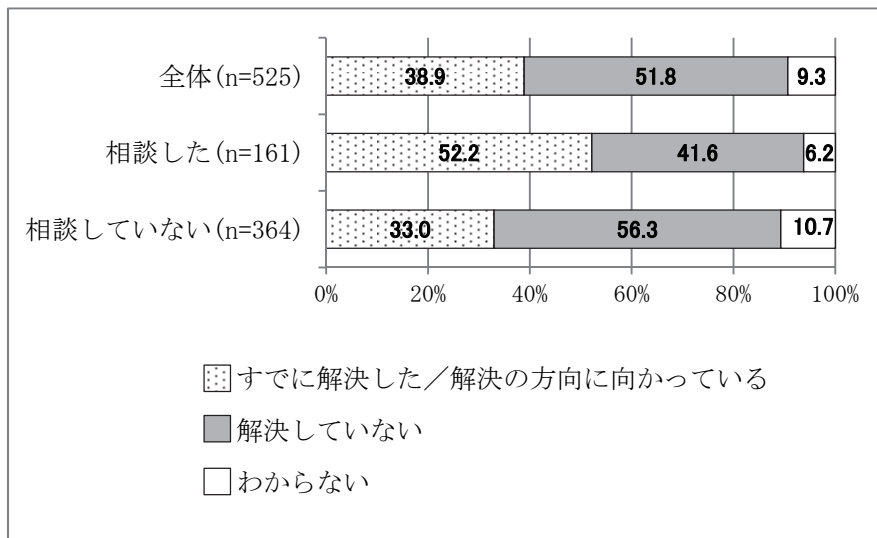


(2) 法律専門家相談の効果

今回の調査結果からは、法律専門家への相談が問題解決にとって促進的な効果を持つことを示すいくつかの手がかりが得られた。

図表2-7-4は、震災後経験した「最も重大な問題」について、法律専門家への相談と現在の解決状況との関係を示したものである。解決率（「すでに解決した」および「まだ解決していないが、解決の方向に向かっている」の合計）は、法律専門家に「相談した」場合には52.2%であるのに対して、「相談していない」場合には33.0%と低くなっている。法律専門家に相談することは、問題状況の整理、法律の内容や解決制度に関する情報提供、解決に向けた選択肢の提案、当事者の精神的サポートなどさまざまなかたちで問題解決に促進的な効果を及ぼしている可能性が示唆される。

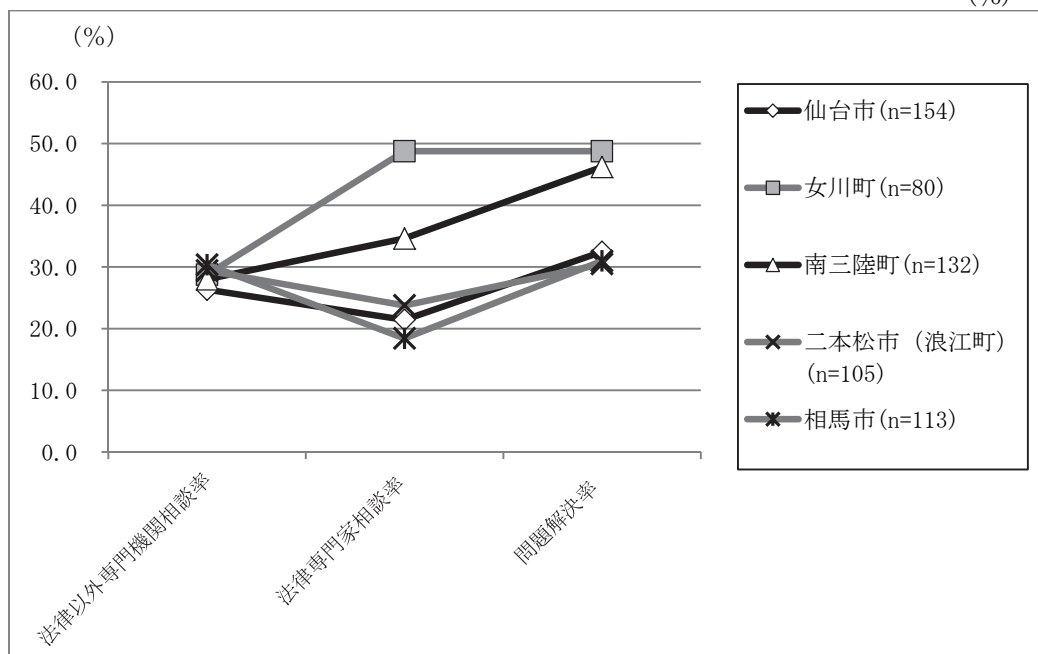
図表2-7-4 「最も重大な問題」の解決率（法律専門家相談の有無別）
(%)



このことを少し別の角度から示すのが、図表2-7-5である。本調査では、震災後の「最も重大な問題」について、これまでみてきた法律専門家への相談のほか、それ以外の相談機関への相談の有無も聞いている（問6）。法律専門家以外の相談機関（法律以外専門機関）としては、「生活支援相談員、民生委員、児童委員」「福祉事務所、社会福祉協議会、地域包括支援センター」「消費生活センター」「労働基準監督署、ハローワーク、労働局」「警察」「上記以外の国・都道府県・市町村の窓口」「行政書士、税理士、社会保険労務士などの専門家」「保険会社」「金融機関」「ボランティア・民間団体」「その他の相談機関や専門家」の11の相談機関を選択肢として示した。図表2-7-5には、それら11の相談機関のいずれか1つでも相談したことがある回答者の比率（「法律以外専門機関相談率」）、法律専門家相談率、問題解決率を地域別に集計した結果をまとめている。

図表2-7-5 法律以外専門機関および法律専門家への相談率と問題解決率

(%)



この図が示すように、法律以外専門機関相談率には地域ごとの大きな違いはみられない。仙台市、女川町、南三陸町、二本松市（浪江町）、相馬市のいずれでも、法律以外専門機関の相談率はほぼ26%から30%程度と似通った傾向を示している（ただし、相談先の分布は必ずしも同じではない）。これに対して、すでに述べたように、法律専門家相談率および問題解決率には地域ごとに大きな違いがある。

そして、図表2-7-5からは、法律専門家相談率と問題解決率には一定の関連性があることがみて取れる。すなわち、法律専門家相談率が高い地域（女川町、南三陸町）では解決率が高く、法律専門家相談率が低い地域（仙台市、二本松市〔浪江町〕、相馬市）では解決率も低い傾向となっている。この結果もまた、法律専門家への相談が問題解決に促進的な効果を及ぼしていることを示唆する結果であるといえる。

【補論】

法律専門家相談が問題解決に及ぼす影響をより厳密に測定するため、問題解決（未解決＝0、解決＝1）を従属変数とし、地域変数（仙台市〔参照カテゴリー〕、女川町、南三陸町、二本松市〔浪江町〕、相馬市）、法律以外専門機関相談ダミー（相談なし＝0、相談あり＝1）、法律専門家相談ダミー（相談なし＝0、相談あり＝1）、問題類型（日常取引〔参照カテゴリー〕ほか11類型）を独立変数として投入する二項ロジスティック回帰分析を行うと、法律以外専門機関

相談と法律専門家相談が問題解決に統計的に有意なプラス効果を及ぼしていることが確認された。法律以外専門機関に相談すること、および、法律専門家に相談することは、それぞれ問題解決にとって促進的な効果をもつ。そして、オッズ比（Exp(B)）の値をみると、その効果は、法律以外専門機関相談より法律専門家相談のほうが大きい。他方、法律専門家相談と法律以外専門機関相談を統制した場合、地域および問題類型は、問題解決に有意な影響は及ぼしていない。

図表2-7-5に関連させていえば、法律以外専門機関相談にも問題解決を促進する効果があるが、法律以外専門機関への相談率は地域ごとにほとんど違いはないので、もっぱら法律専門家相談率の違いが地域ごとの問題解決率の違いをもたらしていることになる。すなわち、法律専門家相談率が高い地域（女川町、南三陸町）では問題解決率が高く、法律専門家相談率が低い地域（仙台市、二本松市〔浪江町〕、相馬市）では問題解決率が低い傾向となっている。

付表 問題解決のロジスティック回帰分析

	B	有意確率	Exp(B)
地域（参照カテゴリー＝仙台市）		0.385	
女川町	0.219	0.504	1.245
南三陸町	0.418	0.158	1.519
二本松市（浪江町）	-0.035	0.915	0.965
相馬市	-0.175	0.573	0.839
法律以外専門機関相談ダミー	0.407	0.062	1.503
法律専門家相談ダミー	0.696	0.003	2.005
問題類型（参照カテゴリー＝日常取引）		0.032	
債務	-0.298	0.694	0.743
住まい・不動産	0.369	0.631	1.447
近隣	0.131	0.886	1.14
損害賠償	1.159	0.203	3.186
家族	0.539	0.496	1.715
労働	0.598	0.444	1.818
学校	-0.54	0.622	0.583
保険	1.353	0.158	3.868
行政	0.639	0.453	1.894
災害復興制度	-0.343	0.652	0.71
その他	0.038	0.963	1.039
定数	-0.889	0.234	0.411

$n=451$; $-2LL=569.096$ $\chi^2=46.132$ ($df=17$, $p<.001$); Nagelkerke $R^2=.131$.



8 原発事故関連問題

(1) 対象地域：二本松市（浪江町）・相馬市

東日本大震災に際し、福島県の住民は、地震・津波の被害に加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故によって、長期の避難生活を余儀なくされるなど大きな被害に見舞われた。それら原子力発電所事故に伴う法的問題および住民のニーズを明らかにするため、福島県の2つの調査地域（二本松市〔浪江町〕、相馬市）については、これまでみてきた震災後の法律問題一般の経験に加えて、原発事故に関連する問題についての質問も用意した（問9～問12）。該当者は、二本松市（浪江町）が220人、相馬市が345人、合計565人である。調査を実施した二本松市の仮設住宅は、原発事故に伴い警戒区域に指定された浪江町の住民を対象に設置された仮設住宅であり、回答者のほとんど（97.7%）は震災（原発事故）発生当時浪江町に居住していた住民である。また、相馬市の仮設住宅の回答者については、震災当時相馬市に居住していた住民が8割以上（82.3%）であるが、震災当時相馬市以外に居住していた回答者も17.7%いる。それらの震災当時相馬市以外に居住していた回答者の震災当時の住所地を自由回答で確認すると、南相馬市、浪江町、大熊町などの住民である。したがって、相馬市自体は原発事故に伴う警戒区域には指定されていないが、相馬市の回答者には一定割合で原発事故に伴う警戒区域から避難してきた住民が含まれている（以上につき前述1（1）参照）。

(2) 原発事故関連問題の経験（問9）

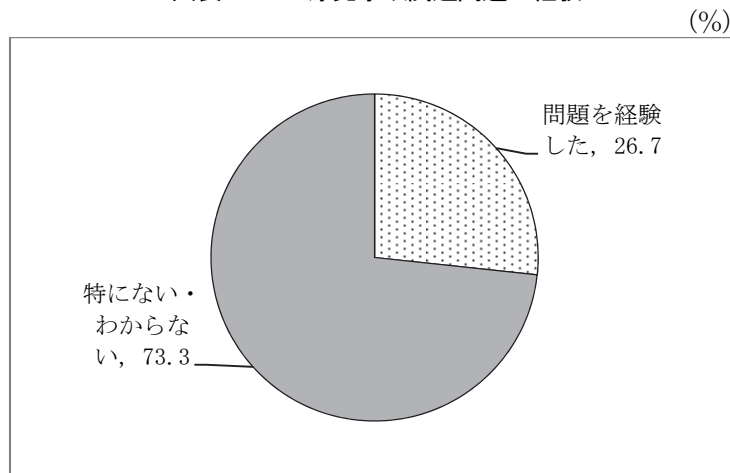
(a) 原発事故関連問題の経験率

二本松市（浪江町）および相馬市の対象者に、「損害賠償（慰謝料以外）の請求」「慰謝料の請求」「原発事故に関連するその他の問題」の3つの選択肢を示したうえで、対象者や家族が原発事故に関連してこれらの問題を経験したことがあるかを聞いたところ（複数回答）、回答者（532人）のうち、「損害賠償（慰謝料以外）の請求」の経験ありが21.1%、「慰謝料の請求」が8.6%、「原発事故に関連するその他の問題」が6.2%、「特にない・わからない」が73.3%であった。

「損害賠償（慰謝料以外）の請求」「慰謝料の請求」「原発事故に関連するその他の問題」のいずれか1つでも選択した回答者（以下、「原発事故関連問題経験者」という）は142人である。

回答者（532人）に対する原発事故関連問題経験者の比率は26.7%となる（図表2-8-1）¹⁶。

図表2-8-1 原発事故関連問題の経験



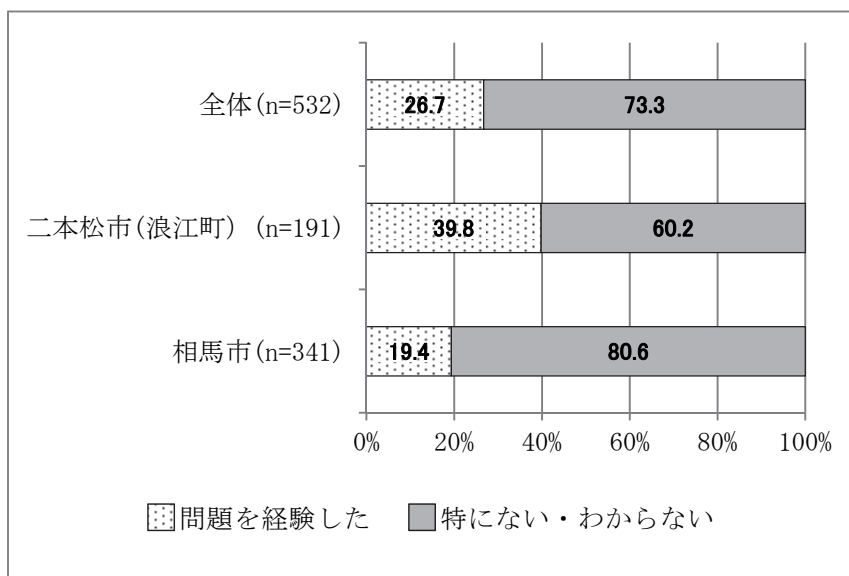
(注) n=532.

原発事故関連問題の経験を地域別にみると図表2-8-2のようになる。二本松市（浪江町）では、4割近く（39.8%）が原発事故関連問題を経験したと回答している。やはり全町が原発事故に伴う警戒区域に指定された浪江町民が居住する二本松市（浪江町）の回答で、原発事故関連問題の経験率が高くなっている。

¹⁶ なお、「原発事故に関連するその他の問題」の回答者（33人）のうち、自由回答欄に問題の具体的内容を記載したのは11人である。内容は「こどもが学校へ行けなくなってしまった」「仮設に入ってから病院代や交通費など」「自宅に帰ることができるのか」「子が仕事がなく東京に行って困った」「今後について」「元の土地に戻れない」「蚕、洋ラン等の被害」「持ち出しできない物を購入」「車の購入」「一時帰宅」「不動産登記をしていない」である（匿名化のため多少表現を変えた箇所がある）。いずれも直接・間接に原発事故に伴う物的・精神的被害に関連しており、以下の集計から除外すべきものはないと判断した。

図表2-8-2 原発事故関連問題の経験（地域別）

(%)



もっとも、全町が警戒区域に指定され、したがって、町民全員が何らかのかたちで原発事故の被害を受けていると想定される二本松市（浪江町）の回答でも、原発事故関連問題経験者が約4割であったことは、予想以上に低い数字であるともいえる。その理由について、アンケート調査の回答からは確たる結論を導き出すことは難しいが、アンケート調査の追加調査として行ったインタビュー調査では、東京電力から送付される書類にそのまま記入し賠償を受ける手続は、ことさらに「問題」とは認識されていない傾向も確認されており¹⁷、アンケート調査で聞いた「損害賠償（慰謝料以外）の請求」「慰謝料の請求」「原発事故に関連するその他の問題」の経験は、そのような既定の手続には載らない特別の問題を指すものと理解した回答者も少なからずいた可能性も推測される。たとえば、1人10万円ずつが認められている慰謝料請求は、ここでの「慰謝料の請求」の「問題」としては回答されていない可能性である。実際、二本松市（浪江町）では回答者のほぼ全員が該当するものと想定される「慰謝料の請求」について、この問題を「経験した」の回答は12.6%（回答者191人中24人）にとどまっている。また、後述のように、東京電力への直接請求を行ったかどうかの質問において、「すでに行っている（行った）」の回答は予想外に少ない結果であったが（後述（5）参照）、これも同様に、東京電力から送付される書類に従い損害賠償を請求することは、ことさらな「請求」とは認識されていない可能性がある。調査実施者側としては、それらの場合は当然に「問題」があり、東京電力への直接請求を「行っている」との回答を想定していたが、調査結果はそれとは異な

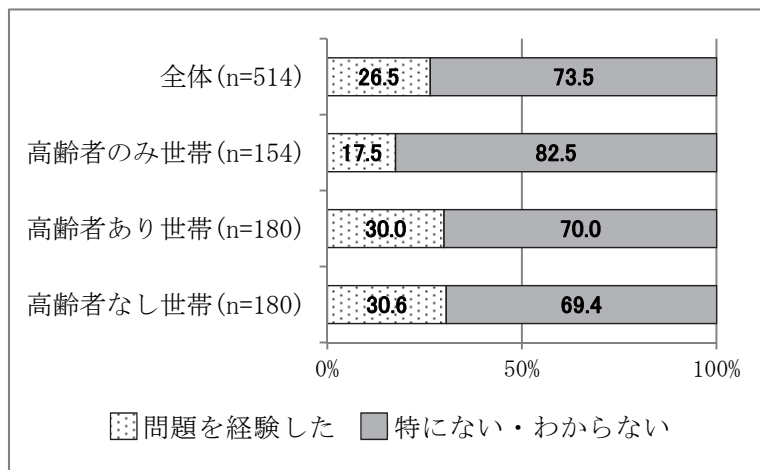
¹⁷ 本書第Ⅲ部のケース18、ケース19参照。

る傾向を示しており、原発事故被害者（避難者）が「問題」をどのようにとらえているのかについて別途慎重な検討の必要性を示唆する結果である。

なお、原発事故関連問題の回答を世帯類型別にみると、図表2-8-3の通りである。世帯類型で違いがみられ、「高齢者のみ世帯」では、他の世帯類型よりも、原発事故関連問題を「経験した」が少ないという特徴がみられた。「高齢者のみ世帯」で問題の経験率が低いという傾向は、先に震災後法律問題について確認した傾向（前述「2（3）」参照）と共通である。

図表2-8-3 原発事故関連問題の経験（世帯類型別）

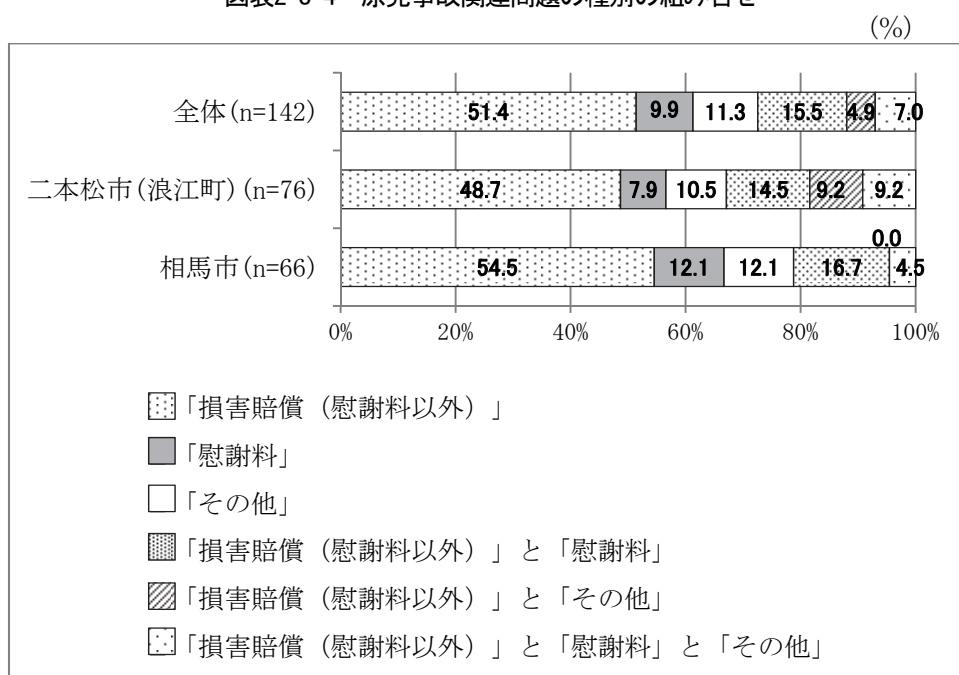
(%)



（b）原発事故関連問題の組み合わせ

原発事故関連問題の回答について、「損害賠償（慰謝料以外）の請求」「慰謝料の請求」「原発事故に関連するその他の問題」の組み合わせをみると、図表2-8-4の通りである。損害賠償（慰謝料以外）の請求だけの回答が半数以上（51.4%）であり、以下多い順に、「損害賠償（慰謝料以外）の請求」と「慰謝料の請求」の組み合わせが15.5%、「その他の問題」だけが11.3%、「慰謝料の請求」だけが9.9%、「損害賠償（慰謝料以外）の請求」と「慰謝料の請求」と「その他の問題」の3つの組み合わせが7.0%、「損害賠償（慰謝料以外）の請求」と「その他の問題」の組み合わせが4.9%である。二本松市（浪江町）と相馬市の回答で大きな違いはないが、二本松市（浪江町）では複数の問題の組み合わせの回答がやや多く、相馬市では単一の問題のみの回答がやや多い。

図表2-8-4 原発事故関連問題の種別の組み合わせ



(注) 二本松市（浪江町）・相馬市とも「慰謝料」と「その他」の組み合わせはなく、相馬市ではさらに、「損害賠償（慰謝料以外）」と「その他」の組み合わせもなかった。

(c) 原発事故関連問題の金銭的価値

原発事故関連問題経験者に、その問題を金銭に換算すればいくらになるかわかるかを聞いたところ（問9付問2）、回答者（130人）のうち、「わかる」が10.8%、「わからない」が38.5%、「お金には換算できない」が50.8%である。先にみた震災後法律問題一般の場合（順に30.5%、43.6%、26.0%。前述「3（3）」参照）と比較すると、「わかる」の回答が少なく、「お金には換算できない」の回答が多い。原発事故関連問題は現在進行中の出来事であり、したがって具体的な金額は「わからない」（まだ確定できない）の回答が多くなることはある程度予想された。しかし、「わからない」の回答の多さもさることながら、それ以上に「お金には換算できない」の回答が多かったことは、今回の原発事故の被害は単なる金銭問題には還元できない（あるいはしたくない）という被害者の複雑な心情を示しているともいえる。

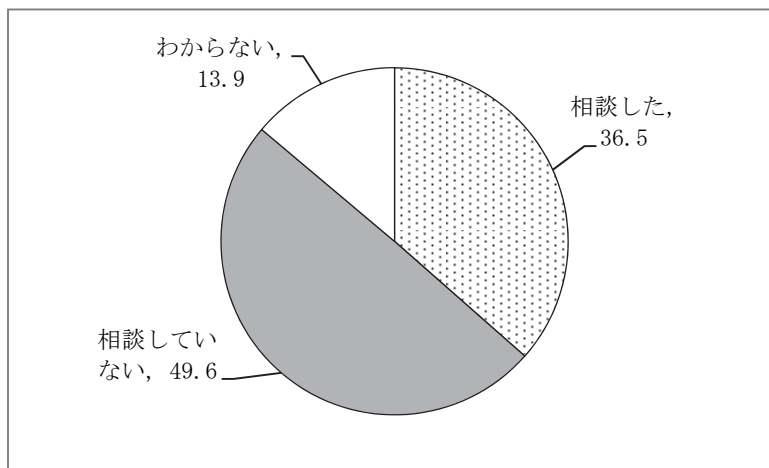
なお、「わかる」の回答者が少ないため（14人）、あくまで参考の数字であるが、回答された金額の最小金額は10万円、最大金額は1億5000万円、平均値は1913.1万円、中央値は135.0万円である。ケース数が少ないため、地域別・世帯類型別・問題組み合わせ別での平均値の違いは省略する。

(3) 法律専門家への相談（問10）

原発事故関連問題経験者に、その問題を解決するために弁護士や司法書士に相談したかを聞いたところ、回答者（137人）のうち、「相談した」が36.5%、「相談していない」が49.6%、「わからない」が13.9%である。原発事故関連問題経験者のうち法律専門家に相談したのは約3分の1である。震災後法律問題一般では法律専門家への相談率が28.0%であったので（前述4（1）参照）、それよりは幾分か多い数字となっている。

図表2-8-5 原発事故関連問題の法律専門家相談率

（%）

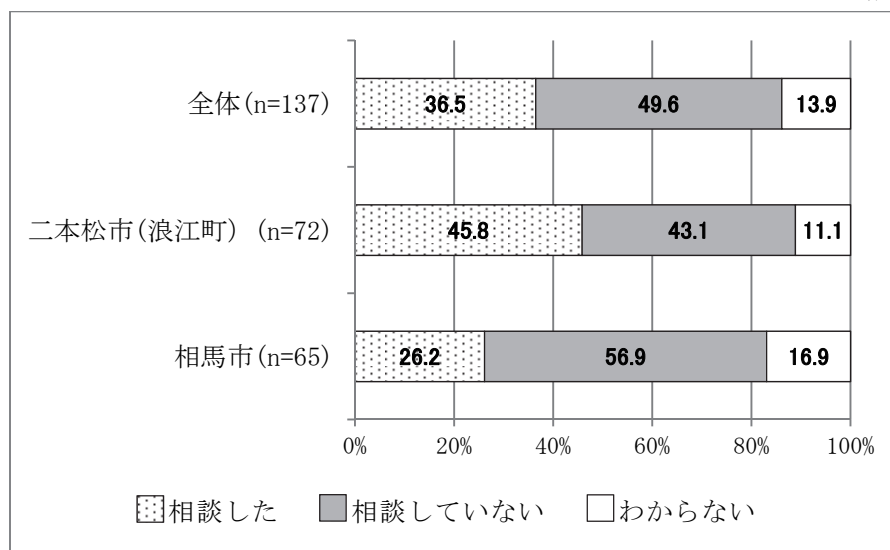


（注）n=137.

地域別でみると（図表2-8-6）、二本松市（浪江町）では法律専門家に「相談した」が45.8%と少し高くなっている。これに対して、相馬市では、「相談した」のは26.2%である。二本松市（浪江町）と相馬市の法律専門家への相談率の違いの理由としては、町全体が警戒区域に指定され、住まい・生活の全体が被害を受けた浪江町と、警戒区域には指定されていない相馬市との被害・損害の深刻度の違いや、相馬市ではたとえば漁業関係の損害賠償は漁協が取りまとめを行っているなど、いくつかの理由が考えられる。

図表2-8-6 原発事故関連問題の法律専門家相談率（地域別）

(%)



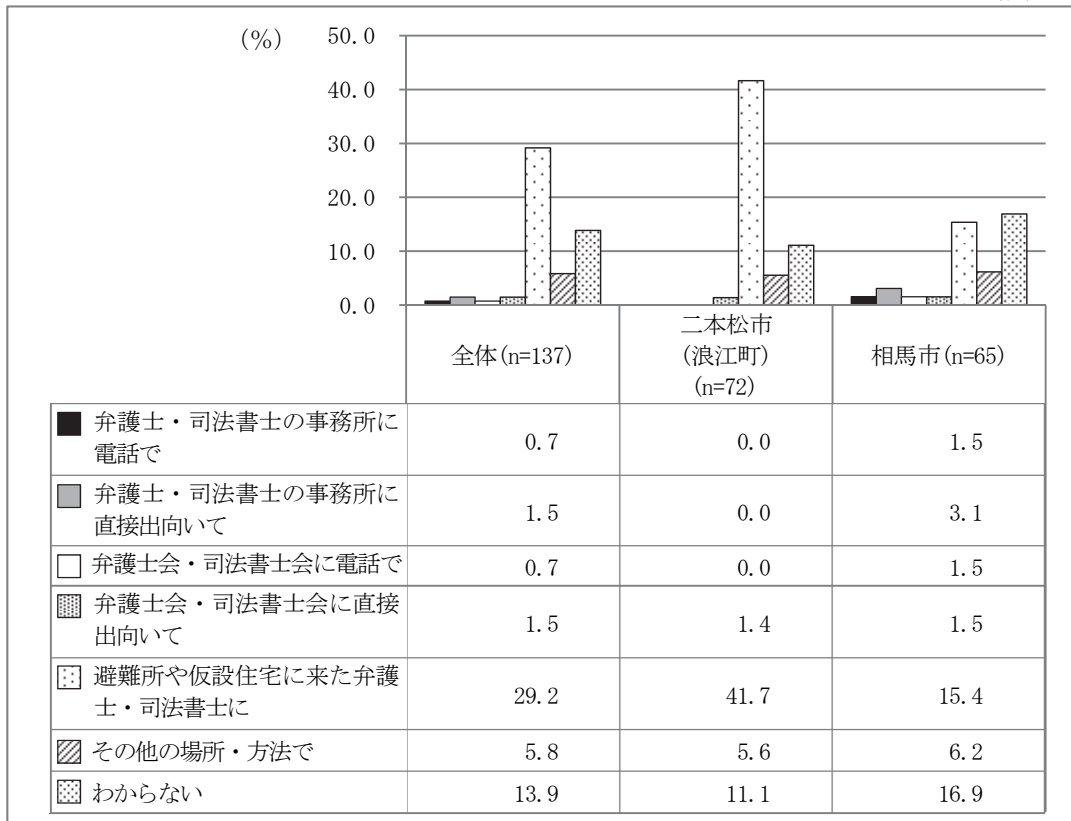
原発事故関連問題経験者がどのような経路で法律専門家に相談しているかを示すのが、図表2-8-7である。この結果が示すように、原発事故関連問題に関する相談経路として圧倒的に多いのは「避難所や仮設住宅に来た弁護士・司法書士に」である。回答者（137人）のうち約3割（29.2%）がこの選択肢に回答している。

これに対して、他の相談経路は、「その他の場所・方法で」が5.8%であるほかは¹⁸、「弁護士・司法書士の事務所に電話で」「弁護士・司法書士の事務所に直接出向いて」「弁護士会・司法書士会に電話で」「弁護士会・司法書士会に直接出向いて」の回答はいずれもごくわずかであり、また、「法テラスに電話で」「法テラスの事務所や出張所に直接出向いて」の回答はゼロであった。なお、「わからない」の回答が13.9%あった。

¹⁸ 「その他の場所・方法で」の内容を自由回答で確認すると、「役場に行って弁護士に会った」「遺族が集まって弁護士にお願いした」「災害保険の関係で弁護士に相談したが何もなかった」「漁業組合で」「加入団体で」であった。

図表2-8-7 原発事故関連問題の法律専門家への相談経路【複数回答】

(%)



(注) 全体を通じて「法テラスに電話で」「法テラスの事務所や出張所に直接出向いて」の回答はなかった。

この結果は、原発事故関連問題の法的支援の方法として、避難所や仮設住宅へ出張相談（アウトリーチ）が一定の効果を発揮したことを示している。特に二本松市（浪江町）では「避難所や仮設住宅に来た弁護士・司法書士に」相談したとの回答が4割を超える（41.7%）。これに対して、相馬市で「避難所や仮設住宅に来た弁護士・司法書士に」相談したとの回答は15.4%にとどまる。先にみたように、二本松市（浪江町）と相馬市では、原発事故関連問題の法律専門家相談率に大きな違いがあったが、その理由の1つは、避難所や仮設住宅へ出張相談の効果の違いにあった可能性が推測される。

なお、先にみた震災後の法律问题一般については、出張相談とならんで法テラス出張所の効果が確認された（前述4（2））。これに対して、原発事故関連問題については、調査時点で二本松市に法テラス出張所が開設されていたにもかかわらず、法テラスに相談したとの回答は、「法テラスに電話で」「法テラスの事務所や出張所に直接出向いて」ともゼロであった。二本松市に被災地出張所が開設されたのは、調査開始の直前（約2か月前）の2012年10月であり、調

Ⅱ アンケート調査の結果

査時点ではまだ住民が広く利用するまでには至っていなかった可能性がある。一方、法テラスの電話相談は、震災直後の2011年4月初めから稼働していたが、その存在が二本松市（浪江町）、相馬市の仮設住宅入居者には周知されていなかった可能性がある。いずれもさらなる検証を必要とする課題である。

（４）法律専門家に相談しない理由（問10付問）

原発事故関連問題経験者で法律専門家に「相談しなかった」者に対して、その理由を聞いたところ（問10付問）、回答者（68名）のうち、「時間や手間がかかりそうだから」が44.1%と最も多く、次いで、「費用がかかりそうだから」が35.3%、「相談しても無駄だと思うから」が29.4%、「自分で解決したいから」が14.7%などであった（図表2-8-8）。

震災後法律問題一般における法律専門家非相談理由（前述5（1））と比較すると、費用・時間・手間などのコスト要因がより上位になり、また、選択率も高くなっている（震災後の法律問題一般では、「時間や手間がかかりそうだから」と「費用がかかりそうだから」がともに第2位で26.3%であった。前掲・図表2-5-1参照）。「相談しても無駄だと思うから」は、選択率自体は震災後法律問題一般と原発事故関連問題とではほぼ同じであるが、順位は原発事故関連問題で下がっている（震災後の法律問題一般では、「相談しても無駄だと思うから」は28.2%で第1位であった）。

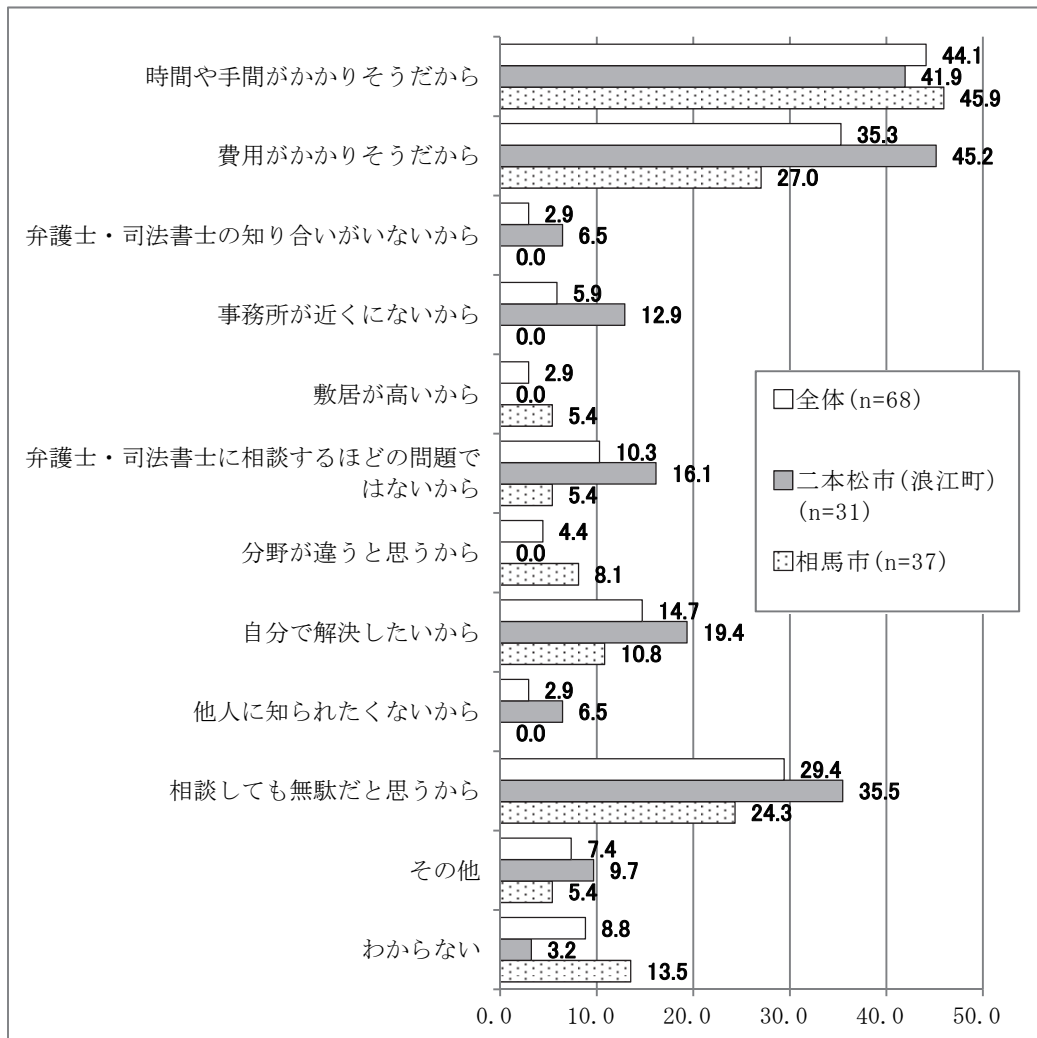
地域別でみると、二本松市（浪江町）では、「費用がかかりそうだから」（45.2%）、「時間や手間がかかりそうだから」（41.9%）、「相談しても無駄だと思うから」（35.5%）、「自分で解決したいから」（19.4%）、「弁護士、司法書士に相談するほどの問題でないから」（16.1%）、「事務所が近くにないから」（12.9%）などの理由が多く選択されている。これに対して、相馬市では「時間や手間がかかりそうだから」（45.9%）が多く選択されている。

なお、「敷居が高いから」「他人に知られたくないから」など、法律相談そのものへの心理的障壁を示す理由が全体としてそれほど重大なものにはなっていない点は、震災後法律問題一般の箇所ですべて述べたこと（前述5（1）参照）と共通である。ただし、二本松（浪江町）では、「敷居が高いから」の選択がゼロであるのに対して、「他人に知られたくないから」が6.5%選択される点に若干の特徴がみられる。

法律専門家に相談しない理由を世帯類型別でもみたが、目立った特徴は観察されなかった（図表は省略する）。

図表2-8-8 原発事故関連問題の法律専門家非相談理由【複数回答】

(%)



(注)「他の専門家に相談するから」の回答はなかった。

(5) 法的手続の利用状況 (問12)

原発事故関連問題経験者(142人)に、その問題を解決するために、「東京電力への直接請求」「原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)への申し立て」「裁判・調停」を行ったかどうかを聞いた(問12)。

Ⅱ アンケート調査の結果

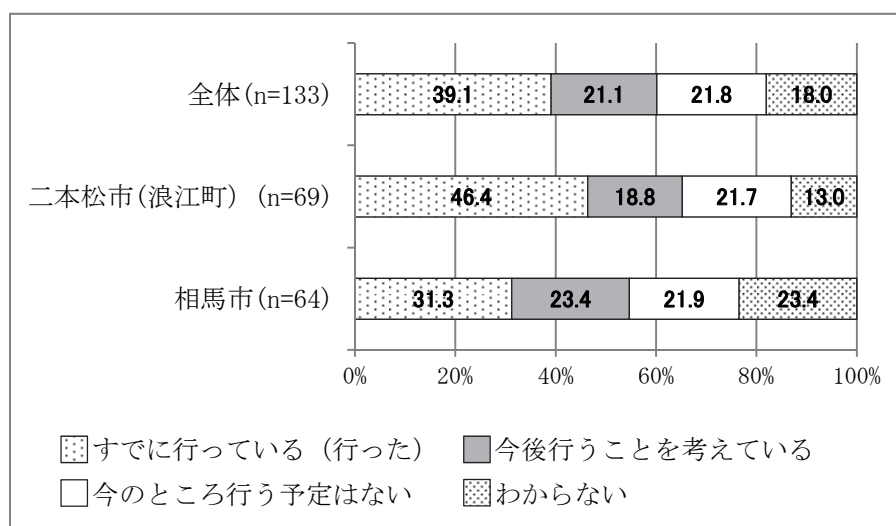
(a) 東京電力への直接請求（問12A）

東京電力への直接請求（問12A）については、回答者（133人）のうち、「すでに行っている（行った）」が39.1%、「今後行うことを考えている」が21.1%、「今のところ行う予定はない」が21.8%、「わからない」が18.0%の結果である（図表2-8-9）。東京電力への直接請求を「すでに行っている（行った）」の回答が約4割という数字は、事前に予想したよりはかなり少ない数字といえる。たとえば、1人10万円ずつが認められている慰謝料の請求はもっと多くの人が行っているのではないかと推測される。この点はすでに述べたが（前述（2）（a）参照）、回答者は東京電力から送付される書類にそのまま記入し賠償を受ける手続は、ことさらに「問題」とは考えず、「請求」ともとらえていない可能性が考えられる。

地域別でみると、相馬市よりも、二本松市（浪江町）で「すでに行っている（行った）」が多くなっているが（46.4%）、それでも5割を切る数字である。

図表2-8-9 東京電力への直接請求

(%)



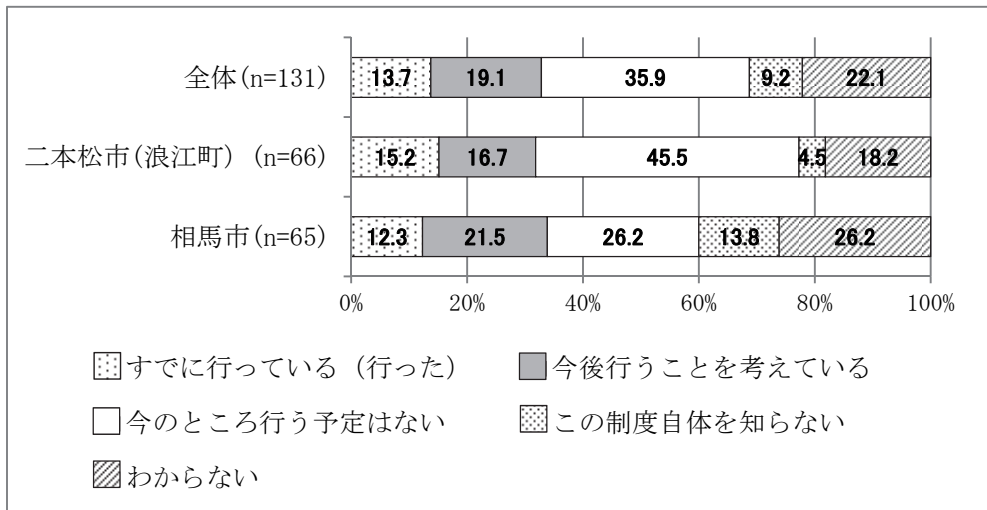
(b) 原発ADRへの申し立て（問12B）

原発ADRへの申し立て（問12B）については、回答者（131人）のうち、「すでに行っている（行った）」が13.7%、「今後行うことを考えている」が19.1%、「今のところ行う予定はない」が35.9%、「この制度自体を知らない」が9.2%、「わからない」が22.1%である（図表2-8-10）。「すでに行っている（行った）」と「今後行うことを考えている」を合わせた原発ADRの利用意向者は約3割（32.8%）である。なお、原発ADRについて、「この制度自体を知らない」が約1割いたことが目につく。

地域別では、二本松市（浪江町）で「今のところ行う予定はない」が多く、相馬市では「この制度自体を知らない」「わからない」が多い。

図表2-8-10 原発ADRへの申し立て

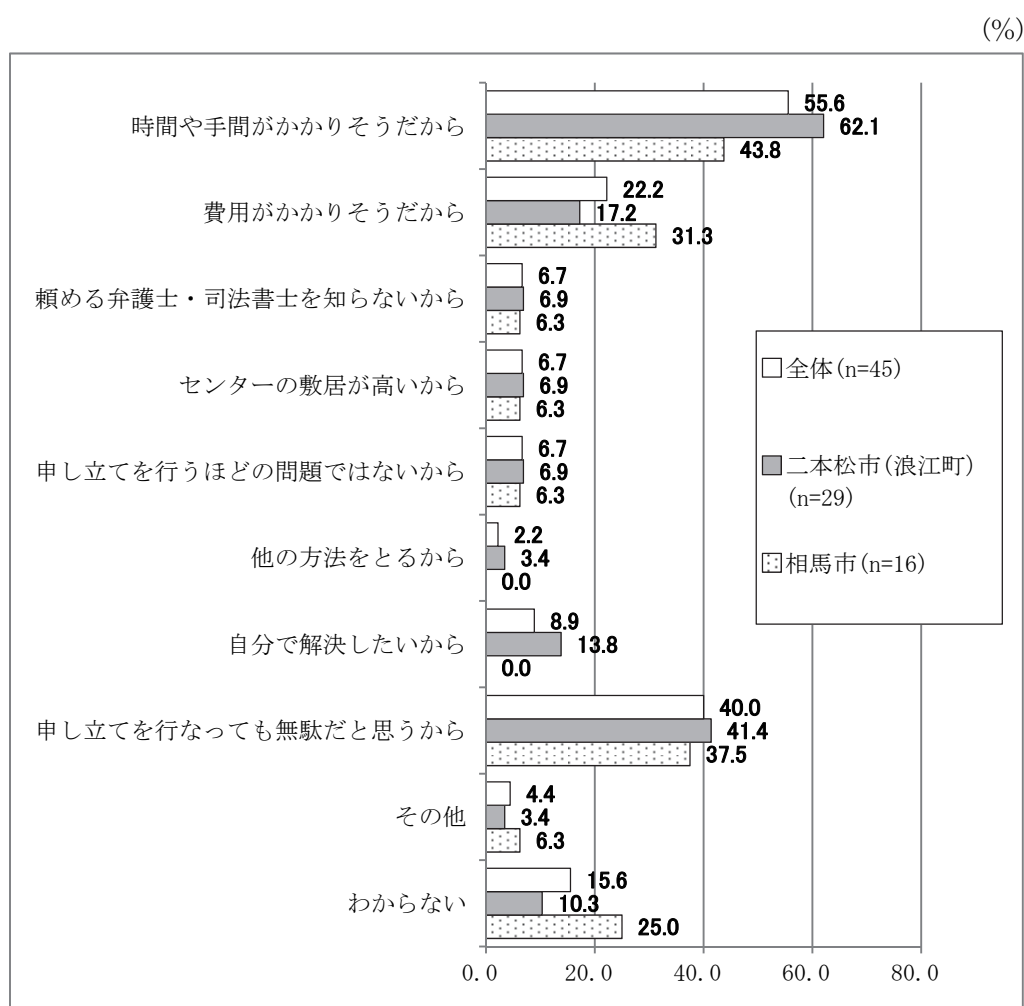
（％）



原発ADRに関連して、原発ADRへの申し立てを「今のところ行う予定はない」と回答した者に、その理由を聞いたところ（問12B付問3）、全体（45人）の回答では、「時間や手間がかかりそうだから」（55.6%）、「申し立てを行っても無駄だから」（40.0%）、「費用がかかりそうだから」（22.2%）が多い（図表2-8-11）。

地域別でみると、二本松市（浪江町）では「時間や手間がかかりそうだから」（62.1%）の回答がやや多くなっている。また、「自分で解決したいから」が、相馬市ではゼロであるのに対して、二本松市（浪江町）では13.8%ある。一方、相馬市では、「費用がかかりそうだから」（31.3%）の回答が二本松市（浪江町）と比べて非常に多くなっている。

図表2-8-11 原発ADRの非利用理由【複数回答】



(注) 原発ADRへの申し立てを「今のところ行う予定はない」と回答した者について集計。「頼める弁護士や司法書士が近くにいないから」「分野が違うと思うから」「他人に知られたくないから」の回答はなかった。

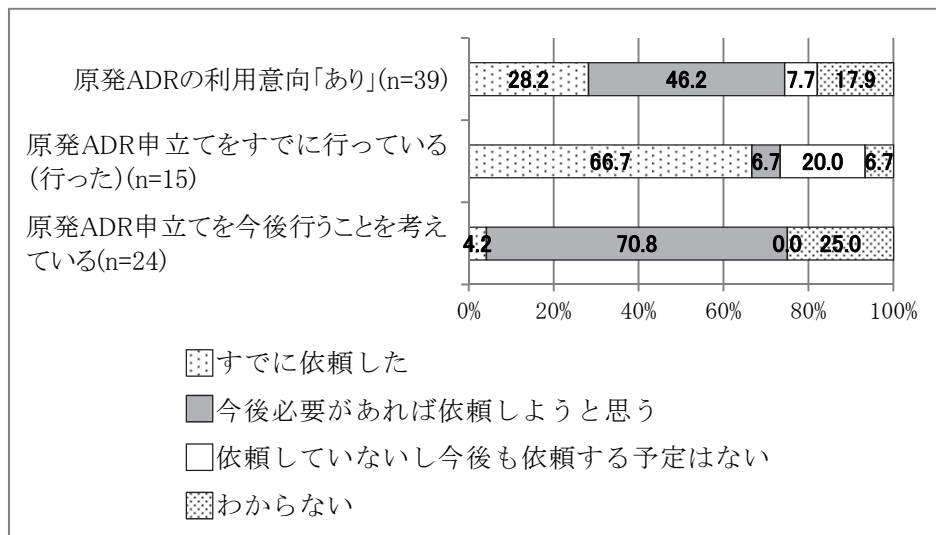
原発ADRの利用意向を示した（申し立てを「すでに行っている（行った）」または「今後行うことを考えている」）者に対して、弁護士や司法書士に手を依頼したかを聞いたところ（問12B付問1）、回答者（39人）のうち、「すでに依頼した」が28.2%、「今後必要があれば依頼しようと思う」が46.2%、「依頼していないし、今後も依頼する予定はない」が7.7%、「わからない」が17.9%であった（図表2-8-12）。

さらに原発ADRの申し立てを「すでに行っている（行った）」回答者（15人）に絞って集計すると、ケース数が少ないので参考程度にとどまるが、約3分の2（66.7%）が弁護士・司

法書士に手続を依頼しているという結果である。また、「今後行うことを考えている」回答者(24人)に絞って集計すると、これもケース数は少ないが、「依頼していないし、今後も依頼する予定はない」の回答はゼロであった。原発ADRの利用意向者は原発関連問題経験者の約3割(32.8%)と必ずしも多くはないが、ひとたびこの手続を利用しようとする場合の法律専門家への依頼需要は大きいといえる。

図表2-8-12 原発ADR利用意向者の法律専門家の利用意向

(%)

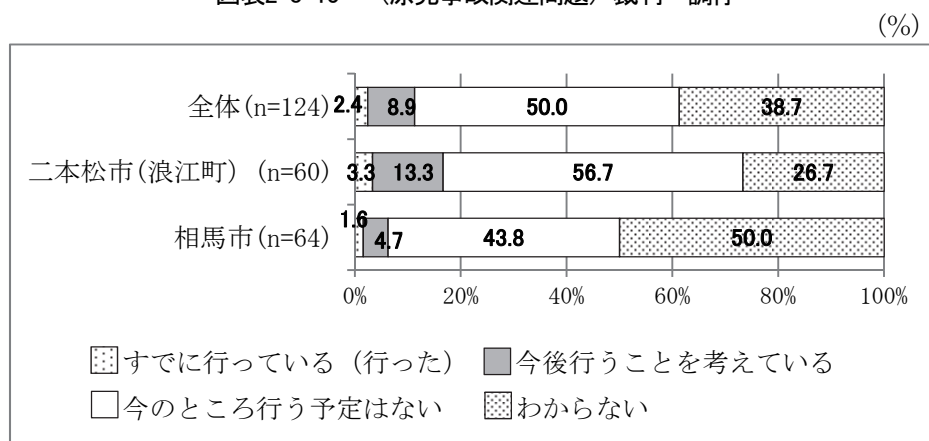


(注) 原発ADRの申し立てを「すでに行っている(行った)」または「今後行うことを考えている」と回答した者について集計。

(c) 裁判・調停(問12C)

最後に、裁判・調停(問12C)については、回答者(124人)のうち、「すでに行っている(行った)」が2.4%と少なく、「今後行うことを考えている」が8.9%、「今のところ行う予定はない」が50.0%、「わからない」が38.7%である。「すでに行っている(行った)」と「今後行うことを考えている」を合わせても、利用意向者は約1割(11.3%)である。「わからない」が4割弱いることが示しているように、裁判・調停についてはまだ態度を決めかねている人がかなり多い。

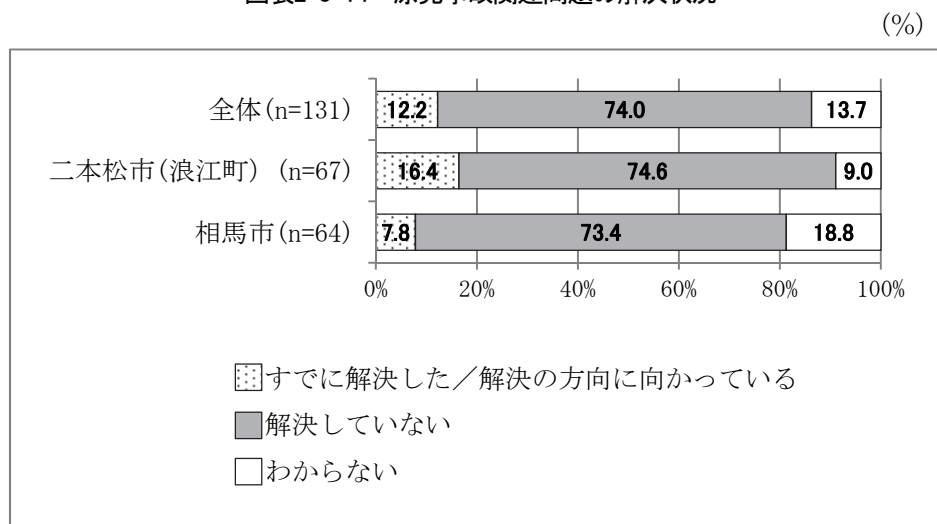
図表2-8-13 (原発事故関連問題) 裁判・調停



(6) 解決状況

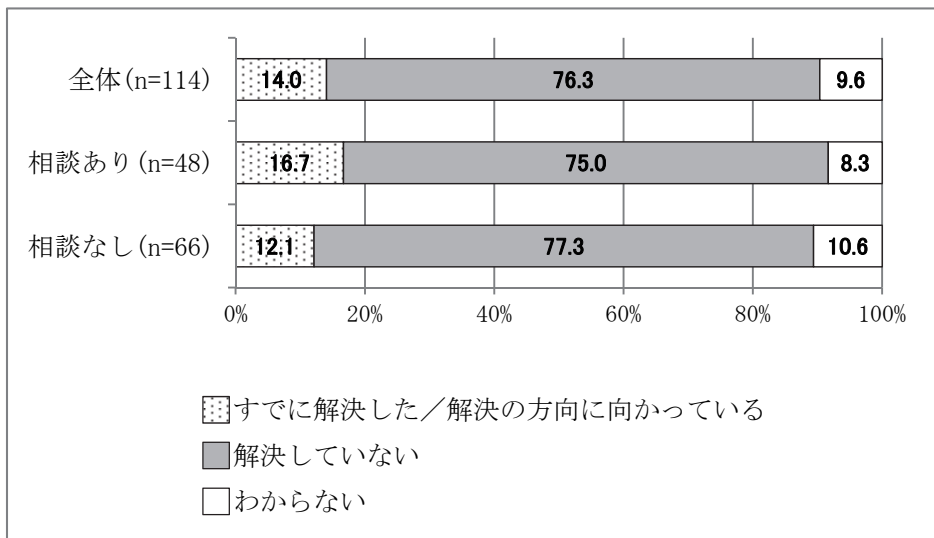
原発事故関連問題経験者に問題の解決状況を聞くと、解決率（「すでに解決した」と「まだ解決していないが、解決の方向に向かっている」の合計）は1割強（12.2%）にとどまり（図表2-8-14）、先にみた震災後法律問題一般の解決率（37.1%）よりかなり低くなっている。原発事故とその後の長期の避難生活に起因する損害賠償等の問題は本調査実施当時に（そして基本的には現在も）進行中の問題であり、その解決に至るまでにはなお長期の時間を要することの反映であろう。

図表2-8-14 原発事故関連問題の解決状況



原発事故関連問題の解決率を法律専門家相談有無別でみると（図表2-8-15）、法律専門家に相談している場合に解決率がやや高くなっているが、統計的に有意な違いではない。先にみたように、震災後法律問題一般の場合には法律専門家への相談が解決を促進する効果が明確に確認されたが（前述「7（2）」参照）、原発事故関連問題についてはその効果は明確には確認されなかった。原発事故関連問題はなお進行中の問題であるために、法律専門家相談の効果が現れにくくなっている可能性が考えられる。

図表2-8-15 原発事故関連問題の解決率（法律専門家相談有無別）
(%)





9 法テラスの認知度と制度利用意向

(1) 法テラスの認知度（問13）

調査時点（2012年11月）での法テラスの認知度を聞いた（問13）。回答者（1,573人）のうち、「知っていた」が41.0%、「知らなかった（この調査で初めて知った）」が59.0%である。被災地の回答者で6割近くが法テラスを知らなかったことになる。

この回答結果を地域別、回答者の性別、年齢別、世帯類型別、世帯年収別で集計したところ（図表2-9-1）、地域別、年齢別、世帯類型別、世帯年収別でいくつかの特徴が確認された。

地域別では、南三陸町で「知っていた」の回答が多い。

年齢別では、「20・30歳代」「40・50歳代」で「知っていた」の回答が多く、「60・70歳代」「80歳代以上」の高齢者になると「知らなかった」の回答が多い。

世帯類型別では、「高齢者のみ世帯」で「知らなかった」が多く、「高齢者あり世帯」と「高齢者なし世帯」で「知っていた」が多い。

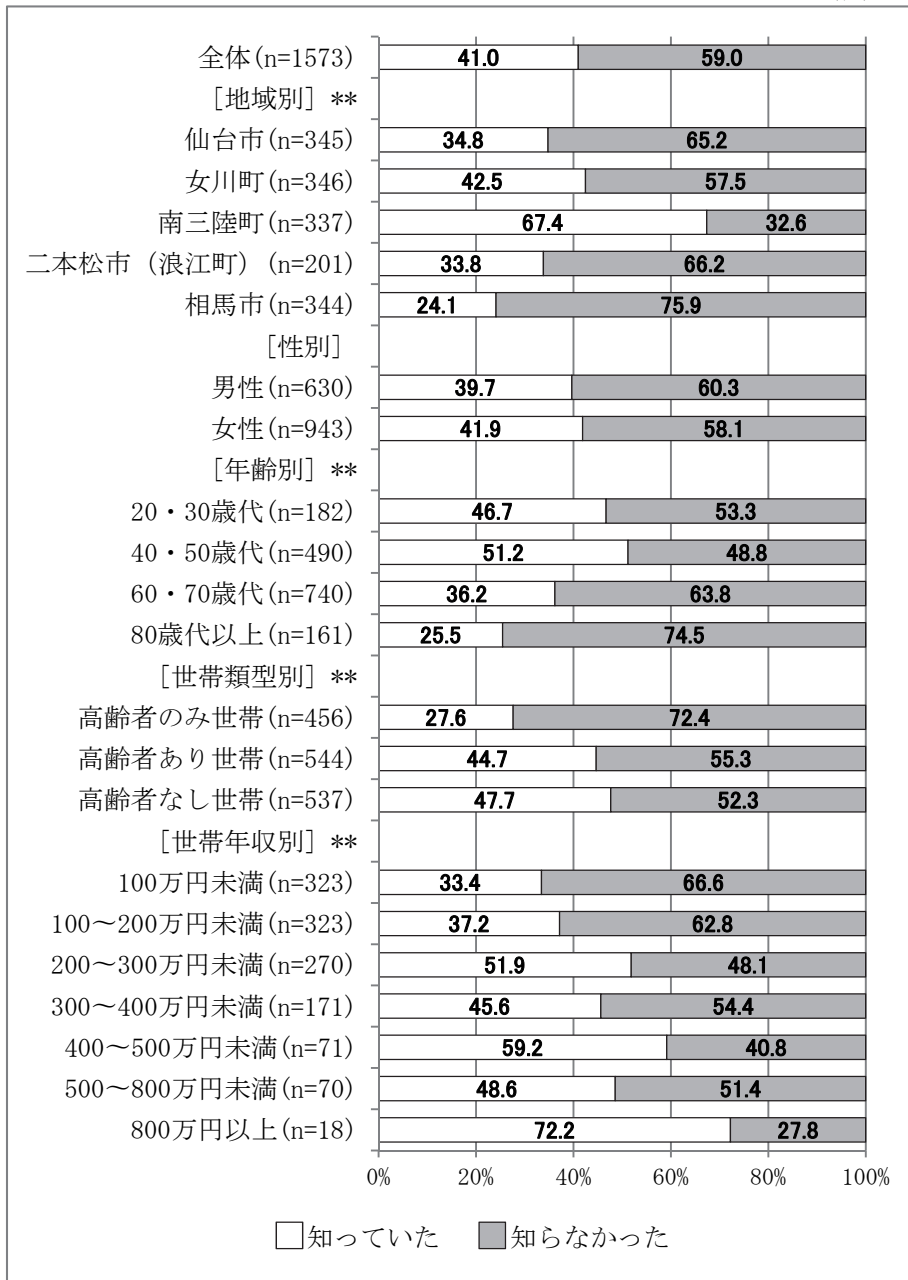
所得別では、世帯年収が「100万円未満」「100万円～200万円未満」の世帯では「知らなかった」が多く、年収がそれを超える世帯では「知っていた」が多い。

このうち、南三陸町で「知っていた」の回答が多い理由は、南三陸町には本調査実施の1年前に法テラスの出張所が開設されており、実際にも「法テラスの事務所に出向いて相談した」の回答が多かった（前述4（2）参照）ことによるものと考えられる。震災後に経験した法律問題について法テラス出張所に相談していれば当然法テラスは認知しているし、そうでなくても、地元で法テラスの出張所が開設されていることで法テラスの可視性が高まった可能性を示す結果である。

他方、年齢別、世帯類型別、世帯年収別の結果は、法テラスにとって課題を示している。回答者全体で6割近くが法テラスを知らなかったことのほか、調査結果が示すのは、高齢者や世帯年収が低い回答者ほど法テラスの認知度が低いことである（本調査の回答者の構成をみると高齢者と低収入層はある程度重なりあうが、完全に同じではない）。高齢者および収入の低い人びとは法テラスの事業の重要な対象層であるが、それらの人びとにおいて法テラスの認知度が低いという課題を示す結果である。

図表2-9-1 法テラスの認知度

(%)



(注) ** p<.01.

（２）無料法律相談の利用意向（問14）

法テラスが被災地の法的支援として実施している「無料の法律相談」および「弁護士・司法書士の費用の立て替え」について、「あなたやご家族が現在抱えている法律問題や、今後抱えるかもしれない法律問題について」利用意向があるかどうかを聞いた（問14・問15）。なお、調査票では、「無料法律相談」および「費用の立て替え」について次のような説明を行った。

「現在、法テラスでは、被災地のみなさんの法的な支援として、以下の取組みを実施しています。

①「無料の法律相談」

みなさんの資産や収入に関係なく、どなたでも無料で相談することができます。

②「弁護士や司法書士の費用の立て替え」

震災によって生じた問題で、弁護士や司法書士に裁判や調停、原発ADRの申し立て等を依頼する場合には、法テラスが、みなさんに代わってその費用を立て替えます。」

図表2-9-2は、まず「無料の法律相談」の利用意向（問14）について、全体の集計結果および地域別、回答者の性別、年齢別、世帯類型別、世帯年収別、法律専門家相談の有無別、法テラス認知の有無別の集計結果を示したものである。

全体の傾向としては「わからない」の回答が多い。回答者全体（1,567人）では、無料法律相談を「利用しようと思う」が31.6%、「利用しないと思う」が19.5%、「わからない」が48.9%である。法テラスの無料法律相談の利用意向を明確に示すのは約3割である。

地域別、回答者の性別、年齢別、世帯類型別、世帯年収別、法律専門家相談の有無別、法テラス認知の有無別の集計では、地域別、法律専門家相談の有無別、法テラス認知の有無別で有意な違いが観察された。

地域別では、女川町と南三陸町で「利用しようと思う」が多く、仙台市は「利用しないと思う」が多い。二本松市（浪江町）と相馬市は「わからない」が多い。女川町と南三陸町で「利用しようと思う」が多い結果は、この2つの地域では、震災後法律問題について法律専門家相談率が高かったことと関係していると考えられる。

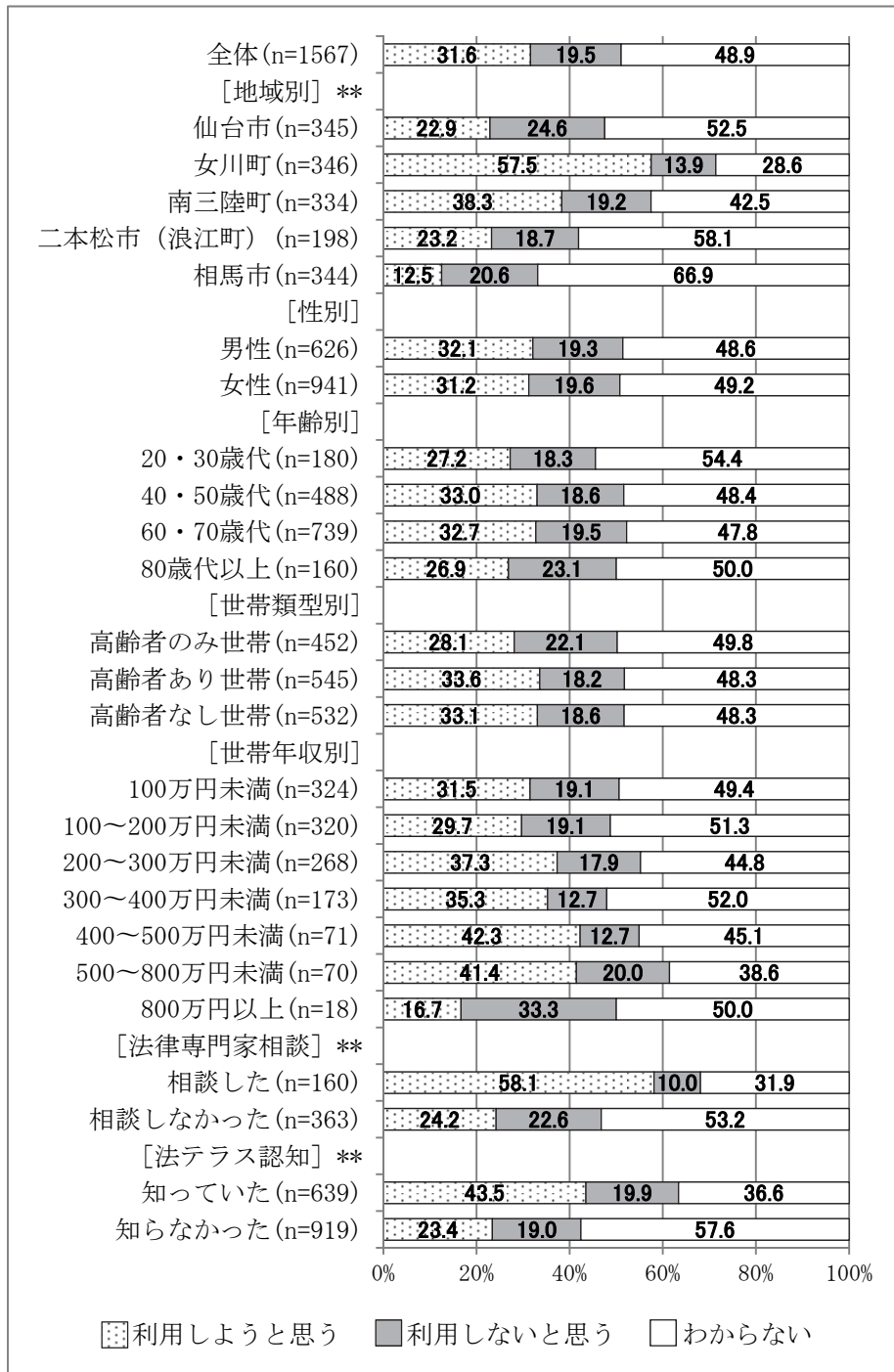
実際、震災後法律問題について法律専門家に相談しているかどうかで区別すると、「相談した」の場合に「利用しようと思う」が多く、「利用しないと思う」「わからない」が少ない。実際に法律相談を利用していることが、将来的な無料法律相談の利用意向も高めている。

法テラスの認知との関係では、法テラスを「知っていた」場合に、「利用しようと思う」が多く、「わからない」が少ない。法テラスの認知を高めることは、法テラスが提供するサービスの利用意向を高めるうえで効果があることが示唆される。

なお、回答者の性別、年齢別、世帯類型別、世帯年収別では、有意な差は見られない。

図表2-9-2 法テラスの「無料の法律相談」の利用意向

(%)



(注) ** p<.01.

（３）弁護士・司法書士の費用の立て替え制度の利用意向（問15）

費用の立て替え制度（問15）については、回答者全体（1,553人）で、「利用しようと思う」が19.6%、「利用しないと思う」が23.9%、「わからない」が56.5%である（図表2-9-3）。無料法律相談の場合以上に「わからない」が多いことにまず注意しておく必要がある。

そのうえで、地域別、回答者の性別、年齢別、世帯類型別、世帯年収別、法律専門家相談の有無別、法テラス認知の有無別に集計すると、地域別、年齢別、世帯類型別、世帯年収別、法律専門家相談の有無別、法テラス認知の有無別で、有意あるいは有意傾向の違いが観察された（図表2-9-3）。

地域別では、女川町と南三陸町で「利用しようと思う」が多く、「わからない」が少ない。逆に、相馬市で「利用しようと思う」が少なく、「わからない」が多い。ここでも女川町と南三陸町で利用意向者が多くなっていることが注目される。

年齢別では、無料法律相談の場合には違いが見られなかったが、費用の立て替え制度では違いが見られ、40・50歳代で「利用しようと思う」が多く、逆に、80歳代以上で「利用しようと思う」が少ない。

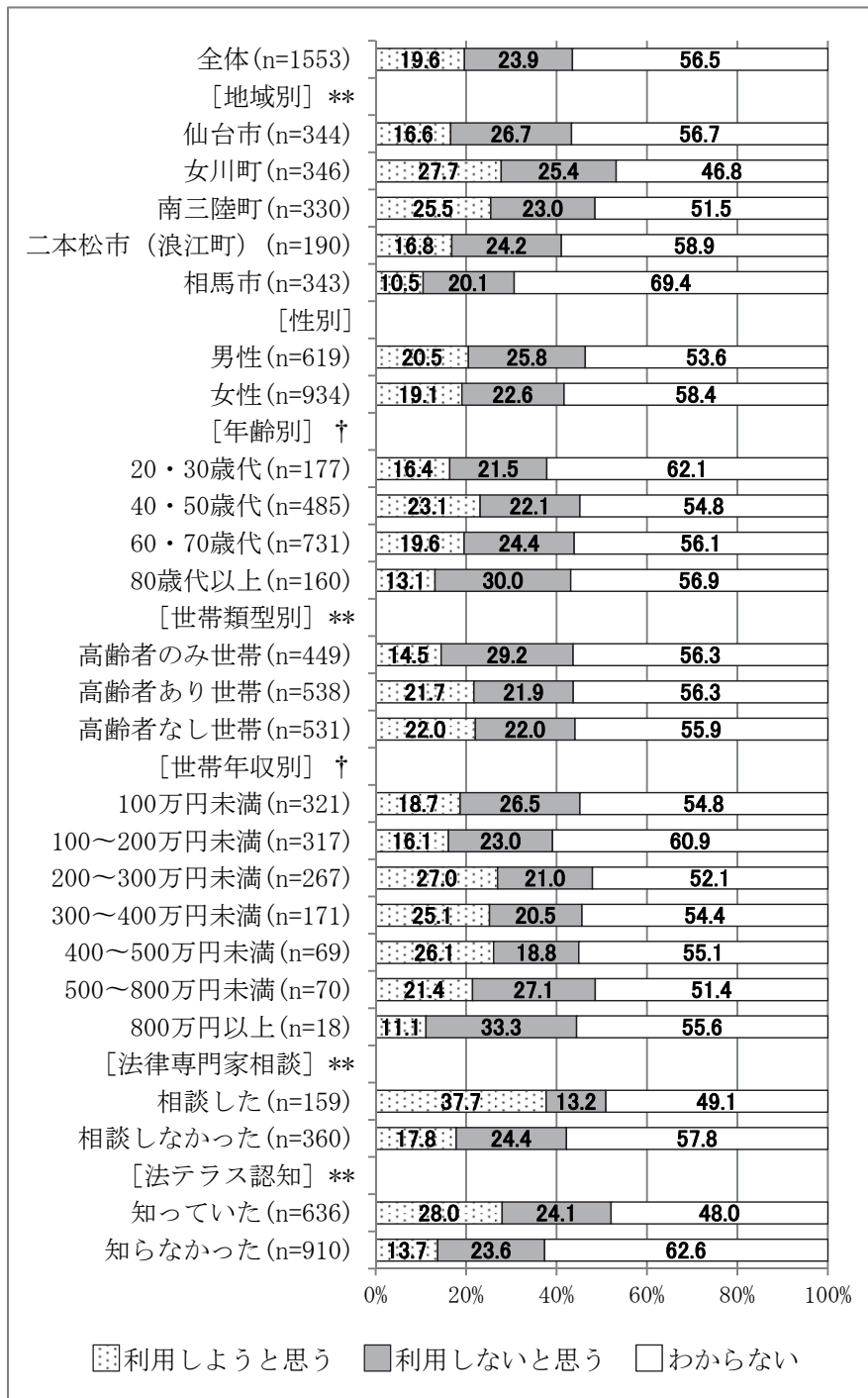
世帯類型別では、「高齢者のみ世帯」で「利用しようと思う」が少なく、「利用しないと思う」が多い。

世帯収入別では、「200～300万円」で「利用しようと思う」が多い。「100～200万円未満」では「わからない」が多い。

震災後法律問題について法律専門家に相談しているかどうかで区別すると、「相談あり」の場合に「利用しようと思う」が多く、「利用しないと思う」が少ない。無料法律相談の場合と同様、実際に法律相談を利用し、弁護士・司法書士に接触した経験を持つ回答者で費用の立て替え制度の利用意向が高い。

また、法テラスの認知との関係では、法テラスを「知っていた」場合に、「利用しようと思う」が多く、「わからない」が少ない。

図表2-9-3 法テラスの「弁護士・司法書士費用の立て替え」制度の利用意向 (%)

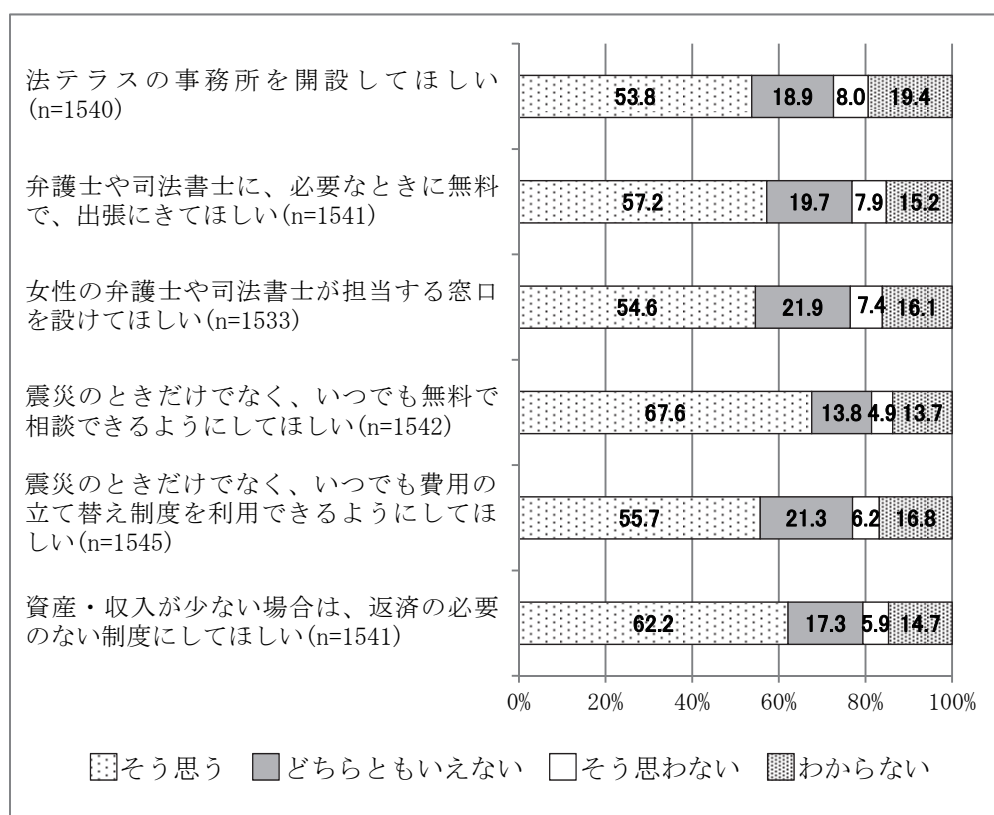


(注) ** p<.01 † p<.10.

(4) 法テラスのサービス拡充への期待 (問16)

調査では最後に、回答者の全員に、法テラスに望むこととして、「弁護士事務所が1つもない市町村には、法テラスの事務所を開設してほしい」「弁護士や司法書士に、必要なときに無料で、住まいや近くの施設などに出張に来てほしい」「女性が相談しやすいように、女性の弁護士や司法書士が担当する窓口を設けてほしい」「震災のときだけでなく、いつでも無料で相談できるようにしてほしい」「震災のときだけでなく、いつでも費用の立て替え制度を利用できるようにしてほしい」「資産や収入が少ない場合は、『費用の立て替え』ではなく、返済の必要のない制度にしてほしい」の6項目について意見を尋ねた。結果はすべての項目について、「そう思う」の肯定回答が5割を超え、とくに、「震災のときだけでなく、いつでも無料で相談できるようにしてほしい」「資産や収入が少ない場合は、『費用の立て替え』ではなく、返済の必要のない制度にしてほしい」の2項目は肯定回答が6割を超えた(図表2-9-4)。法テラスのサービス拡充への期待が強いことを示す結果である。

図表2-9-4 法テラスへの期待





10 アンケート調査結果の要約

1) 震災後法律問題の特徴

回答者の約4割（40.1%）が震災後何らかの法律問題を経験している。一人当たり平均で2.52の問題を回答しており、被災者は、複数あるいは複合的な問題に遭遇している。また、被災者が抱える問題は、各地の被災の状況を反映して地域性を持った現れ方をしている。

二本松市（浪江町）の回答者は震災後の法律問題経験率が特に高く、また、問題の種別も多様である。原発避難者の法的支援の課題としては、一般に損害賠償問題がクローズアップされるが、原発事故避難者は避難先での日常生活においても多様な問題に遭遇しており、その支援も重要である。

2) 調査結果には現れない潜在ニーズの可能性

上記の震災後の法律問題経験率が約4割という数字は、実際にはもっと高い可能性もある。追加調査として実施したインタビュー調査では、アンケート調査で法律問題を経験していないと回答した場合でも、実際には法律問題を経験しているケースがあった。

また、アンケート調査の結果において、65歳以上の高齢者のみ世帯では、65歳未満の同居者がいる世帯や、65歳未満の者だけの世帯と比較して、問題経験率が低い。高齢者にとって切実な福祉・年金に関する問題についても同じ傾向であることから、この結果は、高齢者の法的ニーズが潜在化しがちな傾向（高齢者が法律問題を「問題」として認知しない傾向）を示唆するものと考えられる余地がある。

3) 法律専門家への相談

震災後に法律問題を経験した回答者のうち、弁護士・司法書士に相談したのは、全体で3割弱（28.0%）である。

ただし、地域別にみると、法律専門家相談率が高い地域（女川町・南三陸町）と低い地域（仙台市・二本松市〔浪江町〕・相馬市）に分かれており、前者については、相談経路の分析から、避難所・仮設住宅等への出張相談および法テラスの被災地出張所開設の効果が確認された。

4) 法律専門家相談の阻害要因

調査結果からは、法律専門家相談の阻害要因として、費用・時間・手間などの「コスト」要因のほか、法律専門家に相談することの「有効性感覚の欠如」要因がクローズアップされた。

Ⅱ アンケート調査の結果

前者については震災特例措置が十分周知されていない可能性がある。後者については、すぐ後に述べるような、法律専門家への相談が問題解決に促進的な効果をもつことを周知する必要があるなどが示唆される。

5) 問題の解決状況と法律専門家への相談の効果

問題の解決率（「すでに解決した」と「まだ解決していないが、解決の方向に向かっている」の合計）は4割弱（37.1%）にとどまるが、調査結果の分析から、法律専門家への相談が問題解決にとって促進的な効果を持つことが確認された。被災者の法律専門家へのアクセスを拡充することの重要性・有効性を示す結果である。

6) 原発事故関連問題

原発事故に関連する損害賠償等の問題について、法律専門家相談率は必ずしも高くはなく（36.5%）、また、現在進行中の問題であることを反映して、解決率も低い（12.2%）。

問題経験率、東京電力への直接請求率などで、調査実施者側の想定よりかなり低い数字がみられた。回答者は、事業者から送付される書類にしたがって損害賠償を請求する場合を「法律問題」とも、「請求」とも意識していない可能性が示唆される。

7) 各種制度、法テラスの周知

調査結果は、震災特例措置、私的整理ガイドライン、震災ADRなどの制度が住民に十分周知されてない可能性を示す。調査時点での法テラスの認知度も約4割（41.0%）にとどまるとの結果であった。なお、法テラスが行う無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立て替え制度の利用意向については、すでに法律相談を行っている場合および法テラスを認知している場合に利用意向が高まる傾向が確認された。